

生活困窮者自立支援制度等の 推進について

② 改正生活困窮者自立支援法等の施行に向けて

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

平成30年10月施行分にかかる 国庫負担・補助協議について

平成30年10月施行分にかかる国庫負担・補助協議について

- 平成30年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫負担（補助）協議については、すでに当初協議（1回目及び2回目）を受け付けているところ。
- 困窮法改正に伴う平成30年10月施行分にかかる追加協議については、これから、別途、受け付ける予定であり、詳細は以下のとおり。

追加協議が必要な内容

1. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施

⇒ 三事業を実施し「政令に定める場合」（→P8）に該当する自治体は、すべて提出が必要。

【申請内容】

- ① 一体的実施による効率化の反映（就労準備支援事業と家計改善支援事業の合算単価を新たに設定）
- ② 就労準備支援事業のインセンティブ加算
- ③ 家計改善支援事業の補助率引き上げ（1/2→2/3）

2. 福祉事務所未設置町村による相談の実施

⇒ 実施を希望する町村は、都道府県と調整の上で提出が必要。

【申請内容】

- 都道府県と連携しつつ一次的な相談対応や事業の利用勧奨等を行う福祉事務所未設置町村に、自立相談支援事業と同率の補助率（3/4）を適用。（負担金ではなく補助金事業として実施）
- 申請主体は町村。

3. 都道府県による市町村支援事業の実施（追加協議分）

⇒ H30当初協議で未申請の都道府県は、提出が必要。

【申請内容】

- ① 自立相談支援事業従事者の研修
- ② 各種事業の実施体制の整備の支援
- ③ 社会資源の広域的な開拓・市域を超えたネットワークづくりの実施

①～③の事業の合計
事業費20,000千円（国庫補助：10,000千円）を
上限として補助

※ その他都道府県が市町村を支援するために実施する事業についても、上限の範囲内で実施することは可能。

※ H30当初協議で6条5号事業（都道府県による市町村支援分）として計上している場合、当初協議分から変更がなければ提出不要。

平成30年度の予算執行スケジュール(案)

時期	厚生労働省 実施内容	各自治体 実施内容
平成30年 8月	○ 「国庫負担（補助）協議（3回目）」依頼の発出 （法改正分に加え、法改正以外の追加協議も受付）	○ 追加協議にかかる国庫負担（補助）協議書の 作成・提出
9月	○ 国庫負担（補助）協議（3回目）の協議書類の 審査	○ （必要に応じて）協議内容について厚労省より ヒアリングを実施
10月	改正生活困窮者自立支援法の施行 ⇒ 改正内容を反映した実施要綱・交付要綱の発出	
11月	○ 追加内示額の通知（追加協議分） ○ 交付申請書類の提出依頼	○ 交付申請書類の提出 （当初協議分＋追加協議分）
12月	○ 交付決定 （当初協議分＋追加協議分）	○ 交付決定通知書の受領

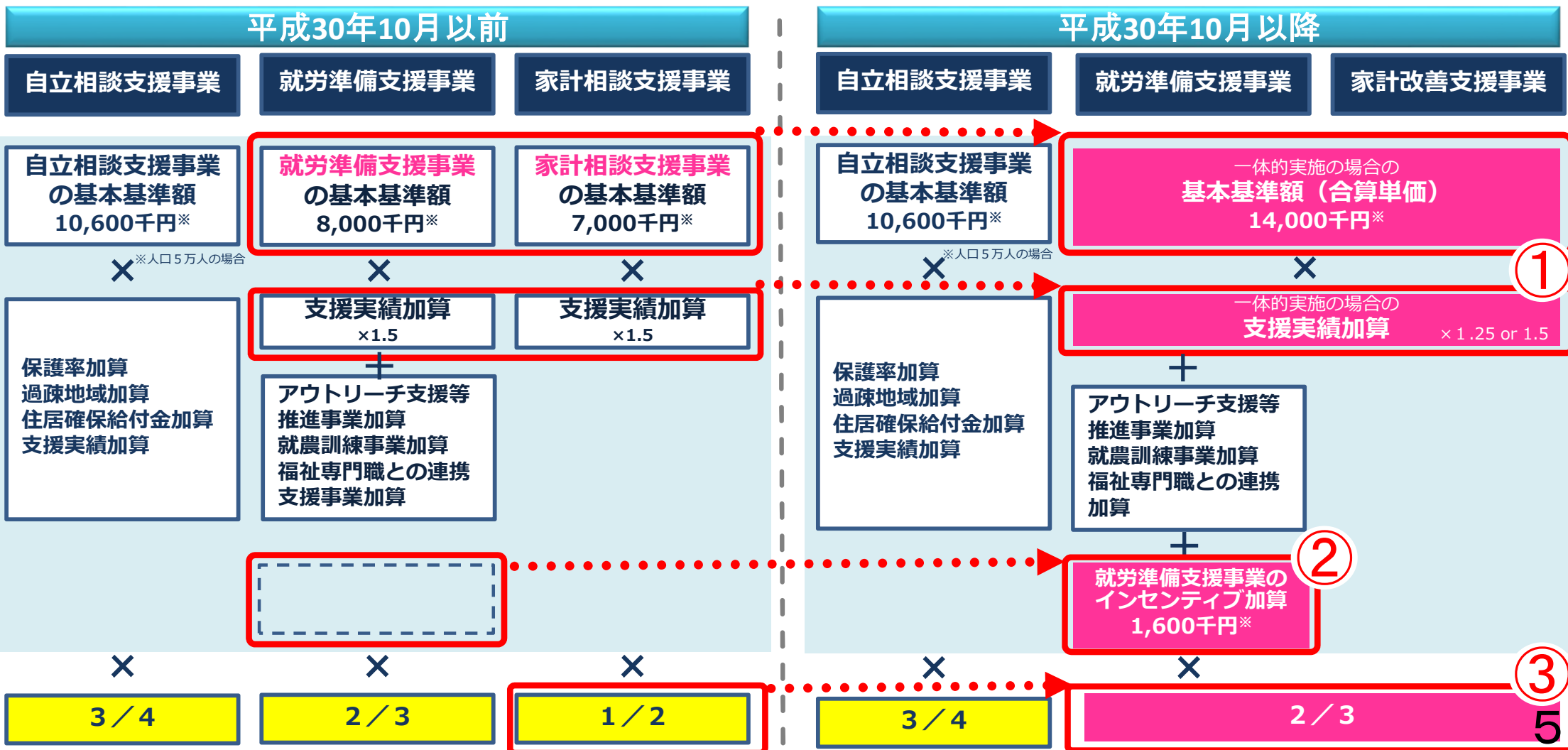
※ 掲載したスケジュールは現時点のものであり、今後変更となる可能性がある。

就労準備支援事業・家計改善支援事業の基本基準額等

○ 自立相談支援事業と併せて、就労準備支援事業と家計改善支援事業を実施し、かつ、「効果的かつ効率的に行われている場合として政令に定める場合に該当するとき」は、平成30年10月以降、以下の算定方法を適用する。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業の基本基準額を一本化（合算単価）し、両事業間で弾力的な執行を可能とする。
- ② 就労準備支援事業の利用を促進する観点から、特定の取組（→P7）を実施する場合に加算（インセンティブ加算）を行う。
- ③ 家計改善支援事業の補助率を2分の1から3分の2に引き上げる。

参考）自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施している場合の国庫負担（補助）金の算定方法



① 就労準備支援事業と家計改善支援事業の合算単価の適用

- 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することにより、事業間の相互補完的・連続的な支援が高まることで、生活困窮者に対するより効果的な支援が可能になるほか、両事業を一体的に実施した場合には業務の効率化が図られることも想定されること等から、**両事業の基本基準額の合計額から▲10%の効率化効果を見込んだ『合算単価』を適用し、両事業間で弾力的な執行を認める**こととする。
- これに併せて、現行の「支援実績加算」の適用乗率についても、合算単価に対応した乗率・算定要件を新設する。

就労準備支援事業と家計改善支援事業の合算単価

人口区分	現行		
	就労準備 a	家計改善 b	合計 c(a+b)
2万人未満	5,000	3,000	8,000
2万人以上～3万人未満	6,000	4,000	10,000
3万人以上～4万人未満	7,000	5,000	12,000
4万人以上～5.5万人未満	8,000	7,000	15,000
5.5万人以上～7万人未満	9,000	8,000	17,000
7万人以上～10万人未満	11,000	10,000	21,000
10万人以上～15万人未満	14,000	12,000	26,000
15万人以上～20万人未満	17,000	15,000	32,000
20万人以上～30万人未満	20,000	18,000	38,000
30万人以上～40万人未満	25,000	20,000	45,000
40万人以上～50万人未満	30,000	23,000	53,000
50万人以上～60万人未満	32,000	25,000	57,000
60万人以上～70万人未満	34,000	27,000	61,000
70万人以上～80万人未満	36,000	28,000	64,000
80万人以上～90万人未満	38,000	29,000	67,000
90万人以上～100万人未満	40,000	30,000	70,000
100万人以上～110万人未満	50,000	40,000	90,000
110万人以上～120万人未満	51,000	41,000	92,000
⋮	⋮	⋮	⋮
250万人以上～260万人未満	65,000	55,000	120,000
260万人以上～270万人未満	66,000	56,000	122,000
270万人以上～280万人未満	67,000	57,000	124,000
280万人以上～290万人未満	68,000	58,000	126,000
290万人以上～300万人未満	69,000	59,000	128,000
300万人以上	70,000	60,000	130,000

基本基準額

合算単価
$c * 0.9$
7,000
9,000
11,000
14,000
15,000
19,000
23,000
29,000
34,000
41,000
48,000
51,000
55,000
58,000
60,000
63,000
81,000
83,000
⋮
108,000
110,000
112,000
113,000
115,000
117,000

×



② 就労準備支援事業のインセンティブ加算の算定

- 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業との一体的実施に加えて、**就労準備支援事業の利用を促進する観点等から下表の取組を実施する場合には、人口区分に応じて、基本基準額に一定額を加算（インセンティブ加算）**する。
- ただし、**基本基準額を超える部分については、下表の取組の費用に充てるものとする。**

取組内容	趣旨・目的	概要	加算額の充当イメージ	加算単価	
				人口区分	単価
就労に向けた外出を促進する費用	利用者に対し、自立に向けた意欲喚起や社会に出るきっかけづくりを行うため、就労に向けた第一段階として、まずは外出を促す取組を推進する。	外出する際の同行や移動に要する費用（例：移動や送迎のための車のリース代、燃料代等の費用など）や外出のきっかけづくりとなる物品の備品購入費用（例：貸出用自転車など）等について、加算の仕組みを設ける。		2万人未満	1,000
就労体験先の受入促進に要する費用	多様な就労体験先の確保を図るため、利用者の受入を行う協力事業所に対するインセンティブの付与を行う。	利用者が就労体験を利用した場合に、就労体験先に受入の促進に係る費用を支出し、就労先が利用者へ工賃を支払うインセンティブとするため、加算の仕組みを設ける。		2万人以上～3万人未満	1,200
就職に向けた準備に要する費用	経済的課題を抱えているために、就職に向けた準備に必要な費用が負担できず、就職に向けた活動が思うように進まない事態を解消する。	就職に向けた準備として、就職に向けた活動に要する費用（例：貸出用携帯電話など）について、加算の仕組みを設ける。		3万人以上～4万人未満	1,400
就職後の定着支援を行う費用	就労準備支援事業の利用者は、不安定な状態のまま職に就くことが多いことから、就職後も継続して支援を実施していくことが重要であり、定着支援の取組を推進する。	定着支援を実施する就労準備支援担当者の配置に要する費用や、定着支援の一環として、就労準備支援事業の利用終了者に訪問同行してもらったり、利用体験談を語ってもらうなどのピアサポート的役割を果たす取組の実施に要する費用等について、加算の仕組みを設ける。		4万人以上～5.5万人未満	1,600
訪問支援の強化を行う費用	訪問支援を実施するに当たっては、利用者や家族との相性や話しやすさなどに留意して、支援者側との関係性を築くことが重要である。	就労準備支援事業の訪問支援を複数人で行うための就労準備支援担当者の配置に要する費用等について、加算の仕組みを設ける。		5.5万人以上～7万人未満	1,800
その他就労準備支援事業の利用の促進に資すると認められる費用（個別協議）				7万人以上～10万人未満	2,200
			10万人以上～15万人未満	2,800	
			15万人以上～20万人未満	3,400	
			20万人以上～30万人未満	4,000	
			30万人以上～40万人未満	5,000	
			40万人以上～50万人未満	6,000	
			50万人以上～60万人未満	6,400	
			60万人以上～70万人未満	6,800	
			70万人以上～80万人未満	7,200	
			80万人以上～90万人未満	7,600	
			90万人以上～100万人未満	8,000	
			100万人以上～110万人未満	10,000	
			110万人以上～120万人未満	10,200	
			120万人以上～130万人未満	10,400	
			130万人以上～140万人未満	10,600	
			140万人以上～150万人未満	10,800	
			150万人以上～160万人未満	11,000	
			160万人以上～170万人未満	11,200	
			170万人以上～180万人未満	11,400	
			180万人以上～190万人未満	11,600	
			190万人以上～200万人未満	11,800	
			200万人以上～210万人未満	12,000	
			210万人以上～220万人未満	12,200	
			220万人以上～230万人未満	12,400	
			230万人以上～240万人未満	12,600	
			240万人以上～250万人未満	12,800	
			250万人以上～260万人未満	13,000	
			260万人以上～270万人未満	13,200	
			270万人以上～280万人未満	13,400	
			280万人以上～290万人未満	13,600	
			290万人以上～300万人未満	13,800	
			300万人以上	14,000	

③ 家計改善支援事業の補助率の引き上げ

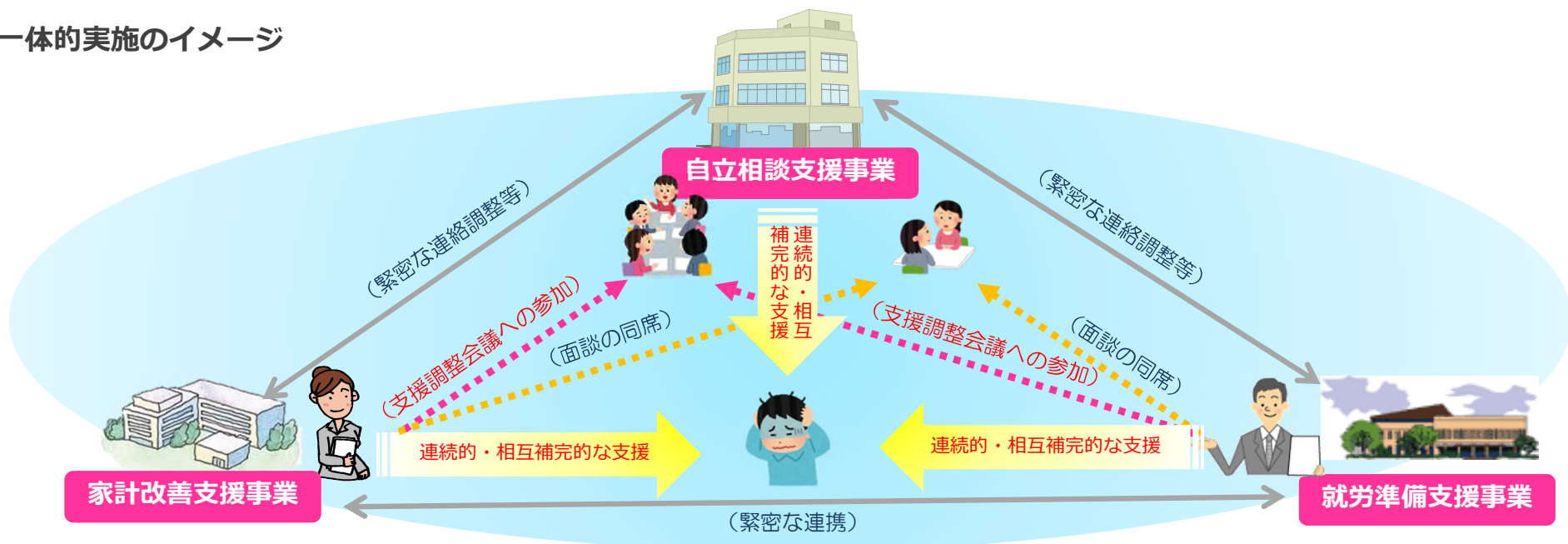
- 就労準備支援事業と家計改善支援事業を効果的かつ効率的に実施した場合には、家計改善支援事業の補助率を現行の1/2から2/3に引き上げることをしている。
- その要件については、改正法において、「就労準備支援事業及び家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するとき」とされており、今後、具体的に政令で定めることとなる。

政令に定める内容

- ◇ 自立相談支援事業と併せて、就労準備支援事業と家計改善支援事業の両方を実施していること
- ◇ 就労準備支援事業を実施する者と家計改善支援事業を実施する者との間で生活困窮者の支援に当たって緊密な連携が確保されていること

※ 具体的には「生活困窮者に対する個別支援計画の協議に両事業の実施者も参画していること」を要件とする予定。

(参考) 一体的実施のイメージ



※ この「一体的実施」については、自立相談支援事業と両事業の間で効果的かつ効率的な実施体制が確保されているかどうかといった観点から判断することを想定しており、三事業の委託先が同一であることを求めるものではない。

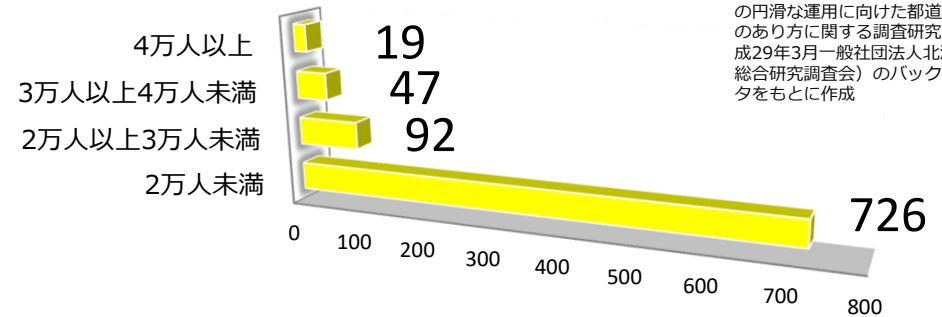
福祉事務所未設置町村による相談の実施の基本基準額

- 当該事業については、都道府県との連携を前提としつつ、一次的な相談対応や事業の利用勧奨、都道府県の支援のサポートなどその実施内容が自立相談支援事業に類似していることから自立相談支援事業と同率の補助率（3/4）を適用。
- 基本基準額についても**自立相談支援事業の基準単価をそのまま適用**する。

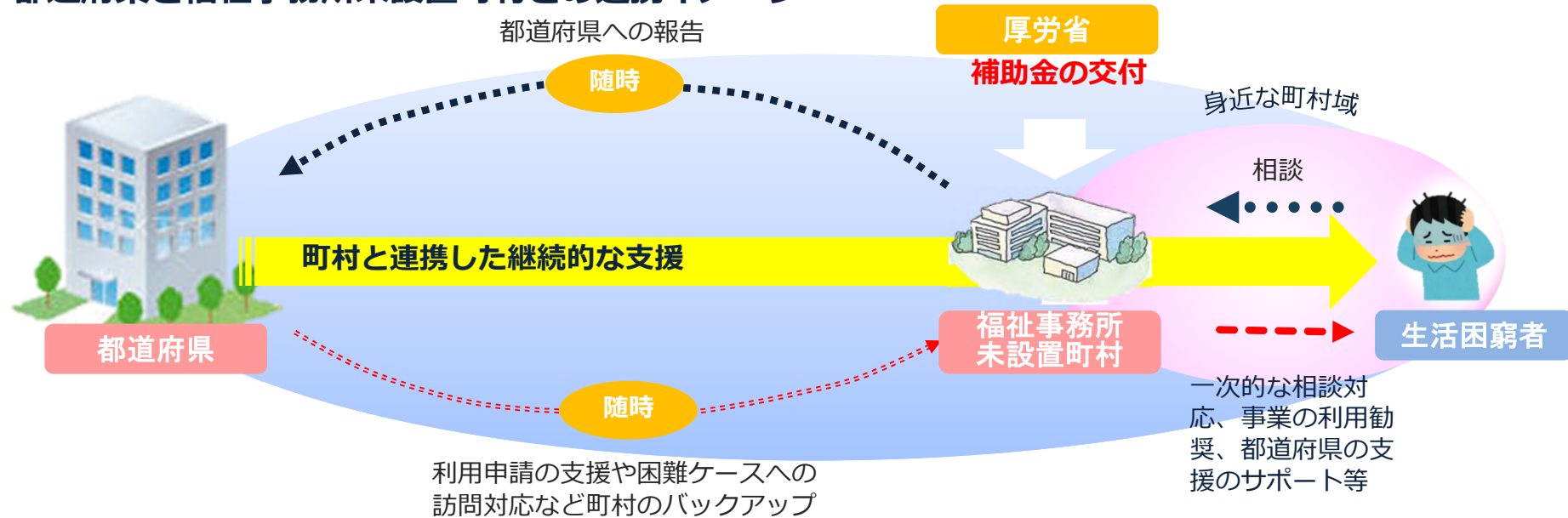
福祉事務所未設置町村による相談の実施の基本基準額

人口区分	町村数	構成割合	基準額 (自立と同額)
2万人未満	726町村	82.1%	5,000,000
2万人以上3万人未満	92町村	10.4%	7,000,000
3万人以上4万人未満	47町村	5.3%	9,000,000
4万人以上5.5万人未満	19町村	2.2%	10,600,000
合計	884町村	100.0%	-

(参考) 福祉事務所未設置町村の人口構成



(参考) 都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



都道府県による市町村支援事業の基本基準額等

- 当該事業においては、①自立相談支援事業従事者の研修、②各種事業の実施体制の整備の支援、③社会資源の広域的な開拓・市域を超えたネットワークづくりの実施を想定。
- 当該事業の基本基準額の上限額は、20,000千円とし、それぞれの取組ごとの目安額は以下のとおりとする。

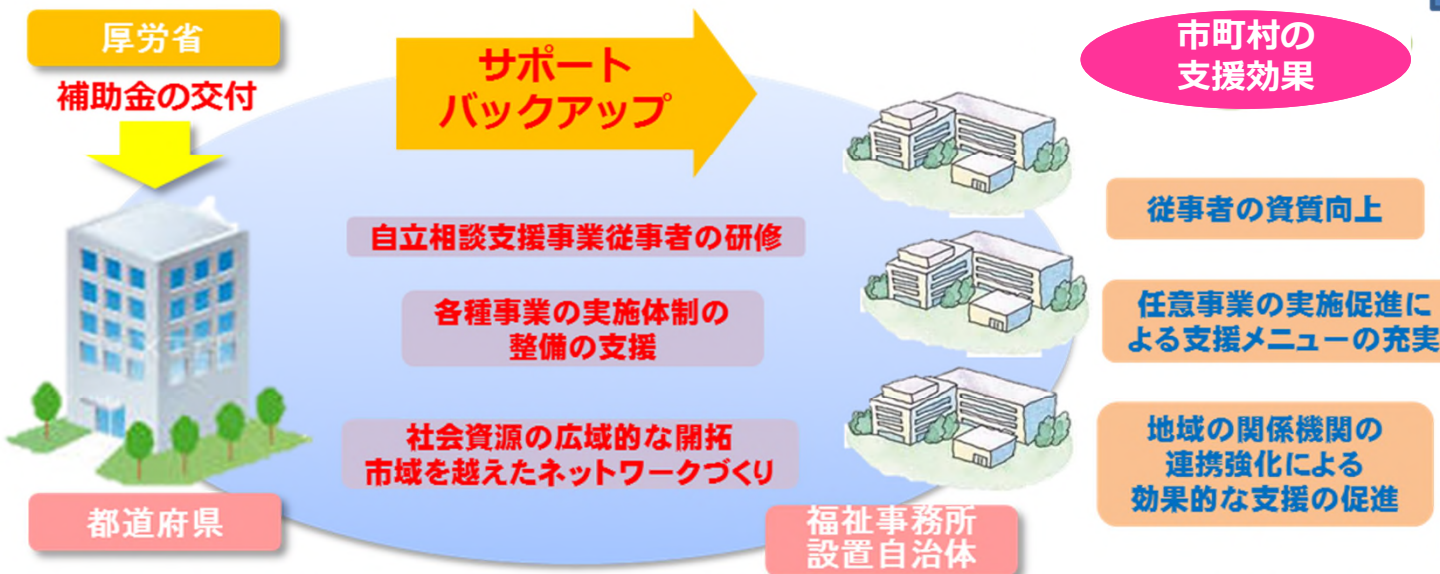
都道府県による市町村支援事業の基本基準額と目安額

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| ① 自立相談支援事業従事者の研修 | (目安額) 10,000千円 |
| ② 各種事業の実施体制の整備の支援 | (目安額) 5,000千円 |
| ③ 社会資源の広域的な開拓・地域を超えたネットワークづくり | (目安額) 5,000千円 |

①～③の事業の合計
事業費20,000千円
 (国庫補助：10,000千円)
 を上限として補助

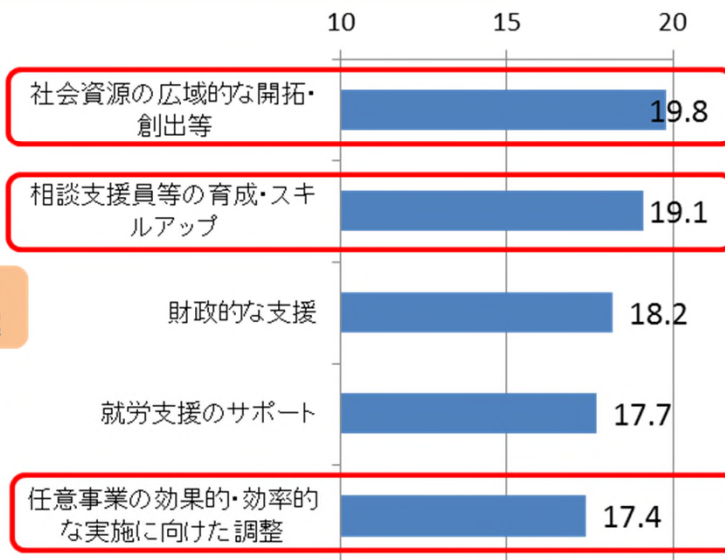
※ 基本基準額の上限の範囲内で①～③以外の事業（その他都道府県が市町村を支援するために実施する事業）も実施可能

(参考) 都道府県による市町村支援のイメージ



都道府県に特に実施して欲しい事業 (福祉事務所設置自治体が回答)

※上位5位のみ



(単位: %)

(出典) 平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた都道府県のあり方に関する調査研究」(一般社団法人北海道総合研究調査会)

支援会議の設置・運営に関する 留意事項等について

支援会議の概要

○ 平成29年12月15日にとりまとめられた「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」では、「例えば、「支援調整会議」の仕組みを活用し、**構成員の守秘義務を設けること**で、関係機関間で把握している**生活困窮者に関する情報の共有を、必ずしも本人の同意がない場合も含めて円滑にし、生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための情報共有の仕組みを設けるべき**」と指摘。これを受け、改正法では以下の内容を規定することにより、**構成員同士の情報共有の仕組みを構築**。

- ◆ 事業実施自治体は、**関係機関や委託事業者等を構成員とする、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換**や**生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討**を行うための会議を組織することができること
(法第9条第1項及び第2項)
- ◆ 生活困窮者に関する関係者間の情報共有を円滑に行うため、**会議の構成員に対する守秘義務を設けること** (法第9条第5項)
- ◆ 上記守秘義務の規定に違反して秘密を漏らした者については、**一年以下の懲役又は百万円以下の罰金**に処すること (法第28条)

支援会議とは

◇ 会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、**構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とする**ものであり、地域において関係機関等がそれぞれ把握している**困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有**や**地域における必要な支援体制の検討**を行うもの

支援調整会議との違い

(参考) 支援会議と支援調整会議の目的等

	支援会議	支援調整会議
主な目的	関係機関間の情報共有	支援プランの決定
法的根拠	あり	なし
対象	生活困窮者に限らない	生活困窮者
本人同意の有無	なくても可	必要

◇ 支援調整会議は、個々の生活困窮者の**支援プランの決定等**を行い、**その後の支援につなげることを目的に行うもの**であり、支援会議とは、その目的や対象となる範囲等が異なる。

(右表参照)

支援会議の意義

◇ 支援会議においては、地域の関係機関や生活困窮者自立支援制度の各事業の委託を受けた者等が、生活困窮者等に関する情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことになるため、以下のメリットがある。

- ① 生活困窮者等を**早期に発見**することができる。
- ② 生活困窮者等に対して、**迅速に支援を開始**することができる。
- ③ 各関係機関等が連携を取り合うことで**情報の共有化が図られる**。
- ④ 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の中で、**それぞれの役割分担について共通の理解を得る**ことができる。
- ⑤ 関係機関等の役割分担を通じて、**それぞれの機関が責任をもって関わる**ことのできる体制づくりができる。
- ⑥ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、**支援を受ける生活困窮者やその世帯にとってよりよい支援が受けられやすくなる**。
- ⑦ 関係機関等が分担をしながら個別の事例に関わることで、**それぞれの機関の限界や大変さを分かちあう**ことができる。

関係機関の狭間で適切な支援が行われなかった事例を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする方を早期に把握し、確実に相談支援につなげることができるような環境整備が期待される

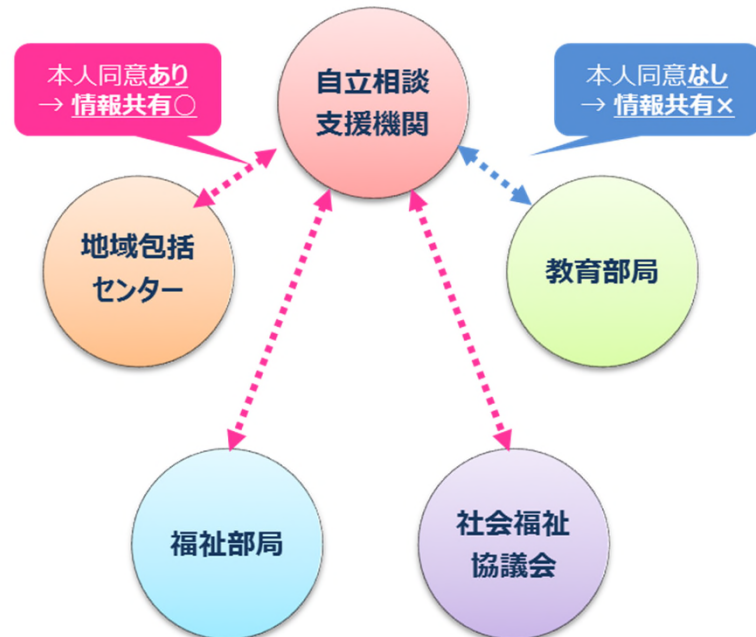
支援会議の仕組み

- これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから**情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視**されてきた。
- このため、改正法では支援会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけること**によって、**支援関係者間の積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを新設**した。

※ **支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば**、各自治体の判断で「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など**既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない**。

現行制度における課題

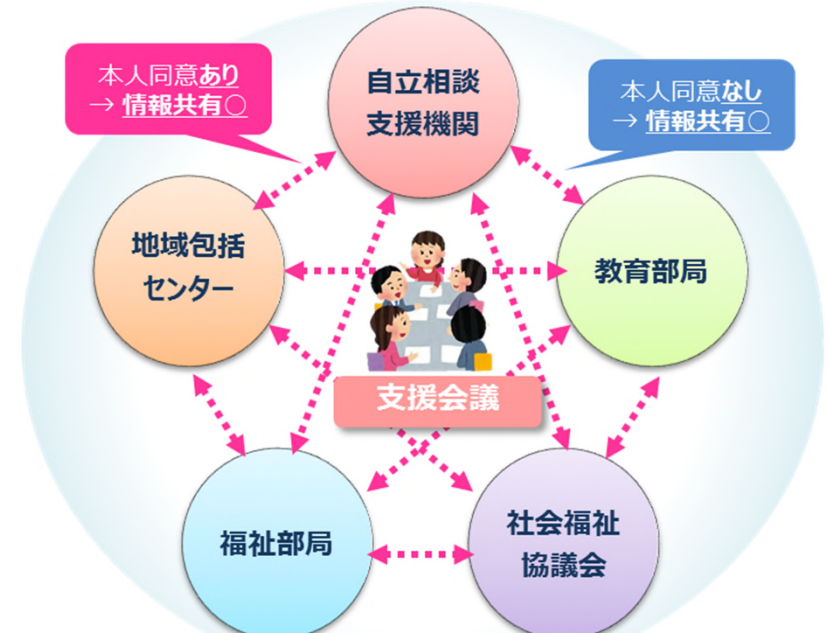
- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
 - ・ 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
 - ・ 同一世帯の様々な人が別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているがそれらが世帯全体の課題として把握・共有されていないケース等の中には、**世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケース**がある。



各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
 - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**



支援会議における守秘義務

支援会議で取り扱う事例

○ 支援会議で取り扱う事例は、主に以下のような事案が考えられる。

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、**支援に当たって連携すべき部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案**
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているが、それが**世帯全体の課題として、関係者間で把握・共有されていない事案**
- ◆ **より適切な支援を行うために、他の関係機関等と情報を共有しておく必要があると考えられる事案**

※ 生活困窮に陥る背景や要因は多種多様であることから、具体的な対象者やイメージ、またその優先順位等は、各自治体において実践を積み重ねていくこと等により整理・標準化していくプロセスが重要

(参考) 支援会議で取り扱う事例のイメージ

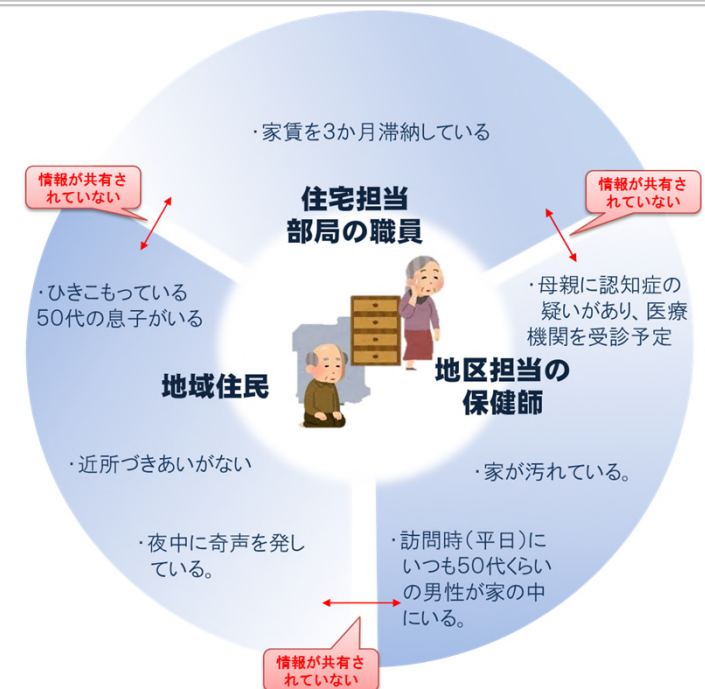
事例の概要

- ◇ 高齢の80代の母親と、50代の長男の2人世帯。長男は長期のひきこもり状態にあり仕事はしておらず、夜中に奇声を発するなど精神疾患が疑われる。
- ◇ 現在は母親の年金収入で生活しているが公営住宅の家賃は滞納が続いている。母親は認知症が疑われ、地区担当の保健師の働きかけで、近く、専門医を受診予定。

問題点

50代の息子が精神科の治療を受けつつ、就労準備支援事業等を利用して就労自立するための能力を身につけておかないと、母親が亡くなったり、介護サービスや医療サービスを利用して支出が増えると**急速に経済的な困窮に陥る蓋然性が高い**。

そのような状況にあるにもかかわらず、保健師、地域住民、住宅担当部局職員の把握している情報が分断されているため、**世帯全体としての支援の必要性が認識されていない**。



支援会議において、関係者間の情報共有を図ることにより、世帯全体の課題や経済状況等を把握した上で、相互に早期的・相互補完的な支援を行うことが可能になる。

相談につなぐ連携体制の構築が必要であったと考えられる事案

- 2014年9月、家賃の滞納を理由に県営住宅から退去を迫られた母親が、強く追い詰められ娘を窒息死させてしまう事件が発生。
- これを制度の問題として受け止めた場合、庁内および庁外関係機関との密接な連携体制の構築が課題として指摘されてきた。
- 支援や体制整備の遅れは、ときに生命に大きな影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要である。

A市で発生した事件の概要（報道より。以下同じ。）

- Bさん(女性40代)は、娘(中学生)との二人暮らし。県営住宅で暮らしていたが、パート収入が減り2年前から家賃が支払えなくなる。
- 県は、Bさんに対して複数回にわたり支払いの督促を行った。しかしながらBさんは、家賃を支払うことができず、ついに県から立ち退き命令が下る。
- 県営住宅から退去する当日、Bさんは「県営住宅を退去すれば生きていけなくなる」と強く追い詰められ、娘を窒息死させてしまう。

経緯(公的機関との関わり)

- 県が発出した支払いの督促状には、「事情がある場合は相談に応じる」と記されていたが、Bさんが県に家賃の相談をするとはなかった。
- Bさんは、過去に国民健康保険の担当課で短期被保険者証の手続きをし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度概要は聞いたものの再び相談はなかった。

【事例から見える課題】

- Bさんは複数の課題を有しており、さまざまな制度をひとりで積極的に調整することは容易でなかったとも推察。
- Bさんは既に複数の相談窓口に行っていたが、問題の解決には至らなかった。
- 各相談窓口で得られた情報が、他の関係部署と共有されることはなかった。
- 利用できる制度やサービスは存在していたが、Bさんには必要な情報が届いていなかった。

必要な取組

① 庁内体制、関係機関との連携体制の構築

※本件では、県と市との連携も重要であったことに留意

② 相談窓口における適切な支援の提供

- ・ 主管部局又は自立相談支援機関においては、相談者の話を丁寧にアセスメントするとともに、気になる相談者については引き続きフォローを行うなど、本人主体による相談支援を実施することが求められる。

当該事案は新聞紙上で、『生活困窮 なぜ救えなかった』と大きく取り上げられた。このような事例はどの地域でも起こりうるものと考えべき。

支援会議の構成員

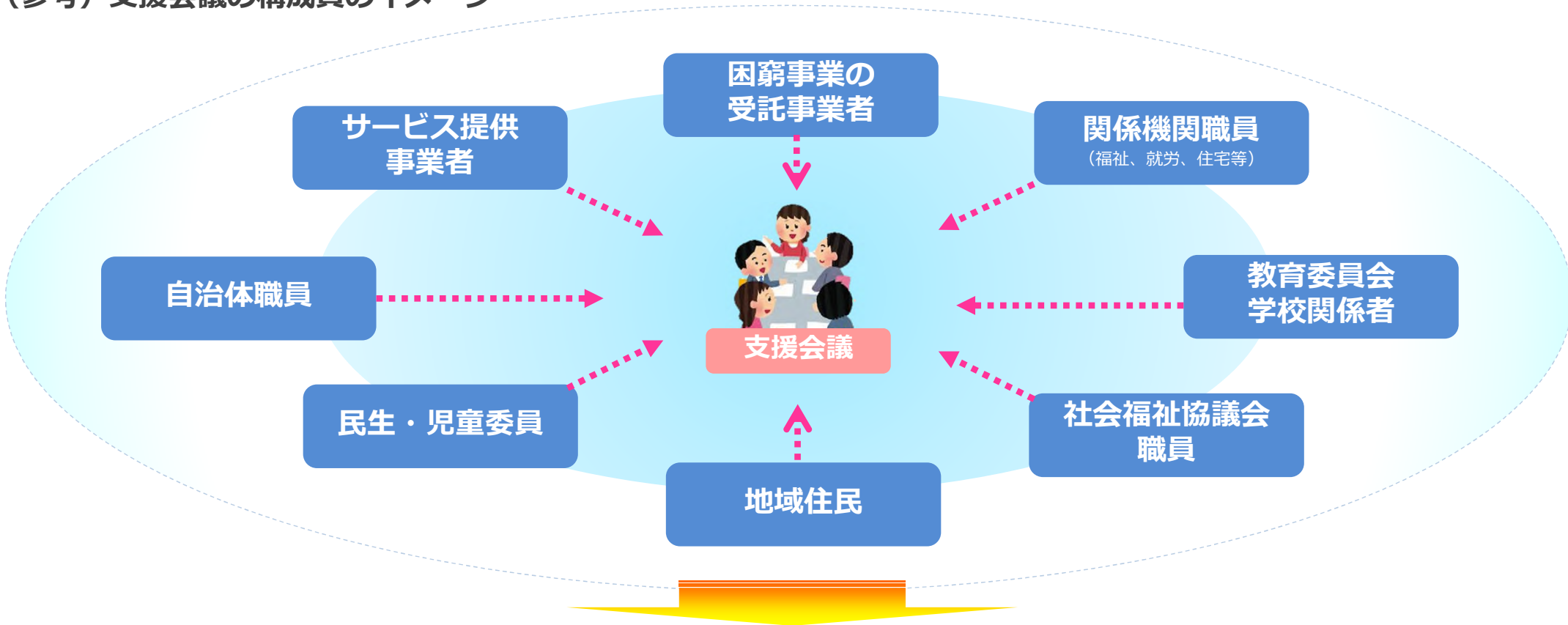
○ 支援会議の構成員については、主に以下の者や機関を想定している。都道府県が支援会議を設置する場合は、管轄地域が広範囲に及んでいることから、これに加えて、管轄する町村の職員を構成員に委嘱すること等も考えられる。

◆ 自治体職員 ◆ 自立相談支援事業の相談支援員 ◆ サービス提供事業者 ◆ 地域において生活困窮者に関する業務を行っている福祉、就労、住宅その他の関係職員 ◆ 教育委員会、学校関係者 ◆ 社会福祉協議会職員 ◆ 民生・児童委員 ◆ 地域住民 など

※ メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に支援会議のメンバーを案件や開催時期等によって異なるものとする可

構成員への謝金など『支援会議の設置・運営に要する費用』については、**自立相談支援事業の国庫負担対象経費として取扱うものとする**

(参考) 支援会議の構成員のイメージ



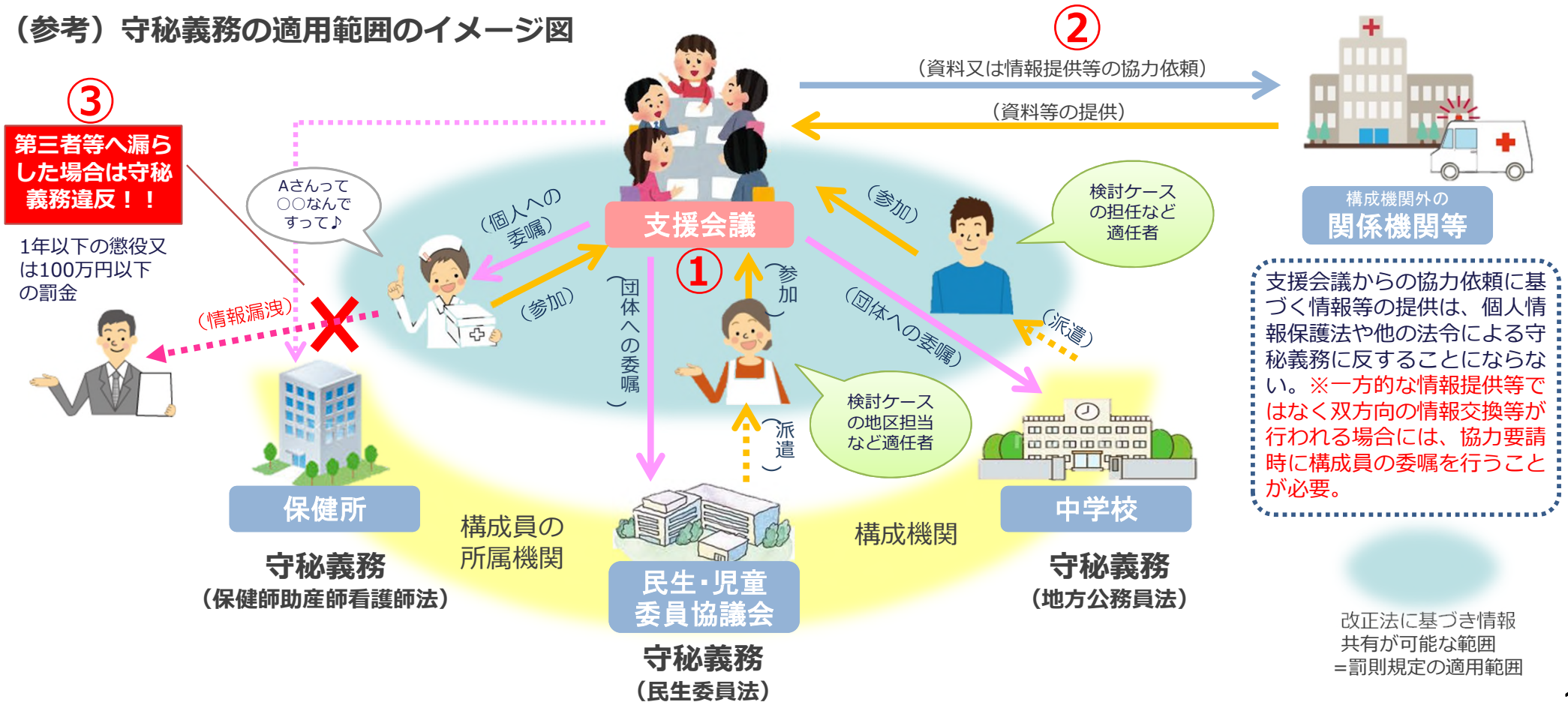
関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることの体制づくりが各地域において推進される

支援会議における守秘義務の適用範囲

- ① 改正法では、生活困窮者に対する支援に携わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における個々の生活困窮者等に関する情報共有を行えるようにした。**
- ② また、生活困窮者に関する情報の交換等を行うために必要がある場合は、**関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能になる。**
- ③ なお、支援会議の構成員は正当な理由なく、支援会議の中で共有された生活困窮者等に関する個人情報等を支援会議の外へ漏れいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される**ことになる。

※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている**税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。**

(参考) 守秘義務の適用範囲のイメージ図



支援会議に関する留意事項

支援会議で共有された情報を活用して、相談員や構成員が対象となる世帯にアウトリーチ等を行うことは、自ら相談に訪れることのできない生活困窮者等を早期に支援につなげるための積極的な支援方策の一つ。

ただし、生活困窮者は、生活上さまざまな不安や悩みを抱えており、**個人情報**が**自分の知らないところで広がっていくことに不安を感じる場合も少なくない**ため、本人の同意がない中で「家庭」や「居場所」といった個人のプライベートな領域へ介入を行ったり、支援機関等との信頼関係が構築されていない段階でむやみに干渉することで、**かえって心理的に追い込んでしまう結果となることも考えられる**。

このため、どのような方法で支援につなげるかについては、**支援会議で得られた情報が本人の同意を得ていないことを十分に認識した上で**、多様な関係者や有識者も交えて当事者が負担感や抵抗感を感じないようなアプローチや支援手法を**慎重に検討し**、**一定の時間をかけて信頼関係を構築していくプロセスが重要**。

こうした留意事項等の詳細については、今後、ガイドラインに明記し、周知徹底を図る予定

事業の委託に当たっての 留意点について

生活困窮者自立支援法の各事業の委託について

- 生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、社会保障審議会の報告書において、以下の指摘があった。
 - ・ 「施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、**事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保**や、**質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要**である」こと
 - ・ 「事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、**その委託に当たっての留意点等を示すべき**である」こと
- この報告書の内容も踏まえ、平成30年3月1日に開催した全国主管課長会議の場を通じて、以下のとおり委託先選定に当たっての留意点を都道府県等に対して周知。

委託先の選定に当たっての留意点

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、**これまでの事業の評価結果を踏まえたもの**であること
- ・ **事業の内容に着目した選定**が望ましいこと
- ・ **事業を利用する方の視点も踏まえた選定**が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、**事業の継続性の観点**にも留意すること
- ・ 制度施行後3年目と間もない期間の中で、**従事者の質的・量的確保を配慮した視点**も重要であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、**価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと**

こうした留意点の徹底により、生活困窮者自立支援制度の各事業における**支援の質の維持と継続性、委託事業における質の高い支援を行うことができる職員の安定的確保等**を図る。

※ 今後通知を発出予定

平成30年3月1日 社会・援護局関係主管課長会議資料(抄)

生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について(平成27年3月27日 社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)において委託先の選定に当たっての考え方を示しており、具体的には、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員の配置、法の理念に即した支援を展開できること、職員に対する指導・育成等を行う体制等が必要であるとともに、自治体と委託先事業者と適切に役割分担を行うことが重要としている。

そのような中、事業者や自治体等から、事業の委託のあり方について、事業における支援の質の維持と継続性、委託事業における職員の安定的確保の必要性等を考慮した委託事業者への委託のあり方等について検討すべきという声が寄せられており、また、事業の質の維持等の観点から事業の内容・経験・実績を中心とした総合的な評価を行うべきであり、価格のみの評価を行うことはその観点から適切ではないとの意見があった。

部会報告書においては、

「○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。

○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、その委託に当たっての留意点等を示すべき」とされている。

こうしたことを踏まえ、委託先の選定に当たっての留意点を以下のとおりお示しするので、今後の事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

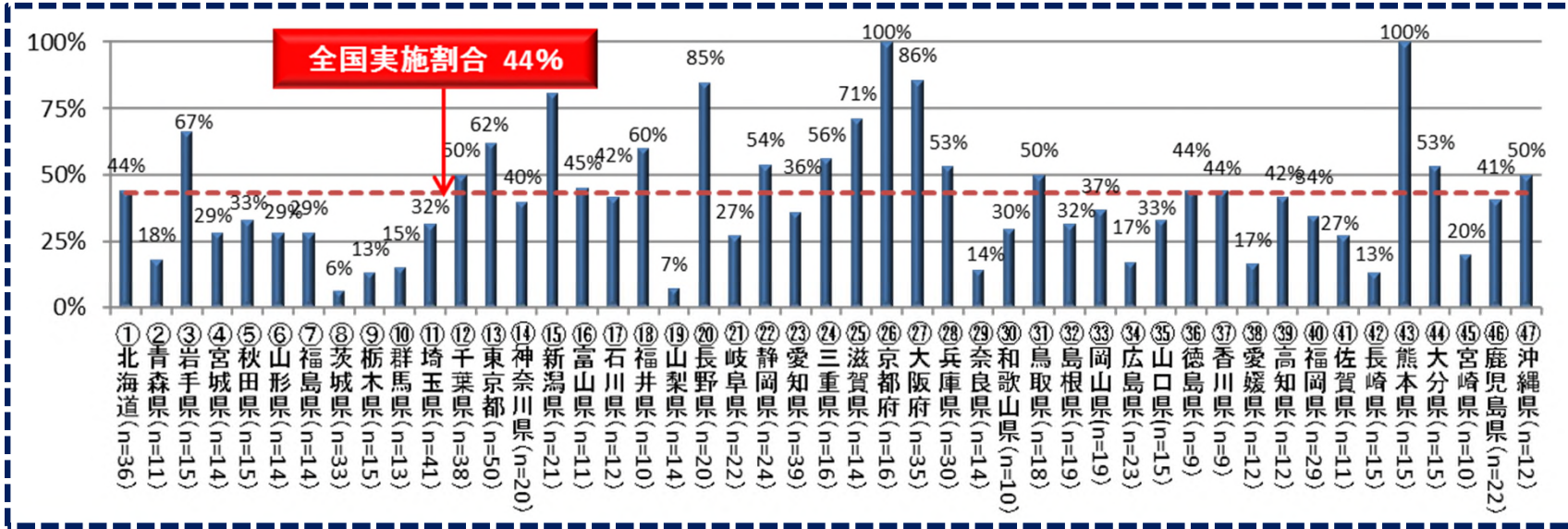
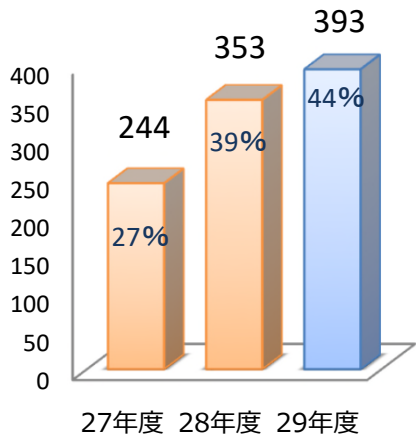
- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、事業の継続性の観点にも留意すること
- ・ また、制度施行後3年目と間もない期間の中で、従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと

就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施の促進について

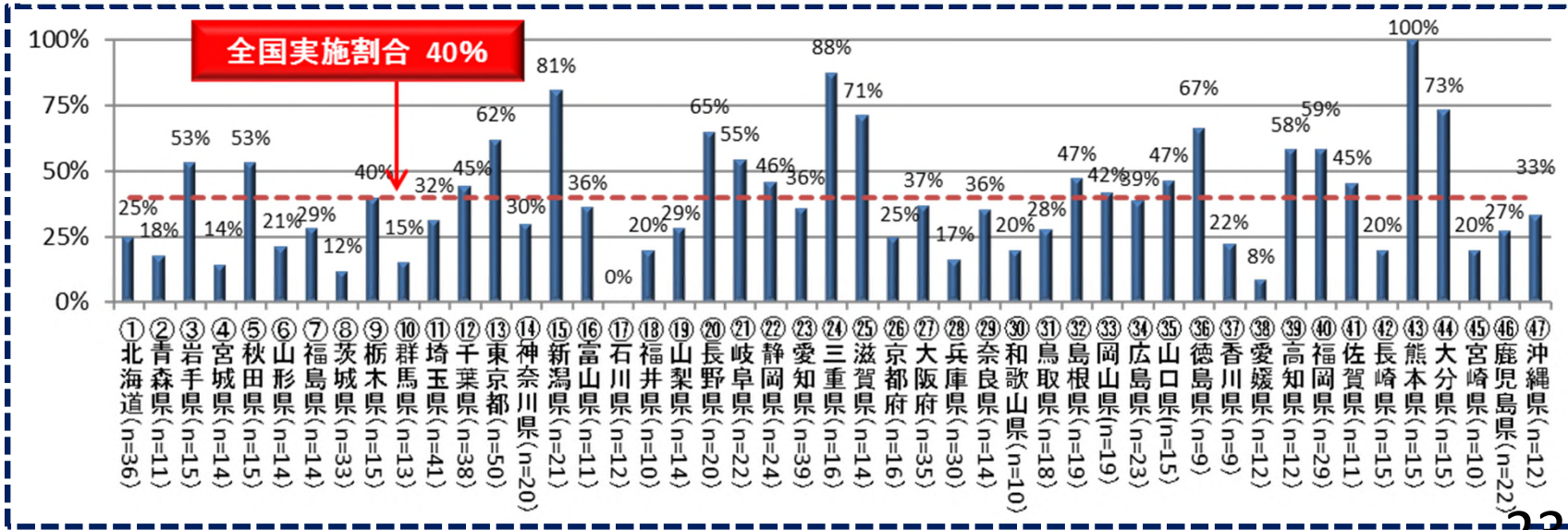
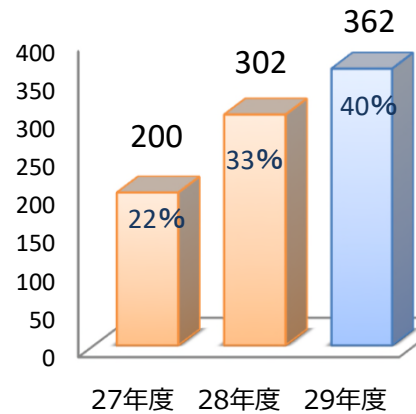
就労準備支援事業と家計相談支援事業の都道府県別実施率

◇ 平成29年度における就労準備支援事業と家計相談支援事業の実施割合は、それぞれ**44%**、**40%**となっており、**いずれの事業も都道府県間で大きなバラツキ**が生じている。

就労準備支援事業



家計相談支援事業

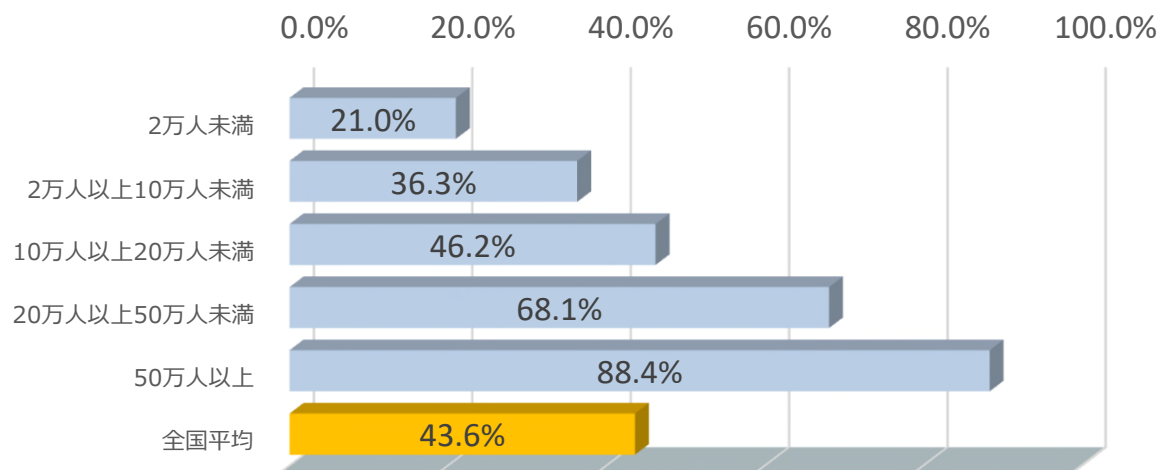


就労準備支援事業と家計相談支援事業の人口規模別実施率

◇ 就労準備支援事業と家計相談支援事業の実施率については、**人口規模の小さい自治体ほど低い傾向がある**とともに、その要因として、社会保障審議会の部会において、「**地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。**」との指摘があった。

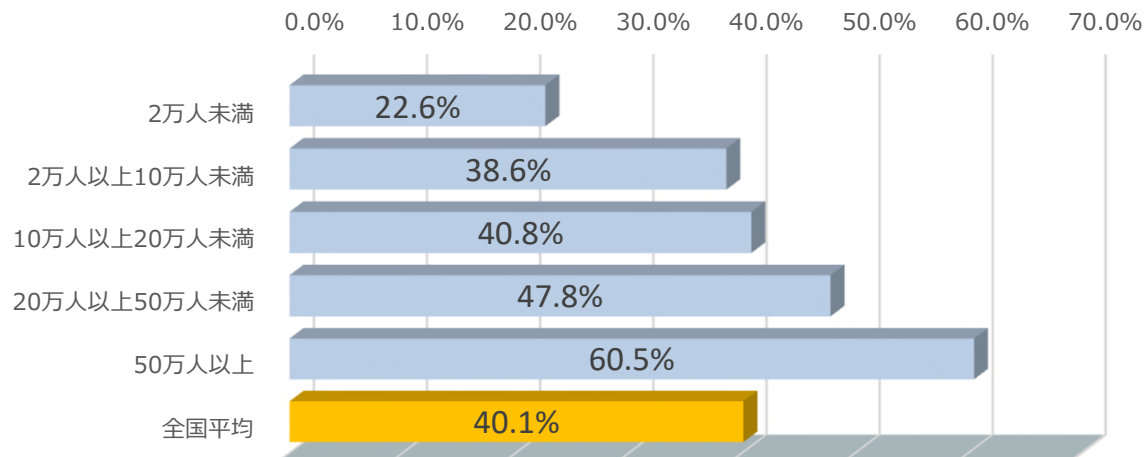
就労準備支援事業

人口区分	自治体数	実施自治体数	実施率
2万人未満	62	13	21.0%
2万人以上10万人未満	515	187	36.3%
10万人以上20万人未満	169	78	46.2%
20万人以上50万人未満	113	77	68.1%
50万人以上	43	38	88.4%
合計	902	393	43.6%



家計相談支援事業

人口区分	自治体数	実施自治体数	実施率
2万人未満	62	14	22.6%
2万人以上10万人未満	515	199	38.6%
10万人以上20万人未満	169	69	40.8%
20万人以上50万人未満	113	54	47.8%
50万人以上	43	26	60.5%
合計	902	362	40.1%



参議院厚生労働委員会附帯決議(平成30年5月31日)抜粋

◇ 就労準備支援事業と家計改善支援事業については、参議院厚生労働委員会の附帯決議において、改正法の施行に当たり、「地方自治体が取り組みやすくなるように必要な支援措置を講じつつ、今後三年間で集中的に実施体制の整備を進め、全ての地方自治体において両事業が完全に実施されることを目指すこと」とされている。

○ 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

三、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が努力義務化されることを受け、両事業に地方自治体が取り組みやすくなるように必要な支援措置を講じつつ、今後三年間で集中的に実施体制の整備を進め、全ての地方自治体において両事業が完全に実施されることを目指すこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、地方自治体間格差の是正を図りながら、次期改正における必須化に向けた検討を行うこと。

3. 就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施の促進方策

◎ 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の補助率の引き上げ(1/2→2/3)【法改正事項】 **【資料1】 P35～参照**

◎ 自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫

就労準備支援事業・家計改善支援事業の適切な実施に当たっての国が示す指針(大臣告示)において、自治体が両事業に取り組みやすくなるような、以下のような事業実施上の工夫を図る。【法改正事項】

- 就労準備支援事業については、「定員15人以上」要件の緩和、就労準備支援担当者は常勤・専従である必要がない旨の周知、就労体験の中での一括実施、障害福祉サービスとのタイアップによる実施、複数自治体による広域的な事業実施を可とする。 **【資料2】 P60～参照**
- 家計改善支援事業については、事業の専門性を維持しつつ複数自治体による広域的な事業実施(巡回又は特定の曜日のみの実施)を可とする。 **【資料2】 P49～参照**

◎ 都道府県事業の創設による事業実施自治体の体制整備


- 都道府県による管内自治体における就労準備支援事業・家計改善支援事業の事業実施体制の構築に当たっての支援の実施(都道府県による実施体制のアレンジ(熊本県は県のアレンジにより両事業の実施率は100%))【法改正事項】 **【資料1】 P40～参照**
- 自治体ごとの実施状況をわかりやすく公表
- 都道府県による管内の事業未実施自治体に対するヒアリング・実施に当たっての情報提供、助言等
- 実施率が低調な都道府県に対して、国によるヒアリング、実施に当たっての情報提供、助言等
- 国による情報提供、助言等によってもなお実施率が低調な都道府県に対しては、事業実施計画の策定を求め、実施に向けた進捗管理。 **【資料2】 P27～参照**

以上の取組を3年間の集中実施期間に進め、完全実施を目指す

平成30年度における事業実施体制整備のための取組 ①

- 国や都道府県の働きかけにより、両事業を実施していない自治体の実施を促す観点から、平成30年度からは、**両事業の全国の実施状況を誰にでも分かりやすい形で公表**するとともに、
 - ・ 都道府県による管内の事業未実施自治体に対するヒアリング及び実施に当たっての情報提供・助言等
 - ・ 国による管内自治体の両事業の実施率が低調な都道府県に対するヒアリング及び実施に当たっての情報提供・助言等を実施。
- さらに、国による情報提供・助言等を行ったにもかかわらず、**なお管内自治体の両事業の実施率の改善が図られない都道府県に対しては、「事業実施計画（仮称）」の策定を求め、当該計画に基づく事業実施に向けた取組の進捗管理を行う**こと等により、平成34年度中を目標に両事業の完全実施を目指す。

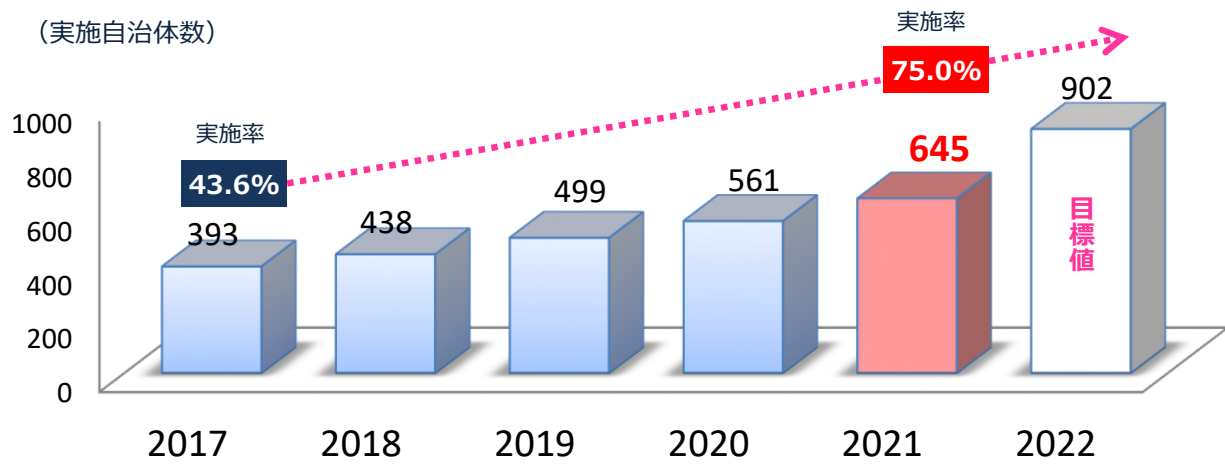
（参考）平成30年度の事業実施体制の整備に係るヒアリング等のスケジュール（案）

時期	実施内容	
	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室	都道府県生活困窮者自立支援制度所管課
3月	各都道府県に任意事業の実施率を向上させるための「 簡易な年度計画 」の提出を依頼	「簡易な年度計画」の作成
4月 ・ 5月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>記載事項 組織体制／任意事業の実施状況／これまでの事業実施に向けた取組／30年度の働きかけに関すること／就労準備・家計相談の実施上の工夫の取組に関すること／国からの支援の希望</p> </div>	国庫補助協議書と併せて年度計画を提出
6月 ・ 7月	年度計画に関するヒアリングを各都道府県の生活困窮者自立支援制度所管課長に対して実施（電話）	
8月	上記のヒアリングの結果も踏まえつつ、管内自治体の両事業の実施が低調な都道府県に対して情報提供や助言等を実施	管内の事業未実施自治体に対し年度計画に沿った情報提供や助言等を実施
9月 ・ ⋮ ・ 2月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>実施事例等の情報提供を行うとともに、必要に応じて担当者を派遣し、市町村への同行訪問や市町村向けの説明会において事業実施の必要性等を説明</p> </div> 	
3月	管内自治体の両事業の実施が依然として低調な都道府県に対して、「事業実施計画（仮称）」の策定を指示	「事業実施計画（仮称）」の策定

(参考)簡易な年度計画に基づく任意事業の実施自治体数の推移

- ◇ 各都道府県が任意事業の実施率を向上させることを目的に作成した「簡易な年度計画」に基づく就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施自治体数の推移はそれぞれ以下のグラフのとおり、**今後3年間の集中実施期間において着実な増加が見込まれており、いずれも2021年度の実施率（実施自治体数を福祉事務所設置自治体数902で除した値）は7割を超えることとなる。**
- ◇ 今後、複数自治体による広域的実施など両事業に取り組みやすくなるような事業実施上の工夫を図るとともに、**都道府県と厚生労働省が協働して未実施自治体への働きかけを強力に行う（→次頁）こと等により、更なる実施率の向上を図る。**

就労準備支援事業

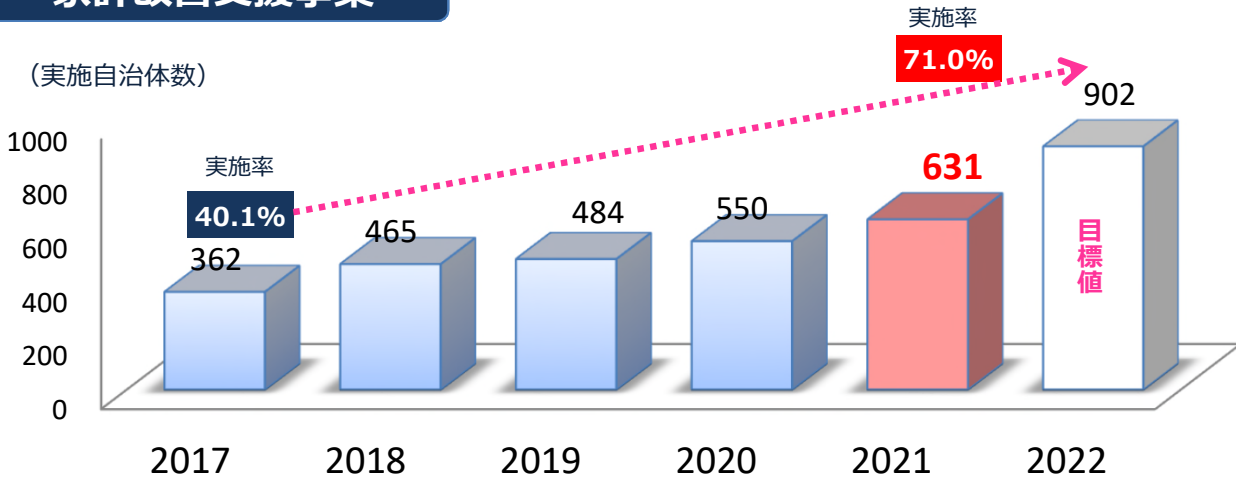


【2021年度までに完全実施を見込んでいる府県】

※ 赤字は既に完全実施を達成している府県

秋田県、茨城県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、**京都府**、大阪府、奈良県、徳島県、高知県、**熊本県**

家計改善支援事業



【2021年度までに完全実施を見込んでいる府県】

※ 赤字は既に完全実施を達成している県

秋田県、茨城県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、大阪府、奈良県、徳島県、高知県、佐賀県、**熊本県**

平成30年度における事業実施体制整備のための取組 ②

- 各都道府県から提出された「簡易な年度計画」の内容やその後の都道府県ヒアリングの実施結果を踏まえ、**平成30年度は、厚生労働省及び都道府県において、以下の取組を行う**ことを予定。

都道府県における取組

都道府県は、平成30年度中に以下の取組を実施。

(事業実施の推進方策の決定)

- ① 管内市町村の実態を把握し、**広域実施や他の事業との一体的実施など**のような事業実施上の工夫を行うことが事業の推進に効果的なのかを検証した上で、**今後の具体的な推進方策を決定**する。

(優先順位に基づく集中的な支援)

- ② 管内市町村の人口や相談件数、社会資源の整備状況、予算措置の状況等を勘案した上で、**事業実施の実現可能性に関する優先順位をそれぞれの事業ごとに設定し、優先順位の高い自治体から集中的に事業実施を促していく**。



都道府県の取組を強力にサポート



厚生労働省における取組

厚生労働省は、平成30年度中に以下の取組を実施。

(都道府県への継続的な働きかけ)

- ① ヒアリング終了後においても、**完全実施に向けたより実効性のある計画に見直すよう都道府県への働きかけを継続的に行う**。

(都道府県への助言、同行訪問)

- ② 都道府県が管内市町村に**アプローチする際の助言を行う**とともに、都道府県からの要望があれば、**必要に応じて管内自治体への同行訪問等を実施**する。

(都道府県説明会への職員派遣)

- ③ 今後、都道府県が実施する**管内市町村への説明会に厚労省職員を派遣し、事業実施の必要性等について説明**する機会を設ける。

※ 簡易な年度計画において「都道府県が実施する説明会において厚労省に説明してほしい」と希望している都道府県（21自治体）が基本

(実施事例等の情報提供)

- ④ 簡易な年度計画において、広域実施や小規模自治体の実施事例等の提供を希望する都道府県が多かったことも踏まえ、**全国会議等の機会やニュースレター等のツールを活用し、これらの実施事例や広域的な見地から効果的な支援を行っている都道府県の取組、三事業を一体的に実施している自治体の情報をとりまとめて提供する**。

自立相談支援事業の適切な人員 配置の促進について

自己評価基準による支援員配置等の底上げ

- 自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進する観点等から、「人員配置が十分でなく実績も上がっていない自治体」に対して、以下の措置を実施。
- **自己評価分析ツール、管内市町村のデータ提供については、7月中旬に各都道府県に提供予定。**

1. 自己評価分析ツールの提供

各自治体が全国や都道府県の中での「現状の位置」を客観的に把握し、課題を「見える化」できるようなツールを作成し、全ての福祉事務所設置自治体に提供。

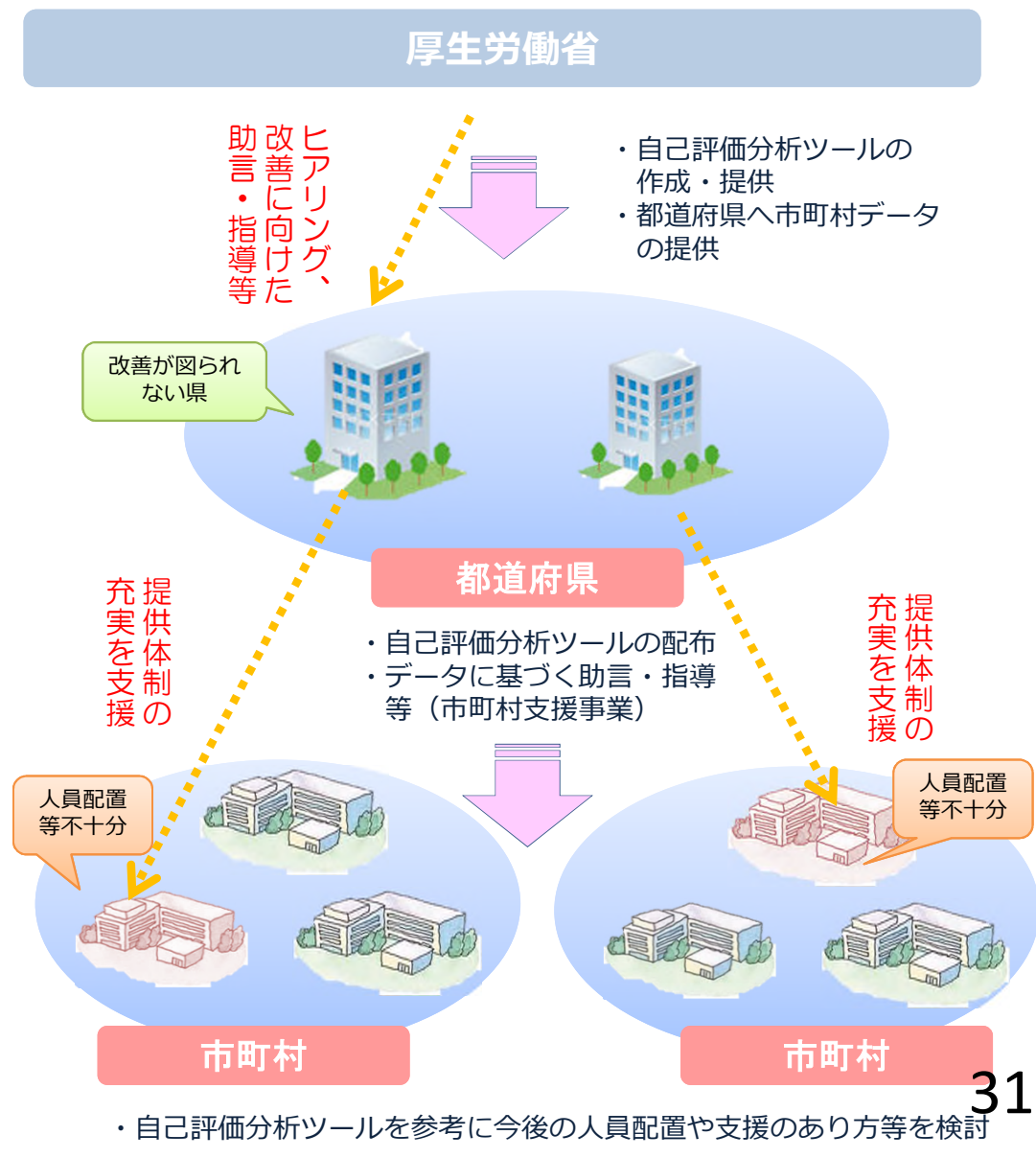
当該ツールを活用することにより、各自治体が近隣自治体や人口規模が同規模の自治体と比較考量しながら、今後の人員配置や支援のあり方をどのように改善していくべきかを定量的に検討できる環境を整備。

2. 都道府県への管内市町村データの提供

都道府県管内の人員配置が十分でなく実績もあがっていない市町村を都道府県が効果的・効率的に支援することができるよう、管内市町村のデータを都道府県に提供。各都道府県は当該データを活用し、法律上の都道府県による市町村支援事業により管内市町村の支援の提供体制の充実を支援。主な提供データは、管内市町村の人員配置や支援実績の偏差値、全国順位等を想定。

3. 厚労省による個別の働きかけの実施

さらに管内に人員配置等が不十分な市町村があるにもかかわらず改善が図られない都道府県に対しては、厚労省からヒアリングを行い、改善に向けた助言・指導等を行うなど個別の働きかけを実施。



(参考)自己評価分析ツール・都道府県への提供データ

自己評価分析ツール

生活困窮者自立支援制度 支援実績評価ツール

I. 基礎情報

自治体コード: [] 自治体名: **A市** 人口: **308,043** (人)

支援員の配置人員数(常勤換算): **18.0** (人)
 所属人口区分の平均: **7.5** (人)

事業の実施方法: 自立 就労準備 家計相談
 區画+委託 - 委託

II. 支援実績(H29年度)

新規相談受付件数(人口10万人・1月あたり): 24.0 (目標値), 14.9 (全国平均), 19.4 (A市)

プラン作成件数(人口10万人・1月あたり): 12.0 (目標値), 4.6 (全国平均), 7.4 (A市)

就労支援対象者数(人口10万人・1月あたり): 7.0 (目標値), 2.1 (全国平均), 3.1 (A市)

就労・増収率: 70% (目標値), 70% (全国平均), 53% (A市)

III. 診断・評価結果

(1) 診断結果

1. 効果的な支援が実施できているグループ

引き継ぎ、関係機関との連携やアウトリーチを積極的に行っていたり、効果的な支援を行ってください。

(2) 該当するセグメント

2. 支援実績の向上に向けた検討の余地があるグループ

1. 効果的な支援ができていないグループ

3. 人員配置の充実を検討すべきグループ

4. 支援員の負担が過大となっていないかを検証すべきグループ

(3) 項目別偏差値と順位(※)

※順位は、同一人口区分内における順位を表示

支援員の配置状況(常勤換算ベース)に係る順位については、人口規模が一定規模(以下参照)の自治体をグループとした母集団における順位を表示している。

人口区分	自治体数
2万人未満	58
2万人以上～10万人未満	519
10万人以上～20万人未満	170
20万人以上～30万人未満	58
30万人以上～40万人未満	34
40万人以上～50万人未満	25
50万人以上～	38

項目別偏差値と順位(※)

項目	全体平均	優良自治体平均(※)	A市
新規相談受付件数	14.1	29.6	19.4
プラン作成件数	3.9	12.0	7.4
人員配置数(同人口区分)	7.5	-	18.0

※優良自治体・・・新規相談件数が目標値以上、プラン作成件数が全国平均以上の自治体をいう。

順位

項目	順位	自治体中
新規相談受付件数(10万人あたり)	57	197位
プラン作成件数(10万人あたり)	58	109位
就労・増収率	47	159位
就労支援対象者数(10万人あたり)	55	902位

都道府県への提供データ

生活困窮者自立支援制度 支援実績及び自立相談支援事業における支援員配置の状況について (平成29年度実績)

I. 都道府県内自治体の支援実績、自立相談支援事業における支援員配置状況(常勤換算ベース)

都道府県名: **A県**

【補足】支援員の配置状況(常勤換算ベース)に係る順位については、人口規模が一定規模(以下参照)の自治体をグループとした母集団における順位を表示している。

自治体名	対象地区人口(29.1.1)	事業実施方法(109年度)			新規相談受付件数	10万人(1ヵ月)あたり	偏差値	順位	プラン作成件数	10万人(1ヵ月)あたり	偏差値	順位	就労支援対象者数	10万人(1ヵ月)あたり	偏差値	順位	就労・増収率	H29年度新規相談受付件数	H29年度プラン作成件数	H29年度就労支援対象者数	H29年度就労・増収率	H29年度人員配置数(常勤換算)	H29年度人員配置数(10万人あたり)	順位
		自立相談支援事業	就労準備支援事業	家計相談支援事業																				
A市	308,043	区画+委託	-	委託	19.4	19.4	57	275	7.4	109位	58	115	31	159位	55	93位	53.0%	57	58	52位	47	18.0	19.4	75
B市	293,066	委託	-	-	45.1	12.8	45位	48	15	0.4	809位	42	11	0.3	744位	44	127.3%	34	94位	59	47	5	53位	42
C市	177,183	委託	-	-	17.2	8.2	89位	49	4.7	2.2	520位	46	46	2.2	292位	51	76.1%	32	104位	51	51	112位	46	
D市	233,731	委託	-	委託	42.9	19.2	34位	51	12.4	4.4	289位	51	66	2.5	284位	52	83.0%	42	42	49	49	41	41	44
E市	35,002	委託	-	委託	6.2	14.8	36位	51	1.6	3.8	316位	50	6	1.4	425位	48	50.0%	50	50	47	47	234位	48	
F市	57,310	委託	-	-	3.2	4.7	82位	38	3	0.4	809位	42	3	0.4	701位	44	166.7%	46	68	68	68	445位	49	
G市	63,444	委託	-	-	4.9	6.4	75位	40	1.2	1.6	616位	45	9	1.3	489位	47	77.8%	31	31	51	47	402位	48	
H市	41,008	委託	-	-	6.6	13.4	42位	49	4.0	5.1	586位	60	25	5.1	559位	62	60.0%	29	32	52	52	488位	49	
I市	60,688	委託	-	-	3.1	4.3	84位	38	0.0	0.0	856位	41	0.0	0.0	797位	42	0.0%	716	39	39	39	329位	47	
J市	34,893	委託	-	-	3.9	9.4	63位	44	3.8	5.2	636位	62	8	1.8	328位	50	23.0%	678	43	43	43	234位	48	
K市	32,440	委託	-	-	7.1	19.8	18位	57	4.1	10.6	506位	65	14	3.6	123位	57	78.0%	308	51	51	51	379位	46	

II. 新規相談件数(人口10万人あたり、1月あたり)と自立相談支援事業の支援員配置に係る偏差値の分布状況

2. 支援実績の向上に向けた検討の余地があるグループ

人員配置数が **多い** (偏差値)

3. 人員配置の充実を検討すべきグループ

人員配置数が **少ない** (偏差値)

4. 支援員の負担が過大となっていないかを検証すべきグループ

人員配置数が **少ない** (偏差値)

支援実績(新規相談件数)が **低い** (偏差値)

支援実績が **高い** (偏差値)

支援実績が **低い** (偏差値)

支援実績が **高い** (偏差値)

都道府県による体制整備の支援が必要な市

補足

支援員の配置状況(常勤換算ベース)に係る偏差値、順位については、人口規模が一定規模(以下参照)の自治体をグループとした母集団における順位を表示。

人口区分	自治体数
2万人未満	58
2万人以上～10万人未満	519
10万人以上～20万人未満	170
20万人以上～30万人未満	58
30万人以上～40万人未満	34
40万人以上～50万人未満	25
50万人以上～	38

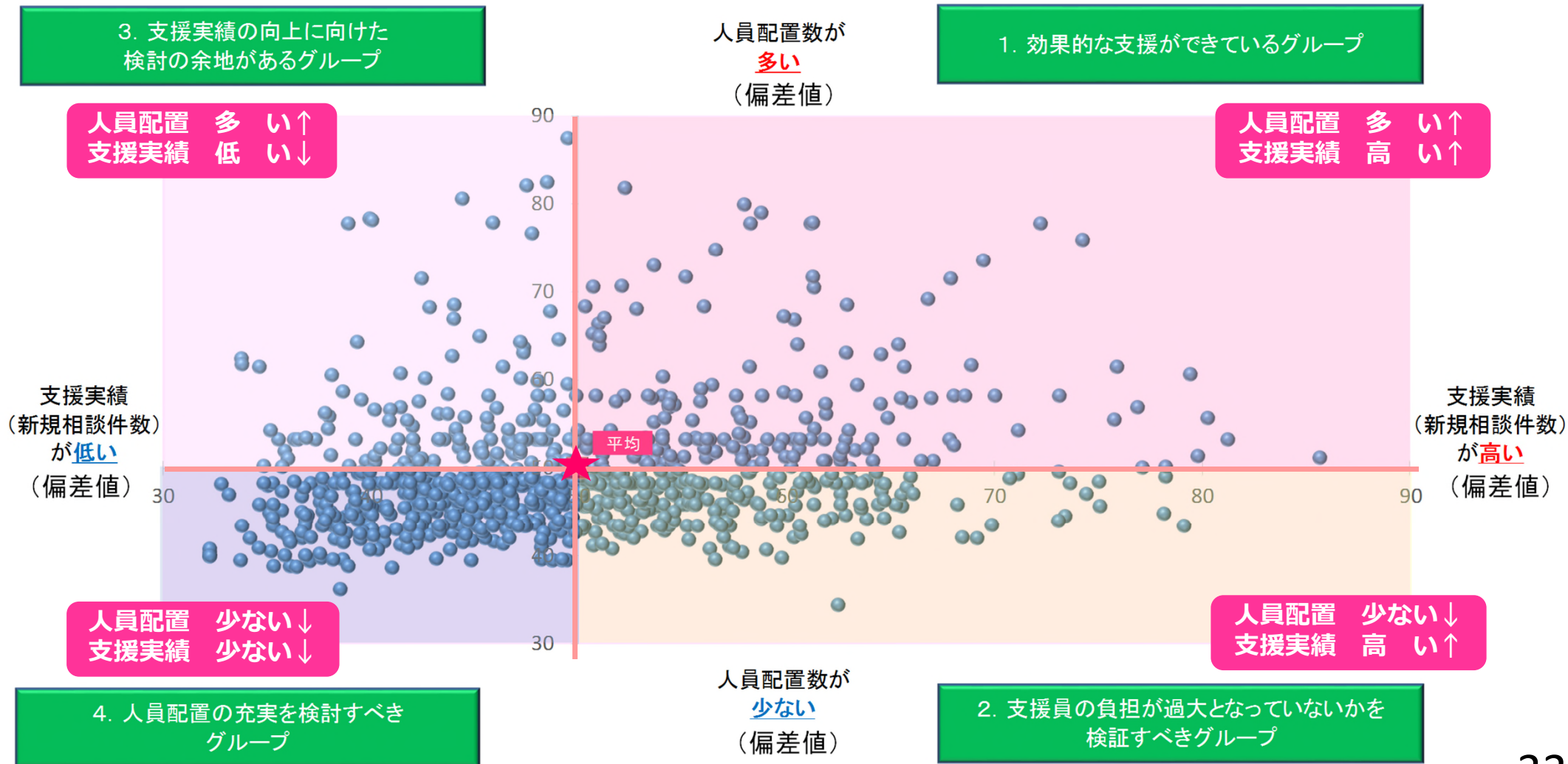
【補足】散布図について

※1 「新規相談受付件数(人口10万人あたり、1月あたり)」と「自立相談支援事業における支援員の配置数(常勤換算ベース)(※)」について、偏差値をプロットしたものである。

※2 「自立相談支援事業における支援員の配置数(常勤換算ベース)」については、人口規模が一定規模の範囲内の自治体を母集団とした偏差値を表示している。

全国(902自治体)の支援実績の分布状況

- 平成29年度の全国の人員配置の状況と支援実績の分布をまとめると以下のとおり。
- 市町村別にみると、①人員配置、支援実績ともに高い、②人員配置は少ないが、支援実績は高い、③人員配置は高いが、支援実績は低い、④人員配置、支援実績ともに低いという地域が存在。
- それぞれごとに現状を踏まえた課題があり、例えば、①の地域は、さらに取組を進めることができるような手法、②の地域は、支援員の負担が過大となっていないか、③の地域は、支援実績の向上に向けた工夫、④の地域は、まずは人員配置の充実について検討を行うことが考えられる。



47都道府県の支援実績の分布状況

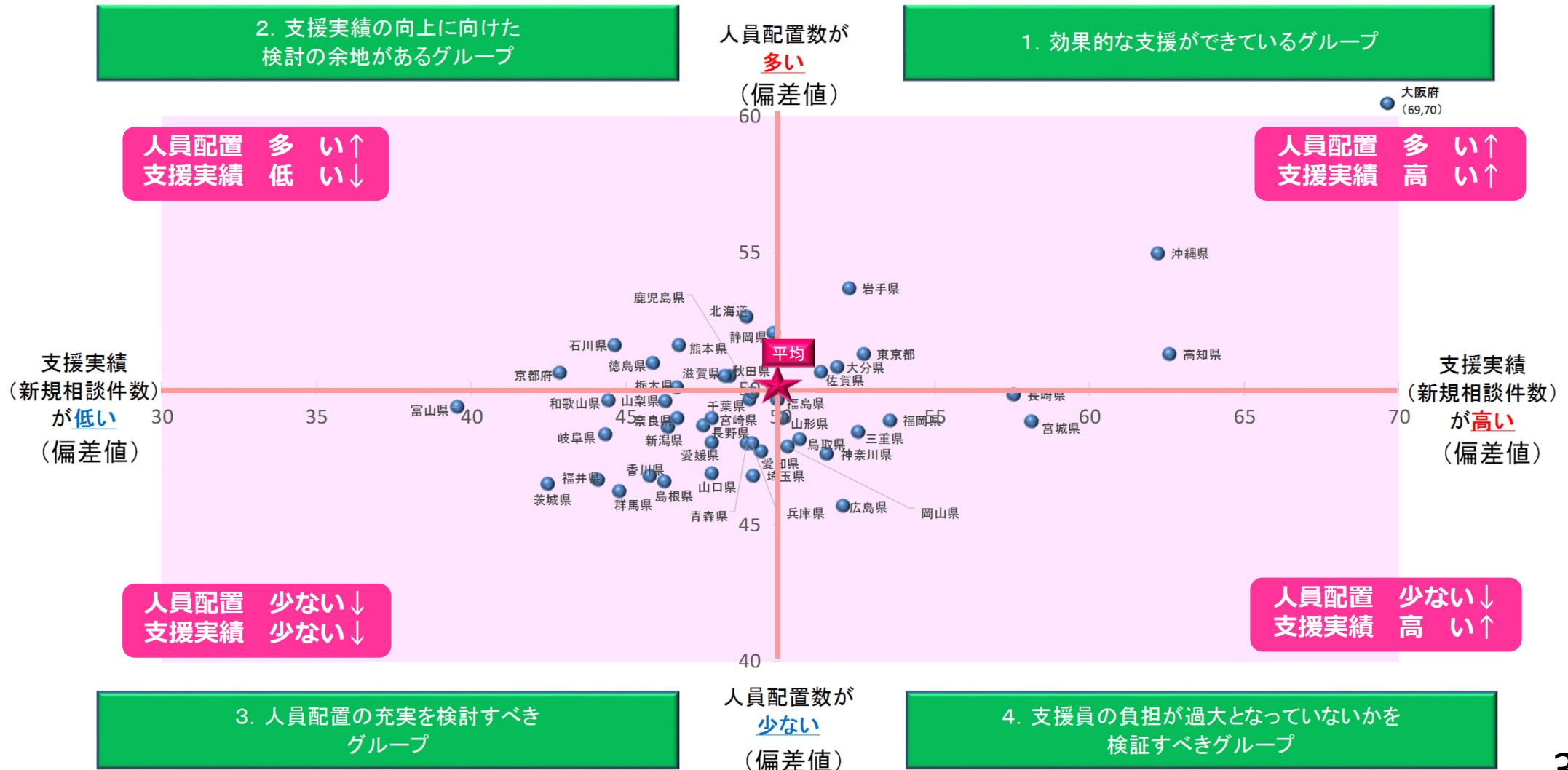
○ 平成29年度の全国の人員配置の状況と支援実績の分布を都道府県別にまとめると以下のとおり。

【補足】 散布図について

※ 1. 都道府県別（指定都市・中核市・一般市区町村・郡部の合計）の「新規相談受付件数（人口10万人あたり、1か月あたり）」と「自立相談支援事業における支援員の配置数（常勤換算ベース）（※）」について、偏差値をプロットしたもの。

（※）自治体ごとに、各支援員について、自立相談支援事業に従事している勤務時間数（週あたり平均）を、当該事業所における常勤の勤務すべき時間数（週あたり）で除したものの合計値。

※ 2. 「自立相談支援事業における支援員の配置数（常勤換算ベース）」については、各実施自治体について、人口規模が一定規模の自治体をグループとした母集団として偏差値を算出し、都道府県ごとに自治体数で単純平均したもの。



新規相談件数が目安値以上、プラン作成件数が全国平均以上の自治体(優良自治体)一覧(平成29年度) ①

○ 平成29年度実績において、新規相談件数が目安値（人口10万人当たり24.0件/月）以上、プラン作成件数が全国平均（10万人当たり4.6件/月）以上の自治体（優良自治体）は以下のとおり。
※ 新規相談件数の多い順

No.	自治体名	対象地区人口	事業実施方法			新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労・増収率	人員配置数(常勤換算)
			自立	家計	就労	人口10万人あたり	人口10万人あたり	人口10万人あたり					
1	大阪市	2,681,555	委	委	委	18,635	57.9	12,493	38.8	1,150	3.6	57%	106.0
2	松浦市	24,048	直	—	—	162	56.1	71	24.6	6	2.1	17%	5.0
3	中間市	43,282	委	委	委	221	42.6	79	15.2	47	9.0	53%	2.6
4	富里市	49,947	委	委	委	234	39.0	118	19.7	105	17.5	63%	3.0
5	氷見市	49,830	委	委	委	229	38.3	37	6.2	25	4.2	52%	3.5
6	名護市	62,227	直+委	委	委	281	37.6	44	5.9	23	3.1	78%	4.5
7	東村山市	150,858	委	委	委	663	36.6	221	12.2	163	9.0	85%	4.0
8	島原市	46,884	直	—	—	206	36.6	84	14.9	13	2.3	192%	2.4
9	野洲市	50,837	直	—	直	218	35.7	301	49.3	190	31.1	102%	2.4
10	新宿区	334,193	委	委	委	1,395	34.8	462	11.5	350	8.7	50%	12.3
11	豊島区	280,639	委	委	委	1,168	34.7	422	12.5	357	10.6	58%	7.5
12	千代田区	58,576	直	委	直	240	34.1	100	14.2	78	11.1	59%	1.5
13	南部町	11,243	委	—	委	46	34.1	36	26.7	19	14.1	95%	1.2
14	志布志市	32,727	委	委	委	132	33.6	31	7.9	20	5.1	65%	1.8
15	阪南市	56,475	直	—	—	227	33.5	65	9.6	19	2.8	58%	7.6
16	倉吉市	48,889	委	委	委	191	32.6	38	6.5	18	3.1	61%	2.3
17	雲南市	40,489	委	—	委	149	30.7	37	7.6	17	3.5	88%	2.1

新規相談件数が目安値以上、プラン作成件数が全国平均以上の自治体(優良自治体)一覧(平成29年度) ②

No.	自治体名	対象地区人口	事業実施方法			新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労・増収率	人員配置数(常勤換算)
			自立	家計	就労	人口10万人あたり	人口10万人あたり	人口10万人あたり					
18	豊中市	403,030	直+委	直+委	直	1,434	29.7	627	13.0	320	6.6	51%	17.1
19	山梨市	36,258	直+委	—	委	127	29.2	38	8.7	32	7.4	63%	4.7
20	多賀城市	62,413	委	—	—	216	28.8	129	17.2	70	9.3	74%	0.8
21	浦添市	114,165	直+委	—	—	393	28.7	172	12.6	104	7.6	117%	3.0
22	美濃加茂市	55,808	直	直	委	190	28.4	116	17.3	55	8.2	67%	3.0
23	那覇市	324,169	委	—	—	1,076	27.7	452	11.6	266	6.8	59%	10.9
24	本庄市	78,993	直	委	—	261	27.5	47	5.0	24	2.5	92%	6.2
25	多久市	20,187	委	—	委	66	27.2	38	15.7	23	9.5	39%	2.5
26	始良市	76,323	委	委	委	247	27.0	43	4.7	33	3.6	9%	1.8
27	神崎市	32,253	委	—	委	104	26.9	32	8.3	16	4.1	119%	2.2
28	嘉麻市	40,555	委	—	委	130	26.7	32	6.6	7	1.4	100%	1.9
29	糸満市	60,206	直	—	—	192	26.6	42	5.8	38	5.3	116%	3.0
30	台東区	191,749	直	—	—	611	26.6	253	11.0	182	7.9	58%	3.0
31	座間市	129,701	直	委	委	412	26.5	124	8.0	86	5.5	140%	6.8
32	守口市	144,615	委	委	—	458	26.4	129	7.4	83	4.8	77%	8.7
33	三島市	111,601	委	委	—	352	26.3	103	7.7	70	5.2	70%	3.0
34	人吉市	33,963	委	直	委	106	26.0	96	23.6	11	2.7	82%	3.5
35	横須賀市	414,664	直	直+委	直	1,286	25.8	325	6.5	41	0.8	180%	4.9
36	えびの市	20,637	直	—	—	64	25.8	25	10.1	21	8.5	76%	1.6
37	長崎県	145,055	直+委	委	委	448	25.7	265	15.2	78	4.5	37%	8.4

新規相談件数が目安値以上、プラン作成件数が全国平均以上の自治体(優良自治体)一覧(平成29年度) ③

No.	自治体名	対象地区 人口	事業実施方法			新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労・ 増収率	人員 配置数 (常勤換算)
			自立	家計	就労		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		
38	東御市	30,785	委	委	委	95	25.7	45	12.2	28	7.6	82%	2.0
39	臼杵市	40,443	委	委	委	124	25.6	23	4.7	9	1.9	44%	2.3
40	宗像市	96,700	直+委	委	委	295	25.4	67	5.8	40	3.4	50%	2.5
41	鳴門市	60,111	委	—	—	183	25.4	46	6.4	17	2.4	100%	3.0
42	うるま市	122,099	委	委	—	369	25.2	69	4.7	45	3.1	73%	5.0
43	江別市	119,517	委	委	委	361	25.2	70	4.9	9	0.6	133%	2.5
44	仙台市	1,056,503	直+委	委	—	3,188	25.1	1,718	13.6	315	2.5	59%	16.2
45	狭山市	153,738	委	委	委	461	25.0	177	9.6	77	4.2	105%	2.9
46	菊池市	50,048	委	委	委	150	25.0	65	10.8	25	4.2	112%	2.0
47	鳥羽市	20,065	委	委	委	60	24.9	24	10.0	16	6.6	75%	1.5
48	曾於市	38,418	直	—	—	114	24.7	48	10.4	28	6.1	86%	2.8
49	苫小牧市	173,794	直	委	委	513	24.6	127	6.1	45	2.2	104%	3.9
50	美郷町	5,103	委	—	委	15	24.5	9	14.7	0	0.0	0%	2.0
51	宮古市	56,031	委	委	委	164	24.4	40	5.9	21	3.1	171%	5.0
52	富谷市	52,295	委	委	—	153	24.4	84	13.4	23	3.7	91%	2.0
53	渋谷区	219,898	直	直+委	—	643	24.4	204	7.7	148	5.6	47%	3.6
54	矢板市	33,893	委	—	委	99	24.3	30	7.4	27	6.6	52%	3.0
55	沖縄市	140,503	委	委	—	409	24.3	212	12.6	161	9.5	58%	5.0
56	東大和市	86,101	委	委	委	250	24.2	127	12.3	65	6.3	75%	2.5
57	久留米市	306,700	委	委	委	887	24.1	513	13.9	231	6.3	63%	1.0

人材養成・確保について

人材の養成・確保のための方策

◎ 自治体に対する人材配置の努力義務の創設

- 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するように努めるものとする(法第4条)【法改正事項】

【資料1】P55～参照

◎ 自立相談支援事業の適切な人員配置を促すための措置

- 自立相談支援事業の適切な人員配置を促すための措置【予算事項】
 - ・ 支援実績の高い自治体を補助に当たり適切に評価
 - ・ 人員配置の状況を全国との比較で客観的に把握できる自己評価ツールの提供

【資料2】P40～参照

◎ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設

- 市町村の相談員に対する研修の実施
- 支援が困難な事例に関し、市域を越えて、経験豊富な相談員へ支援手法の相談を行ったり、ケース検討を行う場や、相談員のネットワークを構築(支援員に対するスーパーバイズや心理的な負担の軽減を目的としたもの) (法第10条)【法改正事項】

【資料2】P10・P45～参照

◎ 委託先の選定に当たっての留意事項を明示

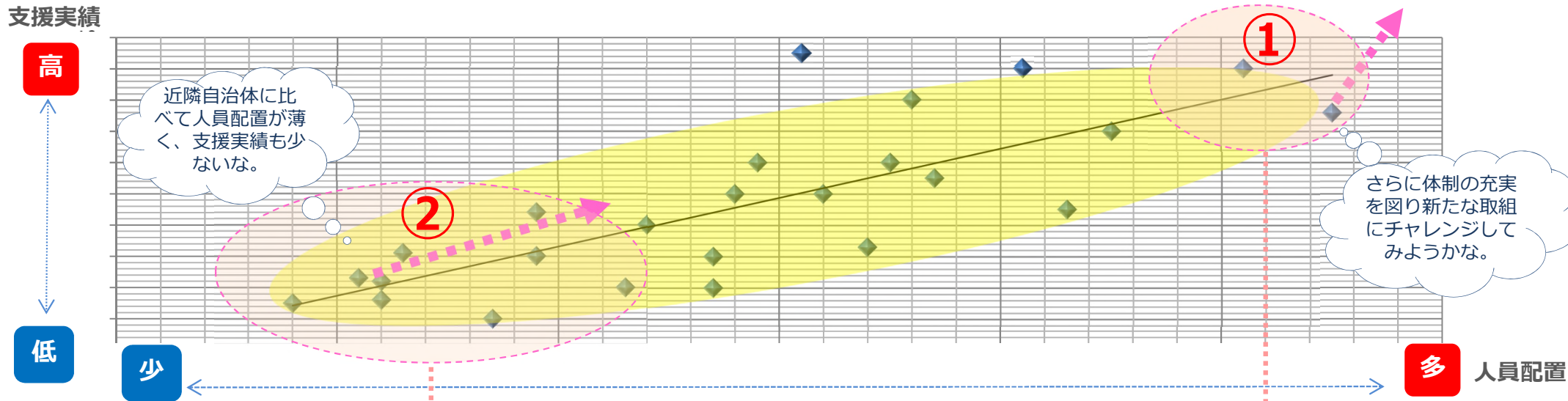
- 平成30年3月1日に開催した全国主管課長会議の場を通じて、委託先選定に当たっての留意事項を周知【運用事項】

【資料2】P19～参照

自立相談支援事業の適切な人員配置の促進

○ 自立相談支援事業の適切な人員配置を促進するため、

- ① 『人員配置が手厚く実績も高い自治体』がさらに取組を進めることができるよう、新規相談受付件数がKPIの目安値を超えているなど支援実績が一定の要件を満たす自治体については、予算の範囲内で所要額の加算を行う措置を導入し、
- ② 『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』がより積極的な取組を行うことができるよう、相談員の配置数や支援実績の「全国平均値」や「支援実績の高い自治体の数値」を人口規模ごとに公表するとともに、各自治体が全国や都道府県内の中の「現状の位置」を客観的に把握し、課題を「見える化」できるような仕組みを構築する。



『自己評価基準』による底上げ

★相談員の配置数・支援実績の「全国平均値」や「支援実績の高い自治体の数値」を公表するとともに、各自治体が全国902自治体の中で「現状」を客観的に把握し、課題を認識・見える化できるような仕組み（自己評価基準）を構築

★「あるべき姿」を実現するために人員配置や支援のあり方をどのように見直していくべきかを各自治体で検討できる環境を整備することにより、特に支援配置等の薄い自治体の底上げを図る。

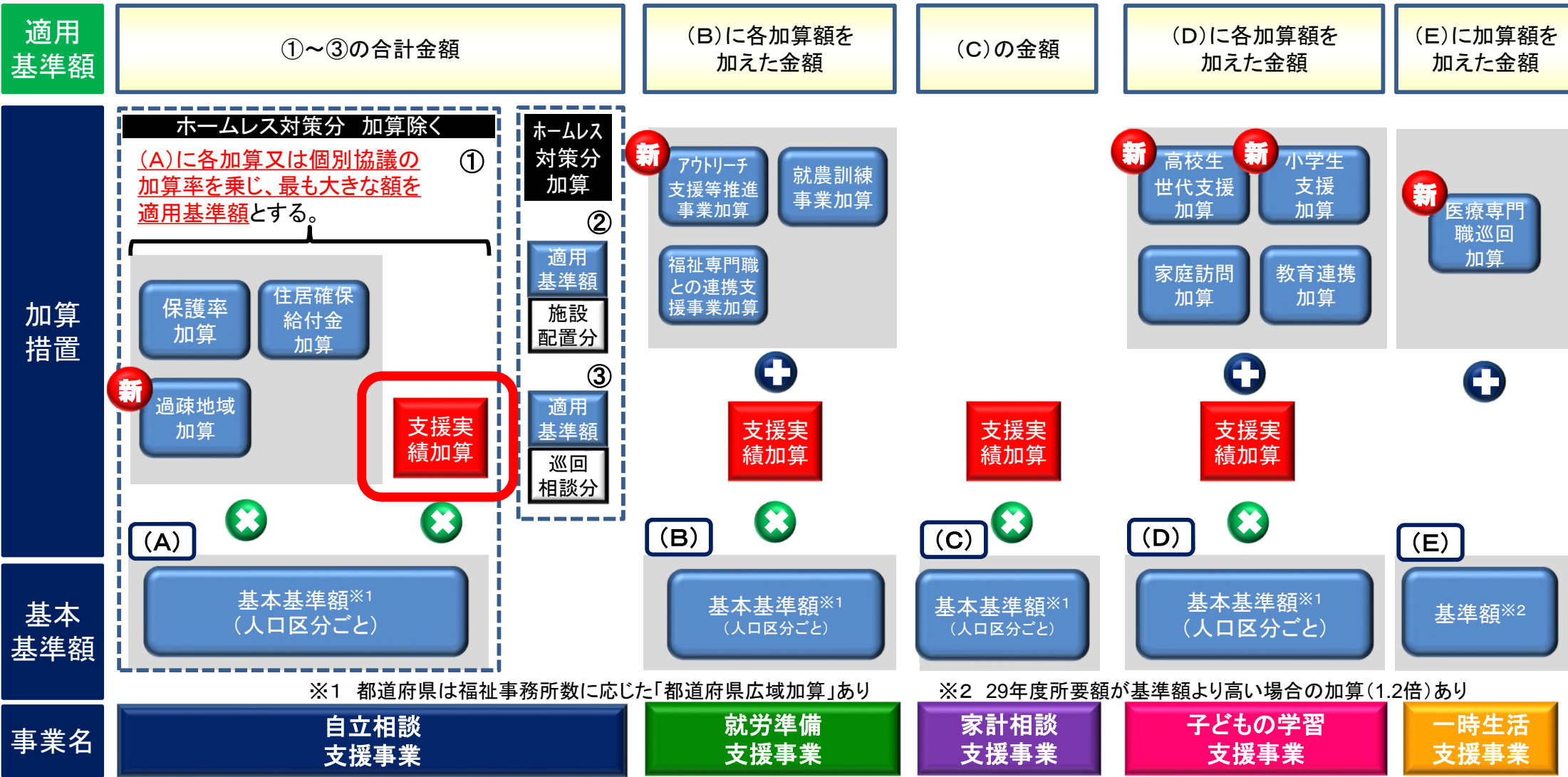
『支援実績に応じた加算』による特別評価

★所要額が適用基準額を上回る自治体であって、以下の要件をいずれも満たす自治体に対して、個別協議の上、予算の範囲内で基本基準額の一定の高上げ（1.5倍を上限）を行うことにより、全国を取組を牽引する自治体を育成。

要件

- ・ 新規相談件数が目安値を超えている又は前年度より1割以上増加
- ・ プラン作成件数が全国平均を超えている又は前年度より1割以上増加

国庫負担(補助)基準額・加算の体系図



※1 都道府県は福祉事務所数に応じた「都道府県広域加算」あり

※2 29年度所要額が基準額より高い場合の加算(1.2倍)あり

支援実績加算	要件	年間利用者数 (H29年1~12月) (@人口10万人) が20人超の場合	年間利用者数 (H29年1~12月) (@人口10万人) が20人超の場合	年間利用者数 (H29年1~12月) (@人口10万人) が30人以上の場合等	—
	【新規相談受付件数】 目安値超又は前年より1割以上増加 【プラン作成件数】 全国平均以上又は前年より1割以上増加				
	内容	(A) × 1.5倍	(B) × 1.5倍	(C) × 1.5倍	(D) × 1.5倍

自己評価基準による支援員配置等の底上げ

- 自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進する観点等から、「人員配置が十分でなく実績も上がっていない自治体」に対して、以下の措置を実施。
- **自己評価分析ツール、管内市町村のデータ提供については、7月中に各都道府県に提供予定。**

1. 自己評価分析ツールの提供

各自治体が全国や都道府県の中での「現状の位置」を客観的に把握し、課題を「見える化」できるようなツールを作成し、全ての福祉事務所設置自治体に提供。

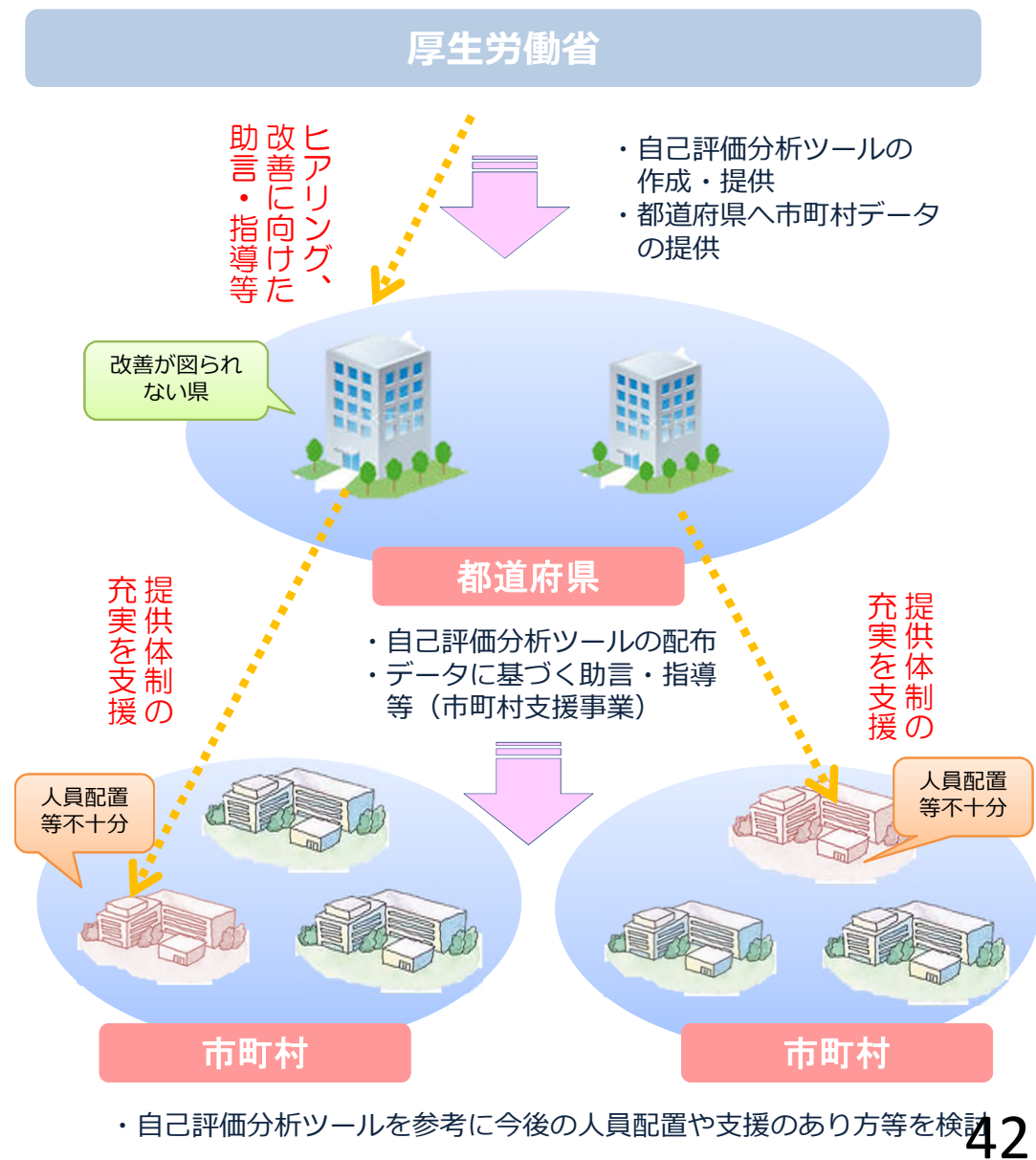
当該ツールを活用することにより、各自治体が近隣自治体や人口規模が同規模の自治体と比較考量しながら、今後の人員配置や支援のあり方をどのように改善していくべきかを定量的に検討できる環境を整備。

2. 都道府県への管内市町村データの提供

都道府県管内の人員配置が十分でなく実績もあがっていない市町村を都道府県が効果的・効率的に支援することができるよう、管内市町村のデータを都道府県に提供。各都道府県は当該データを活用し、法律上の都道府県による市町村支援事業により管内市町村の支援の提供体制の充実を支援。主な提供データは、管内市町村の人員配置や支援実績の偏差値、全国順位等を想定。

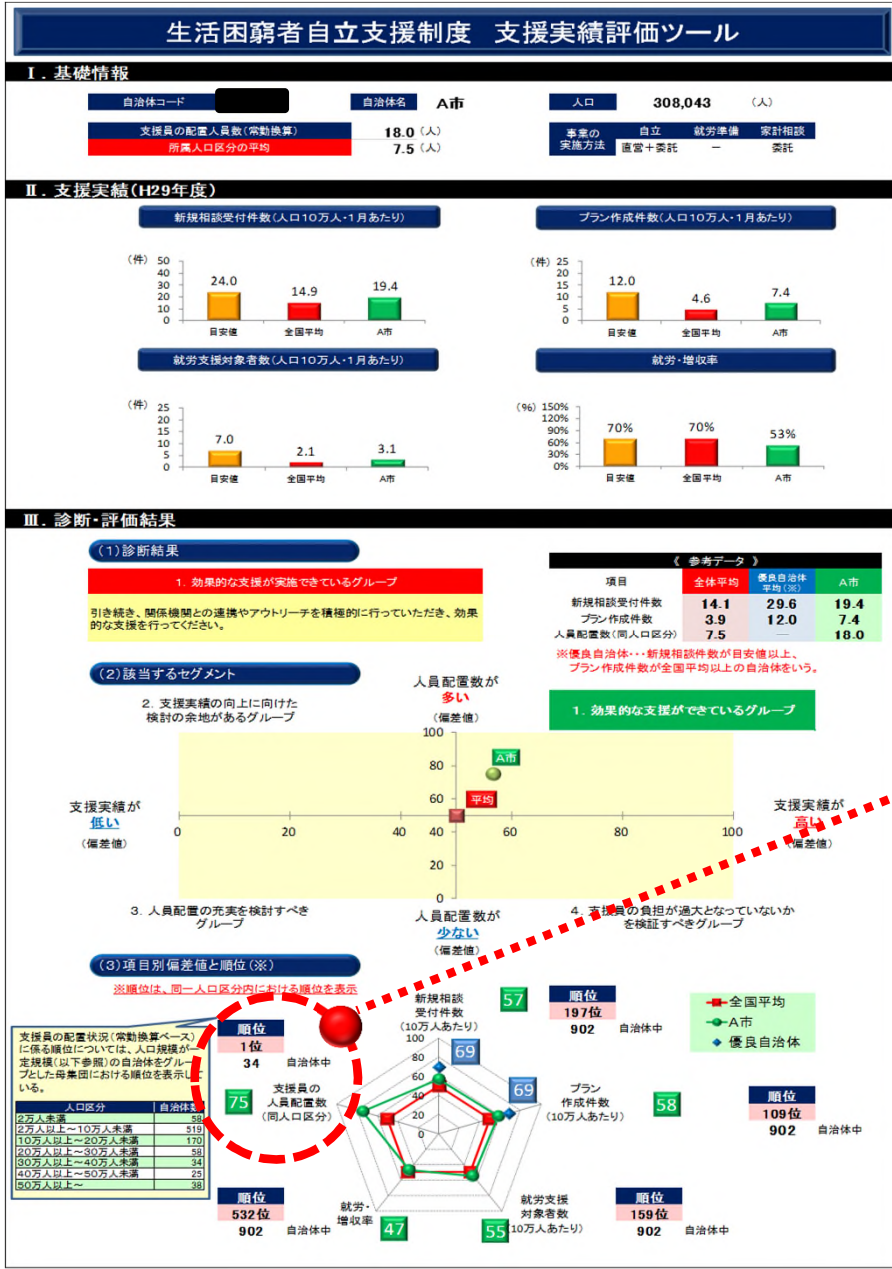
3. 厚労省による個別の働きかけの実施

さらに管内に人員配置等が不十分な市町村があるにもかかわらず改善が図られない都道府県に対しては、厚労省からヒアリングを行い、改善に向けた助言・指導等を行うなど個別の働きかけを実施。

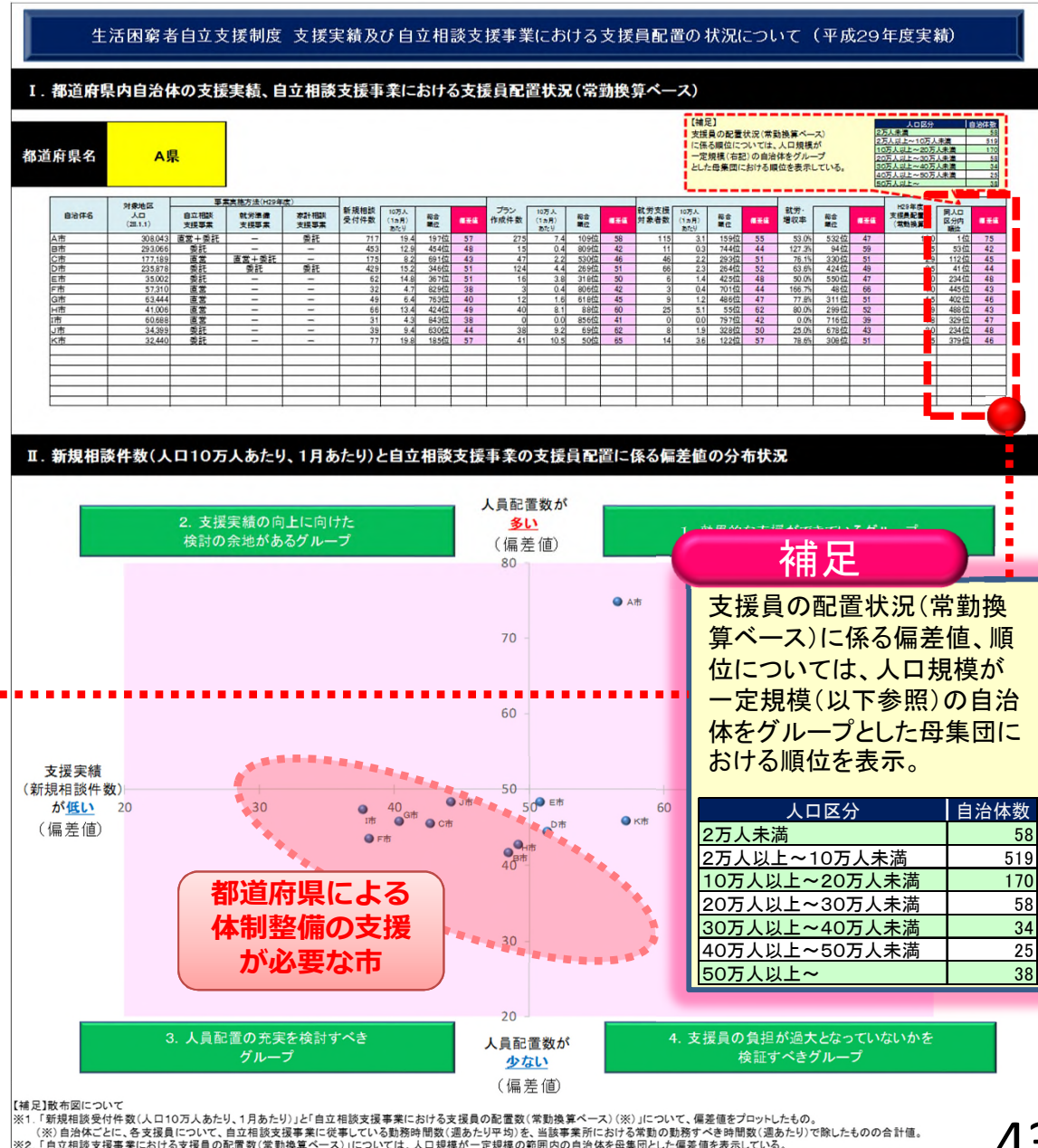


(参考) 自己評価分析ツール・都道府県への提供データ

自己評価分析ツール



都道府県への提供データ



自立相談支援事業の支援員の修了要件となる研修の考え方（平成32年度以降）

- 原則として、「研修企画チームをつくり企画立案をする」「参加型研修の形式を取り入れる」「制度の理念と基本姿勢を伝える」の3点を満たすことを要件とする。

1. 研修企画チームをつくり企画立案をする

- 都道府県担当部署のみで研修を検討するのではなく、**管内の支援員や他分野の関係者と共にチームで準備を進める**。現場の支援員等と一緒に検討することによって、現場の実情に添ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。

2. 参加型研修の形式を取り入れる

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- このため、**座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入する**。

3. 制度の理念と基本姿勢を伝える

- **研修を通じて、制度の理念や基本姿勢を再認識できるようにする**。

◆ 都道府県研修実施のための手引・カリキュラムの活用（参考）

研修実施やカリキュラム内容については、みずほ情報総研株式会社による、平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム」において、具体的な研修資料を作成していることから活用することも可能である。

<資料掲載先> <https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/konkyu2017-kenshu.html>

支援者のネットワークづくりの取組

- 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークが各地で発足しており、ケース検討・スーパーバイズ、相談員同士の「横のつながり」づくりや資源の共有等の多様な取組が主に都道府県単位で進んでいる。
- この中には、就労や家計相談等、分野を絞った取組もみられる。また、生活困窮者支援以外の分野とのネットワークづくりや、相談員への助言に特化した事業もみられる。

都道府県単位の支援者ネットワーク(例)

※都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は、省略している。

(凡例)

◎: 分野を特定しない支援者ネットワーク

●: 就労支援のネットワーク

○: 家計相談支援のネットワーク

★: 相談員への助言

◎道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会

★生活困窮者自立相談支援事業のサポート事業の実施

◎生活困窮社会における地域づくり研究会 (京都府)

◎生活困窮者支援連携団体会議(宮城県)

◎鳥取県生活困窮者自立支援ネットワーク推進会議

◎福島県生活困窮者自立支援連絡協議会

●就業支援団体連絡会(阪神地域)

●埼玉県地域就労支援連携体制推進会議

●大分県生活困窮者就労支援協議会

◎千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク

○家計相談支援の事例検討会
(福岡を中心とした九州)

★東京都支援者専用相談ラインの設置

◎かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク

◎生活困窮者支援を通じた地域づくり情報交換会(長野県)

◎地域福祉のひろばGIFU

◎しが生活支援者ネット

京都府におけるスーパーバイズとネットワークづくりの取組

1. 支援員向けのスーパーバイズ

- 支援方法や連携のあり方等に悩む支援員に対して、**支援調整会議等への同席や電話・メール相談、個別相談・ケース検討等の様々な方法でスーパーバイズやバックアップを行う。**

① 支援調整会議や各種会議でのスーパーバイズ

支援調整会議や各種会議において、支援困難事例やうまく支援が進まない事例について協議をしたり、グループスーパービジョンを行う。担当の支援員だけでなく、関係機関に対しても助言を行う機会となる。

相談支援員



支援の進め方に悩む

連携方法が分からない

② 電話・メール相談

平日と土曜の9時～18時に、電話相談を実施している。また、メールによる相談は、24時間受け付けている。

③ 個別相談やケース検討

個別相談によるスーパーバイズを行う。また、必要に応じて、スーパーバイザーが相談の場に同席する。

平成29年度のスーパーバイズの実施実績

内容	来所	訪問	電話	合計
支援調整会議	-	28	-	28
個別相談者 ケース検討	25	134	33	192
ケース以外の 助言・指導	14	116	25	155
相談同席	6	9	-	15
合計	45	287	58	390

◆スーパーバイズ事業は、京都府が一般社団法人京都自立就労サポートセンターに委託している。

2. 他職種も含めたネットワークづくり

取組の概要

生活困窮者支援に従事する支援機関や行政、教育、児童、高齢、障害、医療などの関係機関、学識者等が一堂に会しそれぞれの立場から実践報告をしたり、取組の提案を出し合い、**顔の見えるネットワークづくりを行う。**



<開催状況>

- ◆ 1～2か月に1回開催

<検討テーマ> (一部)

- ◆生活困窮社会の実情
- ◆高齢者の貧困
- ◆教育機関との連携
- ◆当事者による語り

◆京都府社会福祉協議会が実施主体として「生活困窮社会における地域づくり研究会」の開催・運営を行っている。

都道府県が主催する人材養成研修の取り組み（沖縄県）

沖縄県は、県外の経験豊富な講師陣を揃えた委託型の研修から県内の講師を中心とするとともに、**県職員が積極的に企画運営に関わる**研修へと転換した。

課題

- （従来の委託型研修での問題点）
- ・人材養成を委託先に丸投げになりがち。
 - ・行政担当者に研修企画のためのノウハウが蓄積されない。
 - ・国研修終了者に講師としての経験が蓄積されない。
 - ・問題意識が生まれにくい。



研修内容

- 【初任者研修（伝達）】
- ・毎年度、必ず実施する。基本倫理や基本姿勢等の座学中心。対象者は、①経験年数3年以内の方、②県研修を一度も受講したことがない方、③生活困窮事業担当者に限定
- 【実務者研修（伝達）】
- ・アンケート調査により内容を決める。（システム、帳票類の書き方やファシリテーション等）
- 【県外講師による研修】
- ・年1回程度、困窮分野以外の内容
- 【圏域別研修】
- ・県内5圏域に分けて、圏域ごとに実施
 - ・事例検討を中心とした内容

成果

- ・研修の企画に県が積極的に参加することにより自治体の課題を把握することが可能となる。
- ・国研修終了者が講師として参画でき、自治体（現場）と協力しながら研修の企画運営が可能。

【3つの要件】

研修企画チーム

研修企画PT

<構成メンバー>

那覇市（委託事業者・主任相談支援員）、県社協、県（委託事業者・主任相談支援員）、県（行政担当者）

<選定のポイント>

- ・都道府県研修の目的と意義を理解していそう
- ・研修を開催した際に快く講師を引き受けてくれそう
- ・那覇市内に事務所がある

参加型

- ・座学、ワーク、クロストーク等を組み合わせて、支援員等の困りごとを解決できるような構成にする。
- ・グループワークは今後の円滑な連携も踏まえて圏域別のグループ分けにする。
- ・初任者研修では何でも質問できるコマを設けている。

理念と基本姿勢

- ・研修を日々の業務で忘れがちな制度の理念等を再確認する場と活用。
- ・理念や基本姿勢等を伝える初任者研修は、毎年度必ず年度初めに実施する。

都道府県が主催する人材養成研修の取り組み（大分県）

大分県は、県が主催する生活困窮者自立支援制度に関する人材養成研修を組み替え、**他分野の支援員と合同開催**し、より包括的な支援を推進できる人材を育成している。

課題

- ・国研修の受講修了者の割合が高いため、新任者研修よりも現任者向けの研修を行う必要性が高まる。
- ・また、**生活困窮者支援が「硬直化」**してきており、地域づくりを行う等、**他機関との連携や複合的な支援に対応できる体制が必要**となった。



研修内容

地域共生の関係機関職員（社協職員、第二層・三層の生活支援コーディネーター等）との合同実施。
全4クール、5日間。

【共通講義（1日間）】

- ・地域共生社会の目指す姿や関連する法制度について学び、共通理解を深める。

【専門講義（2日間）】

- ・専門ごとに分かれ、制度の理解や手法を学ぶ。

【フィールドワーク（1日間）】

- ・関係機関や住民も集まるブロック別研修を開催し、事例をベースに、実際の相談から地域作りまで一貫した連携方法について学ぶ。

【共通講義（1日間）】

- ・これまでの学習を活かし、所属している地域の課題や今後取り組むべき業務について理解を深め、実践を促す。

成果

- ・地域づくり・地域課題の解決ができる人材、**複合的な問題に対応できる即戦力を県が養成**すべく、研修内容の組み替えを実施。

・**「我が事・丸ごと」の地域づくりと地域共生社会の実現に向けた取り組みとマッチング。**

- ・共同実施することで、研修を受講した相談支援員に**相談支援包括化推進員（※）**の役割を担わせる。

（※）相談支援機関間の連携のコーディネートや困難ケースに関するケース会議や支援を担う。

（3つの要件）

研修企画チーム

我が事・丸ごと地域共生社会推進研究作業部会において内容検討

※平成30年4月1日時点 17名

〈構成メンバー〉

- ①市社協職員
 - ②自立相談支援機関相談員
 - ③社会福祉法人職員（多種別の施設経営）
 - ④市職員（市町村行政代表）
 - ⑤県高齢者福祉管職員（生活支援コーディネーター所管部局）
 - ⑥地域福祉所管職員（生活困窮者自立支援事業所管課）
- 事務局：県社会福祉協議会

参加型

- ・行政・社協・地域包括支援センター等様々な職種が参加し、関係形成にも活用。
- ・演習を多く取り入れ、グループは地域・職種がばらけるように工夫。
- ・地域住民（民生委員等）を研修に招き、地域での困りごと（地域課題）を共有。

理念と基本姿勢

- ・研修の目標を①即戦力を養成、②既存の人材等との連携を実践的に学ぶ、③**制度の概要・理念を学ぶ**と位置づけ。
- ・講義の中でも、改めて制度理念を振り返る場を設けている。

家計改善支援事業について

家計改善支援事業の実施促進に向けた取組

◆ 家計改善支援事業の実施促進に向けて、国において以下の取組を行うことを予定している。

1. 取組事例の公表

- 家計改善支援事業の実施促進に関する先駆的な取組をしている自治体を紹介し、**各地の取組の中から工夫できる点や参考になる点を提示**する。

2. 国研修の拡大

- 専門性を担保した家計相談の実施に向けて、**家計改善支援事業従事者養成研修の実施回数を拡大**し、受講枠を増員する。

＜家計改善支援事業従事者研修の概要＞

	平成29年度	平成30年度
研修の開催方法	<ul style="list-style-type: none">・ 年2回開催・ 東京で開催	<ul style="list-style-type: none">・ 年4回開催・ 東京および大阪で開催
受講枠	<ul style="list-style-type: none">・ 計120人（1回60人）	<ul style="list-style-type: none">・ 計240人（1回60人）

- 平成32年度以降(※)も、国が家計改善支援事業従事者養成研修を継続して行い、支援員の育成と質の担保を促進する予定。
※平成32年度を目処に、自立相談支援事業と就労準備支援事業の従事者養成研修の実施主体を国から都道府県に移管。

3. 帳票の機能の充実

- 既存の各種帳票は残しつつ、**新たに家計計画表やキャッシュフロー表からグラフや表等**を出力する機能を追加する。
支援員が効果的に支援を実施するための補助的ツールとして活用することを想定。

【資料2】P53参照

＜活用例＞

- ・ 相談者に家計の状況を説明する際に利用する
- ・ 長期的な家計の変動が分かりやすくグラフで示し、本人の意欲を引き出すことに活用する。

4. 映像教材の作成

- 家計改善支援事業の基本的な支援方法や手順を視覚的に理解できるよう、映像教材を作成する（平成30年度中完成予定）。

5. 被保護者家計相談支援事業の実施（生活保護制度における自立支援プログラム）

- 平成30年度から、被保護者への家計相談支援事業を実施し、生活保護受給中から保護廃止後に必要となる費用を見据えた家計支援や、生活保護受給世帯の子どもやその保護者に対する大学等の進学費用に関する助言等を行う。

【資料2】P54～参照

1 県の概要（H29年度）

人口	1,789,184	人①
高齢化率	30.0	%②
保護率	1.4	%③

2 参加自治体（H29年度）

県内一般市数	15市
参加一般市数	8市
県内家計相談 支援事業実施率	100%

4 事業実績（H29年度）

※平成29年度の共同実施の県・8市の件数、新規の利用者のみ
(H29以前からの継続支援除く)
※自立相談支援窓口を経由しない相談を含む

① 事業利用者数 (支援決定)	② 家計の改善	③ 債務整理実施	④ 税・料の滞納 状況の改善	⑤ ①のうち 地震対策分
433人	382人	102人	137人	239人

②相談時より家計収支が1万円以上の改善が進んだもの

③法律家相談につなぎ、債務整理受任、または債務整理以外のアドバイスにより債務減少の方向となったもの

④分納開始及び分納計画が立つ状態となったもの

5 事業実施のポイント～共同実施に向けた事務の流れ～

①6月：	各市を集めて意見交換会を実施。
②8月	県内各市へ翌年度の任意事業の共同実施について意向調査を行う。
③10月：	県内各市へ2回目の意向調査を行う。
④	2回目の意向調査を踏まえて翌年度の委託予定額（概算）を算定し、共同実施予定の市へ予算額（案）を諮る。
⑤12月：	共同実施予定の市へ、翌年度に向けた事業内容の改善等の意見を求める。
⑥	12月補正予算で翌年度委託料（単年契約）の債務負担行為の設定を行う。
⑦	⑤を踏まえ、翌年度に向けた任意事業の要綱の改正を行う。
⑧	共同実施予定の市から、事業の同意を受付ける。
⑨1～3月：	企画コンペ方式により翌年度の委託業者の選定を実施する。
⑩2～3月：	共同実施の市と翌年度の事業実施の協定を締結する。
⑪3月：	翌年度の業務委託について委託業者と契約締結を行う。 併せて共同実施の各市へ契約額に基づく市の負担額を提示する。 (国庫補助申請の際にはこの額が反映)
⑫4～3月：	事業実施
⑬3月末：	委託業者へ会計（経理）の検査を実施。 (なお、事業内容は毎月報告を義務付けている。)
⑭3月末：	委託業者から本年度の委託の精算報告を受け付け、委託金額を確定させる。 この額に基づき、共同実施の各市に対し負担金を徴収する。

6 取り組んで良かった点

【共同実施分】

- ・県民が熊本県のどこに住んでいても事業を気軽に受けられる。
- ・各市が事業に対して共通理解の元で展開できる。
- ・契約事務を一本化することで、市（自治体）の事務及び経費の軽減が図られる。

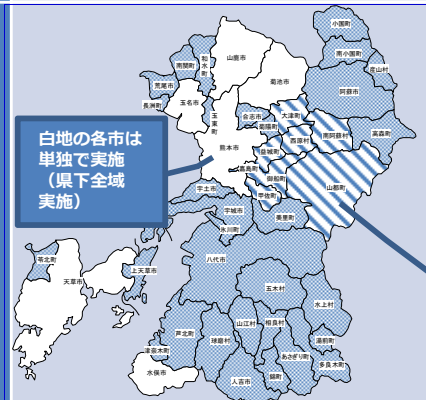
【熊本地震対策分】

- ・被災者特有の相談、心配事への対応が可能となった。
- ・被災者は、時間の経過とともに相談内容の傾向が変わっており、その時々に応じた対応ができています。
- ・①発災直後：緊急貸付の相談対応→②仮設住宅での生活における（修繕等）の相談対応→③仮設住宅からの退去に向けた新生活（家賃や住宅ローン）の相談対応

3 実施方法について

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンコープ生活協同組合くまもとへ委託（生活困窮者を対象） ・熊本県（県管轄の23町・8村）と8市の共同実施 ・共同実施自治体の人口702,472人
事業費	41,660千円（平成29年度総額） （共同実施事業分26,000千円＋熊本地震対策分15,660千円）
委託選定	相談者と共に家計の状況を明らかにするとともに、必要な情報の提供や専門的な助言・指導を行うことで、相談者自身の生活再生に向けた意欲を引き出しつつ、家計を管理する力を高め、早期の生活再生に向けた対応に係るノウハウを持つ法人であって、専門の支援員を配置し、かつ、県下全域で事業を実施できる法人に委託する。（過去に、多重債務等の問題を抱える者への支援を対応した実績があり、消費者行政事業に精通している）
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンコープ生活協同組合くまもとへ事業を委託し実施。 ・支援員を県北・県南のそれぞれの区域に拠点を置き実施。 ・共同実施分は、支援員を常勤換算で7名以上、各区内に偏りが生じないように配置。 ・地震対策分は被災地において被害の大きかった県管轄の8町村に6名以上支援員を配置し、町村や社協の災害復興関係機関と連携のうえ、役場内への常勤配置や予約制により相談体制をとっている。

熊本地震被災者に向けた県の取組



平成28年4月に2度の震度7の地震が発生
被災者市町村人口は約148万人
(県人口の約83%)
最大避難者数約18.4万人
(県人口の10.3%)

被害の大きい8町村へ
生活再建の支援（斜線の町村）

↓
熊本地震対策分として共同実施を拡充

1 市の概要（H29年度）

人口	50,218 人
保護率	0.5 %



2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当(件)	一月当たり 35.7
プラン作成件数人口10万人当(件)	一月当たり 49.3
就労支援対象者数人口10万人当(件)	一月当たり 31.3

4 事業実績（H29年度）

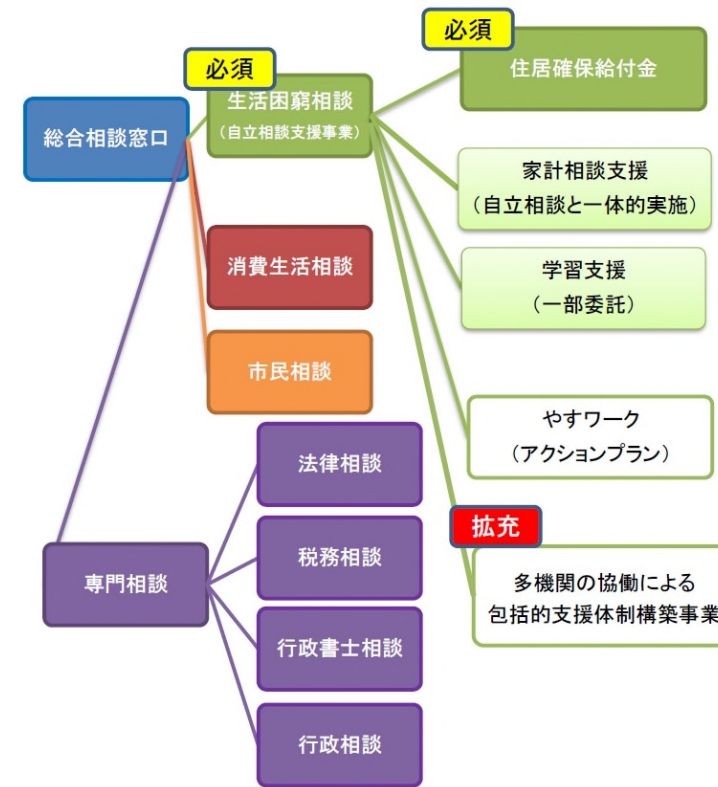
事業利用者数（支援決定）	家計の改善	債務整理実施	税・料の滞納状況の改善	障害年金申請	就労支援
145人	130人	29人	41人	15人	45人

3 実施方法について

実施方法	直営
事業費	500千円
理由（直営）	<ul style="list-style-type: none"> ・直営の強みを活かし、困窮事業だけではなく、生活に関する市役所の総合的な相談窓口として運営し、市民のニーズに応えるコンシェルジュの役割を果たしている。 ・困窮法の施行前から、消費生活相談を直営で実施していたため、多重債務相談をベースとした各部署・機関との連携体制が構築されている。特に個人情報の取り扱いについては、関係機関との情報共有や第三者に情報提供できる仕組みを整備している。また、生活再建支援の視点を取り入れた野洲市債権管理条例を活用し、滞納情報から困窮者の発見を積極的に行うなど困窮事業以外の様々な事業にも市役所の総合力を生かし取り組んでいる。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・家計相談支援事業は自立相談支援事業と一体的に実施しており、職員が自立相談支援員と家計相談支援員を兼務している。 ・多重債務等お金に関する相談は消費生活相談員と家計相談支援員が同席して相談対応を行うなど、協力して役割分担しながら、支援を行っている。 ・生活困窮者の発見から支援への取組みについては、「野洲市くらし支えあい条例」等条例や要綱で規定している。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者への支援を消費生活相談で実施してきた中で培ってきたノウハウや法律家等専門家との連携などは、家計相談支援事業でも活用されている。

5 事業実施のポイント～既存事業の活用～

Point
消費生活相談のノウハウが家計相談支援事業の実施にとっても有用であり、これを活かした事業運営を展開



6 取り組んで良かったこと

- 家計相談を含めた多彩な支援メニューが市役所を中心に生活困窮者へ届くことで、市民の安心・安全な暮らしを守ることができる。
- 既存事業を活用することで、双方の事業を効率的・効果的に運営できる。

家計改善支援事業の帳票の機能の充実

- ◆ 平成30年度社会福祉推進事業において、現行の家計相談の帳票に、グラフ化やコメント等を挿入する機能を加えることに関する調査研究を行う。
- ◆ 相談支援員が相談支援を行う際に、より効果的に支援を行うためのツールとして活用することを想定している。

帳票に加える機能

- 家計の現状や今後の家計予算、資金繰りの情報を、簡便に円グラフや棒グラフ、折れ線グラフ等に変換できる機能を付加する。
- 各グラフ等に、ポイントとなる点に関して、コメントを挿入できる機能を加える。
- 家計の赤字が続いた場合の家計状況を、棒グラフ等を用いて予防的な観点から分かりやすく可視化して示す。



相談者への効果

- 情報が視覚化されることから、家計を改善しようという意欲の醸成に結びつきやすくなる。
- 相談者自身が家計の課題に気づきやすくなる。
- 数値を読み取ることが苦手な相談者でも、家計の状況が分かりやすくなる。

支援者への効果

- 収入・支出の内訳をグラフ化することにより、改善に向けてのポイントを分かりやすく提案できるようにする。
- 支援員が効果的に支援を実施するための補助的ツールができることから、効率的な業務の運営に寄与する。

帳票に加える新しい機能のイメージ(一部)

既存の家計相談の帳票

<家計表>

家計表とは、本人の世帯の家計収支の状況を1ヶ月単位で具体的に把握し、生活の状況とお金の動きを目に見える形で示すもの。



加わる機能



コメントの挿入

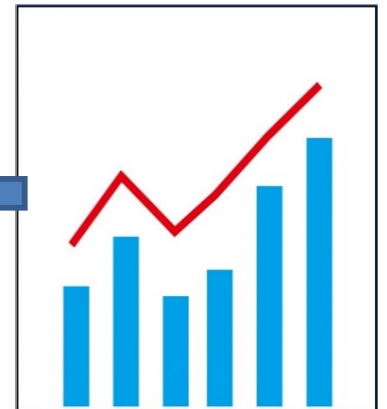
既存の家計相談の帳票

<キャッシュフロー表>

キャッシュフロー表とは、相談者のライフイベントを組み込みながら、数年先までの家計予算の推移を見るために作成するもの。



加わる機能



○就労による自立(保護廃止)後に再度生活保護の受給に至らないようにするため、就労による保護廃止が見込まれる被保護世帯を対象として家計相談支援を実施する。

また、高校を卒業予定している者等に対して、進学費用等の今後必要となる経費等を説明した上で、奨学金等の制度等について助言する【補助率は2/3】

事業効果

○保護廃止が見込まれる方が、生活保護受給中から保護廃止後に必要となる費用を見据えて家計を適切に管理できるようにすることにより、再度生活保護を受給することなく生活できるようにする。

○生活保護受給世帯の子どもやその保護者に対し、大学等の進学費用等に関する助言をすることによって、進学に伴う不安や経済面の課題等への対処を支援し、貧困の連鎖の解消を目指す。

【家計相談支援の対象者像】

- 就労による自立(保護廃止)を目指す世帯
- 大学等への進学に伴い自立(世帯分離)が見込まれる世帯

など

(支援内容)

- ・医療費の自己負担や社会保険料の発生など生活保護廃止を見据えた家計管理方法の提案、支援
- ・子どもの大学等への進学に向けた費用についての相談への対応や助言、各種貸付制度の案内 など



生活困窮者自立支援制度と被保護者家計相談支援事業との連携

実施にあたっての留意点

- ❑ 被保護者家計相談支援事業を実施する自治体では、**家計改善支援事業との連携を適切に図る**ようにする。
- ❑ **被保護家計相談支援事業と家計改善支援事業の委託先は同一の事業所**とすることが望ましい。
- ❑ **被保護家計相談支援事業は、生活保護制度の自立支援プログラムに位置づけて実施する**ものである。生活困窮者自立支援制度における家計改善支援事業の中で実施するものではないことに留意すること。

<参考> 課長通知 「被保護者家計相談支援事業の実施について」 より関連部分を抜粋

(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

主な対象者

- 保護廃止が見込まれる世帯等のうち、家計相談支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。
(具体例)
 - ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
 - ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
 - ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
 - ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
 - ・ **生活困窮者自立支援制度の家計相談支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合**
 - ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。**
- 相談支援に従事する者は、**厚生労働省が実施する家計相談支援事業者養成研修を修了した者**が望ましい。

(参考) 保護廃止が見込まれる世帯への家計相談支援について

【通知名】 「被保護者家計相談支援事業の実施について」

(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

基本的主旨

- 生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いや、法第37条の2に基づく住宅扶助の代理納付が行われていた場合には家賃の支払いが生じるなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
- こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、保護廃止が見込まれる世帯に対する家計相談支援を実施することとした。

主な対象者

○保護廃止が見込まれる世帯等のうち、家計相談支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(具体例)

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
- ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
- ・ 生活困窮者自立支援制度の家計相談支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
- ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

実施方法

○生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。

○相談支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計相談支援事業従事者養成研修を終了した者が望ましい。

(参考)生活保護受給世帯に対する家計相談支援を行う場合の留意点等

生活保護制度の主旨等を踏まえた支援、対応

- キャッシュフロー表、家計計画表、家計再生プラン等については、それらを活用し、本人が自ら家計管理していく能力を身につけられるように支援を行い、必要に応じて医療費の自己負担や社会保険料の発生など保護廃止後の生活を見据えたものを作成すること。
- 生活保護費のやりくりによって生じた預貯金については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認することとしている。使用目的等をもった預貯金の構築についてはそれを支援すること。
- 支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになった場合には、担当ケースワーカーに報告・相談した上で、その活用が図られるよう支援すること。
- 貸付金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる場合には、収入として認定せず、その償還金については、その他の必要経費として収入認定の対象外となる場合がある。一方、それ以外の単なる借金は認められないため、貸付利用を検討する際は担当ケースワーカーに相談すること。

福祉事務所・担当ケースワーカーとの連携

- 本事業を委託によって行う場合や、担当ケースワーカーと別部署において行う場合等には、家計相談支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーは密接な連携を図る。
 - ・本人が抱えている状況や困窮に至った要因、援助方針や家計再生プランの内容などを共有。
 - ・福祉事務所は個人情報取り扱いに留意しつつ、必要に応じて、家計相談支援の実施者に保護費の支給状況を情報提供。
 - ・支援対象世帯との面談等の際には、必要に応じて担当ケースワーカーも同席。

保護廃止後も継続した支援

- 被保護者家計相談支援事業を受けていた者については、保護脱却後も引き続き支援を受けることが望ましい。

子どもの学習支援事業について

子どもの学習支援事業の強化（体験学習等による支援）

- 子どもの学習支援事業については、学習支援を中心にしながらも、居場所の提供やイベント等を通じた相互の交流、コミュニケーションを図る取組等を組み合わせて地域の実情に応じた創意工夫のある取組が行われている。
- こうした学習支援以外の様々な取組を組み合わせて実施することにより、子どもの生活環境の向上や子どもの将来の進路選択を考えるにあたってのきっかけづくりに資するなど、支援効果の一層の向上が見込まれる。
- 子どもの学習支援事業の実施にあたって、以下のような支援例も参考にしながら、学習支援以外の取組と組み合わせた実施による事業の効果的な支援を図りたい。

学習支援以外の体験学習等による支援例

企業等への訪問、体験学習

地元企業などの協力のもと、就労体験や企業担当者から説明を聞くなどの交流体験を実施。

⇒将来「働く」ことに対するイメージの醸成や、進路を考えるきっかけづくりに。



宿泊等による研修事業

宿泊施設等で学習支援だけでなく、様々な体験活動やレクリエーション、スポーツ等を実施。

⇒早寝早起き朝ご飯といった生活習慣や集団生活を通じた経験から自らの生活面などを考え直すきっかけに。



大学等への訪問や学生との交流体験

大学等へ訪問し、説明を聞いたり施設を見学する。また実際に学生との交流を実施。

⇒より身近な「将来」に対するイメージの形成や歳が近い学生と接することで、進路を考えるきっかけに。



調理実習などを通じた食育事業

調理実習が可能な施設で、子どもたち自ら調理や配膳等を担当する調理実習やクリスマス会などのイベントを実施。

⇒実習を行うことで、食育の観点のみならず、共同作業など様々な要素にも繋がり、日常生活支援にも資する。



学習支援と組み合わせて実施することで、より効果的な支援が可能に。

就労支援について

就労支援について

I 就労準備支援事業の実施の推進について

就労準備支援事業の取組事例 **P62～**

就労準備支援事業の資産収入要件に該当しないものの

支援が必要と考えられるケース **P79**

II 認定就労訓練事業の更なる推進について

優先発注の取組事例 **P80**

就労訓練推進事業（就労訓練アドバイザー等）の実施状況 **P82**

III 無料職業紹介について **P85～**

IV 福祉部門と労働部門の連携による就労支援の強化

P89～

I 就労準備支援事業の実施の推進について

法律改正等に伴う周知事項

- 就労準備支援事業の更なる推進【(法律事項)就労準備支援事業の実施の努力義務化及びその適切な実施に係る指針】
事業に取り組みやすくなるよう下記取組の事例について全国的に周知を図る。 ⇒ 別添1参照
 - ・ 就労体験の中での一括実施
 - ・ 障害福祉サービスとのタイアップによる実施
 - ・ 複数自治体による広域的な事業実施
 - ・ 被保護者就労準備支援事業との一体実施
- 年齢要件の撤廃【省令事項】 → 65歳以上の方も含めて事業の積極的な活用をお願いしたい！
- 資産収入要件の見直しについて【省令事項】
 - ・ 新たな要件において対象となると考えられる方を積極的に事業へ誘導を！ ⇒ 別添2参照
 - ・ 現行の第四条第二号要件(都道府県等により当該事業による支援が必要とされる場合)の更なる活用を！

事業の実施に係る周知事項(運用の見直し等)

- 事業の定員要件(15名)は撤廃する。
- 就労準備担当者は常勤・専従である必要がないことについて通知により明記。
- 責任者については常勤で置く必要があるが専従・常駐である必要がないことについて通知により明記。
- 利用期間(原則1年間)の取り扱いについて
 - ・ 省令上の利用期間(1年間)は現行通り
 - ・ ただし、利用期間については、プランにおける支援期間を経過した時点で、再度アセスメントを行った上で、さらに継続して事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが可能であるため、通知等によりその旨明記する。
- 交通費の取り扱いについて
 - ・ 利用者に直接交通費の支給を行うことは個別給付の取り扱いとなるため困難であるが、車両借り上げによる送迎等(※)の対応は可能
(※)車両リース料、燃料代、駐車場代、高速料金、送迎に係る人件費(運転手代)など
 - ・ 自立相談・家計改善・就労準備の三事業に一体的に取り組む自治体に対しては、就労に向けた外出を支援する費用(車両借り上げによる送迎等)、就労体験先の受入促進に要する費用、就職後の定着支援を行う費用等を基準額に加算。(就労準備支援事業のインセンティブ)

(別添1) 就労準備支援事業の取組事例

秋田県湯沢市（一般市）

① 就労体験を中心とした取組

1 市の概要

人口	46,330 人
保護率	1.3 %

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	8.0
プラン作成件数人口10万人当(件) 一月当たり	12.1
就労支援対象者数人口10万人当 (件) 一月当たり	5.0
就労・増収率(%)	44.8

4 事業実績（H29年度）

利用者	就職者	うち体験就 労利用者数	障害福祉サービ ス等へのつなぎ	支援終了
14人	2人	8人	2人	5人

※協力事業所数17か所
(民間企業15か所、公立図書館2か所)

5 事業実施のポイント ～就労体験を主とする中で～

地域の伝統産業に関連した就労体験を実施

- 「稲庭うどん」などの麺産業が盛んな当市。製麺所から稲庭そうめん300kgがフードバンクに寄付されたことがきっかけ。
- そのままでは活用することができないため、はかりを使ってそうめんを小袋に袋詰めにする作業を発案・実施。



利用者とその家族の声

- 初対面の方々が気軽に話かけてくれ、アドバイスをしてくれる方もおり、慣れてくると会話ができるようになり、楽しく作業ができた。
- 謝金をもらったことが嬉しかったらしく、本を買って貯金をしていた。将来は自分で稼いだお金で、誕生日プレゼントを買ってくれると話してくれた。

3 実施方法について

実施方法	委託
事業費	7,495千円（平成29年度）
理由 (委託)	○就労継続支援B型事業所や障害者グループホームを運営していたことから、障害者就労支援のノウハウを生活困窮者向けに応用できると考えたため。 ○湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会（※）にも積極的に参加しており、他の就労支援事業所からの信頼も厚く、民間の一般企業との交流も積極的に行っていたことから、社会資源の開発にも期待ができたため。
事業概要	○就労準備支援担当者3名を配置。農作業等を通じ、生活自立支援訓練から社会自立訓練・就労自立訓練に至る個人ごとの支援プログラムを作成し、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得を目指す。 ○市内のNPO法人等が運営する就労継続A型・B型事業所の農場や一般企業等において、平成30年度は20名程度の就労体験を実施予定。 就労準備支援担当者の質を高めるため、養成研修の受講や先進地視察を積極的に行う。
その他 特記事項	○ネットワーク協議会（※）の就労支援部会の機能を利用し、体験的就労の開発や確保に努める。

6 取り組んで良かったこと

- 利用者の性格や協調性、コミュニケーション能力などを観察することができ、アセスメント内容が深めることができる。
- 利用者の自己有用感の高まり、作業の効率化を図ろうとするなどの効果があった。

※障害者等の自立生活を支援するために、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場

1 市の概要（H29年度）

人口	168,852人
保護率	0.9%

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	18.4
プラン作成件数人口10万人当(件) 一月当たり	5.0
就労支援対象者数人口10万人当 (件) 一月当たり	1.7
就労・増収率(%)	57.1

3 実施方法について

実施方法	直営（自立も直営で一体的実施、被保護とも一体的実施）
事業費	2,302千円（困窮：1,535千円、被保護：767千円）
理由 (直営)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内他制度担当部署や関係機関との連携が図りやすい。 ・ 4名の職員が相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計相談支援員を兼任し、ユーティリティープレイヤーとして機能している。
課題・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労準備支援事業の組み立て（何を、どのように）が困難。 <p>⇒市役所内には、発送文書の封入作業、公用車の洗車、花壇整備、貸出用車椅子の点検整備などの業務がある。これを就労準備支援のメニューとして組み立て、利用者に公共のために役に立っているという意識の醸成を図る。</p>
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週2回市役所内や社会福祉法人等の協力を得て体験就労を行っている。インセンティブとして利用者には作業報償費（1回参加500円）を支給。損害保険は市で加入。
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所内の同一フロア内で週に1回ハローワークの巡回相談があり一体的な就労支援を行っている。

4 事業実績（H29年度）

利用者	就職者	事業継続 利用中	体験就労 参加者	うち就職 者	自立就労 へのつな ぎ
10人	4人	3人	2人	2人	1人

※協力事業所数4か所
(民間企業2か所、社会福祉法人2か所)

5 事業実施のポイント～直営での利点を活用～

Point

市庁舎内で仕事の切り出しを行い、対象者に合わせた体験就労を実施



①市役所内

- 公用車洗車、花壇整備、封入作業

②老人福祉センター

- 館内清掃、駐輪場整備、PC文書作成、庭園整備

③特別養護老人ホーム・ケアハウス・デイサービス

- 車いすのメンテナンス

※②③においては社会福祉協議会や社会福祉法人等の協力を得て、法人運用施設で職場体験実習も行える。

6 取り組んで良かったこと

- ・ 稼働能力の見立ての能力が向上し、自立相談等でも役立っている。
- ・ いままで市内業者との関わりは労働部門が担っていたが、福祉部門も関わるようになり、市と市内業者の関係性がより強固になった。

1 市の概要（H29年度）

人口	353,822人
保護率	1.7%

※協力事業所数6か所
（民間企業4か所、社会福祉法人2か所）

3 実施方法について

実施方法	直営（自立も直営で一体的実施、被保護とも一体的実施）
事業費	4,052千円（困窮：2,400千円、被保護：1,652千円）
理由（直営）	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携が図りやすい。 委託では指揮命令系統が異なるため、迅速な対応が難しいが、直営では即座の対応が可能である。 長期的に安定した支援を行うことができる。
課題・対応	<ul style="list-style-type: none"> 支援員の資質・能力に頼るところが大きく、人材確保が課題 ⇒ハローワークやカウンセラー養成校等に広く広報し、障がい者支援の経験がある、経験豊富な者を採用することができた。 支援メニューが個別支援に限られている。 ⇒他機関と連携を図り、解決した（サポステのグループワークの活用、市内協力事業所の協力を得ての職場体験の実施等）。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 生活記録を基に食生活・運動指導により日常生活の自立を図り、支援員とのコミュニケーショントレーニングや市内事業所と連携した職場体験等の実施により社会生活の自立を図る。 職場体験の受入企業には協力金（1日3,000円）を支出している。また、傷害・損害保険は市で加入。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援窓口隣接しているハローワークの常設窓口と連携し、一体的な就労支援を行っている。

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当（件）	一月当たり	16.7
プラン作成件数人口10万人当（件）	一月当たり	3.2
就労支援対象者数人口10万人当（件）	一月当たり	2.0
就労・増収率（%）		62.1

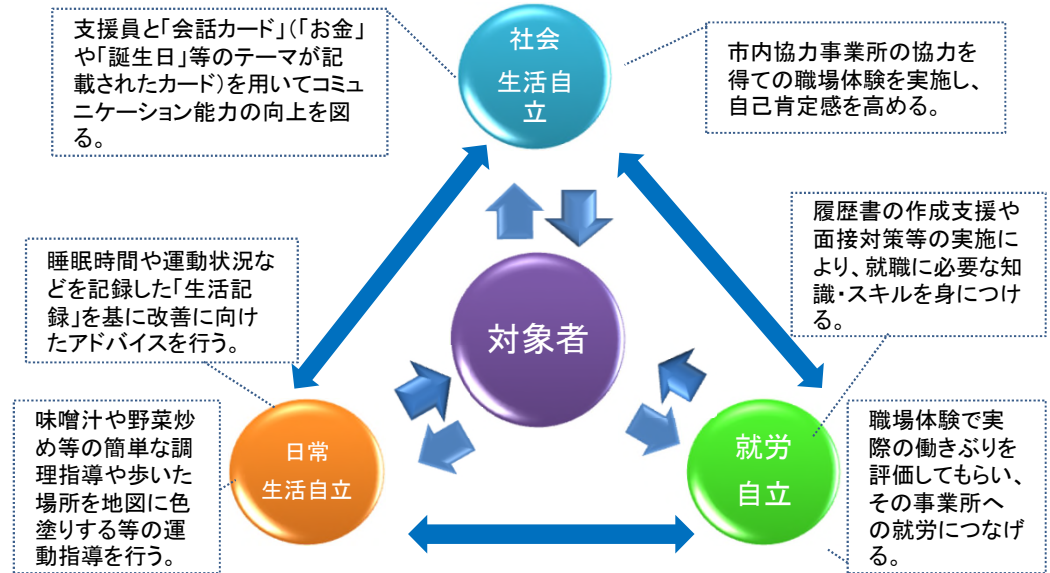
4 事業実績（H29年度）

	利用者	就職者	体験就労者数	障害福祉サービス等へのつなぎ	ハローワーク等へのつなぎ	自立相談就労支援へのつなぎ	支援終了
生活困窮者	7人	1人	5人	4人	0人	3人	0人
被保護者	19人	8人	2人	0人	6人	12人	1人

5 事業実施のポイント～直営を活かし機動的に他機関と連携～

Point

ハローワークやサポステ等自治体の持つ関係機関とのコネクションを活かして事業を効果的に実施



6 取り組んで良かったこと

- 就労支援の対象者を幅広く考えられるようになった。
- 今まで市内事業所との関わりは労働部門が担っていたが、福祉部門も関わることで、市と市内事業所の関係性がより強固になった。

1 市の概要（H29年度）

人口	30,010 人
保護率	1.5 %

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	11.3
プラン作成件数人口10万人当(件) 一月当たり	4.1
就労支援対象者数人口10万人当 (件) 一月当たり	2.2
就労・増収率(%)	50.0

3 実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）
事業費	18,436千円（平成29年度） ①自立相談支援…8,758千円 ②就労準備支援…3,927千円 ③家計相談支援…751千円 ④学習支援…5,000千円
理由 (委託)	○地域福祉活動と共に多面的に相談支援事業を受託している社会福祉協議会へと委託する事で、広範囲の支援ネットワークを活用した生活困窮者支援が展開可能である事から。 ○障害者相談支援事業、日常生活自立支援事業、不登校・ひきこもり対策相談支援事業等を市社協が受託しており、困窮者支援を包括的に実施する基盤が既に整備されている事から。
事業概要	○主任相談支援員1名、相談・就労支援員1名、就労準備支援事業担当者2名、計4名体制（いずれも他事業と兼務）。 ○生活困窮者自立支援事業開始前から、不登校・ひきこもり支援において就労機会の確保の為に、内職を受託し、実施できる居場所「内職シェアステーション コココネ」を開設。 ○平成26年度からモデル指定を受け、就労準備支援へ。 ○平成28年度は8社の内職を受託。社会との接点を持つ為にも納品は活動している皆さんと共に伺い、企業側とコミュニケーションを取る。 ○事業認知が進み、内職商品をブランド化。自立ラーメン「まえむき」や自立そば「つながり」を販売し、原価分を除く収益は工賃として受け取っている。
その他 特記事項	○平成29年度から市が無料職業紹介所を設置。困窮者相談との接点を高め、就労出口の拡充を目指す。農福連携も実施。

4 事業実績（H29年度）

	利用者	就職者	障害福祉サービス等へのつなぎ	自立就労へのつなぎ	継続	終結 転出等
生活困窮者	14人	4人	2人	2人	3人	3人
被保護者	5人	2人			2人	1人

※就労準備支援の中では、活動中の状況、コミュニケーション等を鑑み、必要に応じて、障害者相談支援事業と連携し、今後の展開を検討している。

5 事業実施のポイント ～就労体験を主とする中で～

Point

地域の企業から内職を受託し、社会福祉協議会内に作業スペースを確保の上、通所型の事業として実施



6 取り組んで良かったこと

○就労に至る前に本人のストレングスを確認していくと共に、社会との接点を作っていく事で、事業所側の理解者も増え、賛同する事業所へと就職が決まる・社協全体の活動へも関心を持つなどの相乗効果が出ている。

兵庫県北播4市（一般市） 西脇市、三木市、加西市、加東市

①就労体験を中心とした取組 ③広域的な事業実施

1市の概要、2支援状況調査（H29年度）

	西脇市	三木市	加西市	加東市
人口	39,893	78,414	44,643	40,296
保護率(%)	0.6	0.6	0.5	0.3
新規相談受付件数 一月当たり	2.8	17.4	17.1	20.2
プラン作成件数 一月当たり	0.6	1.9	6.4	2.7
就労支援対象者数 一月当たり	0.2	0.9	2.8	0.8
就労・増収率 一月当たり(%)	0.0	55.6	33.3	25.0

3実施方法について

実施方法	直営（体験先へ謝金支払い）
事業費	<ul style="list-style-type: none"> 一人一日受入につき2,000円の謝金 ボランティア行事用保険の加入料
課題・対応	<p>【課題】小さい一般市では独自に多くの就労体験先を開拓するのは困難である。また、就労する先は市域ではなく圏域であるため市域では限界がある。</p> <p>【対応】予めから、生活保護等により情報共有や連携をしていた圏域で、この課題に対して、各市が開拓した体験先を各市が相互利用できるようにした。</p>
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 各市が体験就労先を開拓及び登録。 利用者が体験を希望した場合、事務局市に連絡。就労体験日程等の調整を行う。 就労体験に際しては、体験参加者がいる市と事業所が協定を結ぶ。 利用の際には依頼市の職員が同行。 利用日数に応じた謝金を協定に基づき体験先に支払。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> H29年度途中より三木市が参加。 登録事業所向けに就労体験の取組みなどを紹介した広報誌を発行している。

4事業実績（H29年度）

	西脇市		三木市		加西市		加東市	
	生活困窮者	被保護者	生活困窮者	被保護者	生活困窮者	被保護者	生活困窮者	被保護者
利用者	2	5	-	-	10	5	2	3
就職者	0	2	-	-	2	1	0	3
体験以外の 就労支援継続	2	3	-	-	2	1	0	2
障害サービスへのつなぎ	2	1	-	-	4	1	0	1
登録事業所数	5				46		1	

5事業実施のポイント ～地域資源を共有化する～

Point

小規模自治体の体制では、体験就労（就労準備）のための企業開拓の数をこなすのは簡単なことではないが、1市で多くの体験先を確保できなくても、協定により4市分の体験先が利用可能となる。

6取り組んで良かったこと

多くの業種の体験先を確保する必要があるが、これを1市で行うのは困難である。しかし、他市と協働実施を行うことによって、就労訓練のように広域的に様々な体験就労を提供できるようになった。

また、圏域の市で集まる機会を持っていることが、就労準備だけでなく、それぞれの市の課題への対応に役立っている。

1 市の概要（H29年度）

人口	51,007 人
保護率	0.8 %

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当(件)	一月当たり	22.1
プラン作成件数人口10万人当(件)	一月当たり	5.9
就労支援対象者数人口10万人当(件)	一月当たり	1.3
就労・増収率(%)		75.0

3 実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）
事業費	9,000千円（困窮：6,000千円、被保護：3,000千円）
理由（委託）	・事業利用が想定される者には、障害が疑われるケースが多いと考えられることから、障害のある方に対する就労支援の実績やノウハウを有する法人に委託することが効果的と考えられる。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者1名（他事業と兼務）、就労準備支援事業担当者（教員OB）1名、特別支援教育士1名の計3名体制（他事業と兼務）。 ・通年、通所型で実施しているが、家族との面談を重視しており担当者が自宅へ訪問したり、検査受診時の同行などのアウトリーチも積極的に行っている。 ・居場所機能を有する「にじカフェ」を週2回実施。 ・プログラムは多様にあり、起床・夕食・入浴・就寝等の状況を把握するための生活リズムチェック表を作成しているほか、調理実習、宿泊体験、文化、芸術、スポーツ活動、食事会、作業体験等を実施。
その他特記事項	・障害福祉サービスとしての就労移行支援事業、就労継続支援B型事業を実施しており、作業体験や実習の場が既に確保されていることが強みである。

4 事業実績（H29年度）

	利用者	就職者	福祉サービス等へのつなぎ	その他
生活困窮者	6人	1人	1人	4人 生活保護（1名）・ にじカフェ（2名）・ 中断（1名）
被保護者	2人	0人	2人	0人

※就労には結び付かないような障害が疑われるケースに関して、就労準備支援事業の担当者が手帳取得の手続、受診同行及び障害年金の申請手続支援を行っている。

5 事業実施のポイント ～障害者支援との共通点～

Point

障害者支援におけるノウハウを困窮者支援に活用し、受託法人の障害福祉サービス事業所内で作業体験が可能である。



6 取り組んで良かったこと

・必ずしも就労につながるケースばかりではないものの、障害が疑われるケースに対し、受託法人の人材や資源活用が可能であることから、円滑に障害福祉サービス等につなぐことが可能である。

1 市の概要（H29年度）

人口	1,547,850人
保護率	3.0%

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	18.4
プラン作成件数人口10万人当 (件) 一月当たり	3.8
就労支援対象者数人口10万人当 (件) 一月当たり	1.9
就労・増収率(%)	70.2

3. 実施方法について（社会福祉法人すいせい委託分）

実施方法	委託（被保護と一体実施）
事業費	63,438千円（困窮：12,277千円、被保護：51,161千円）
理由 (委託)	・働くことに困難を感じている方、これから働くことを目指している方に対し、これまで障害者の就労支援で培ったノウハウを活かした支援が可能と考えられる。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業担当者2名を配置（いずれも他事業と兼務）。 ・担当者が自立相談支援機関まで出向いてインテーク面接を実施し、本人の特性等を把握する。 ・就労移行支援事業所内で「製菓工場での検品作業」又は「PCを使用した事務系作業」のいずれかを本人の特性等を踏まえた上で選択し、「概ね2週間」の訓練を行う。 ・評価に当たっては、法人独自で作成した「訓練評価シート」を活用する。
その他 特記事項	※訓練期間を「概ね2週間」と設定している理由として、仕事に就けず焦っている生活困窮者も多いことから、焦りを解消できるよう早期に道筋を示すことが必要であり、初期段階での先の見えないゴール設定を極力なくしたいと考えている。

4 事業実績（社会福祉法人すいせい委託分／H29年度）

	利用者	就職者	自立相談支援・被保護者就労支援へのつなぎ	福祉サービス等へのつなぎ	継続
生活困窮者	7人	0人	1人	4人	1人
被保護者	18人	5人	7人	5人	1人

※生活困窮者7人のうち、1名は死亡により終結。

5. 事業実施のポイント

Point

受託法人が既に運営している障害者就労移行支援事業所内で作業訓練を行うなど、効率的な事業実施が可能である。



6. 取り組んで良かったこと

・神戸市では、就労準備支援事業を6事業所へ委託していることから、本人のニーズや状況に応じた事業所を選択できる幅があり、オーダーメイド型の就労準備支援事業の提供が可能となっている。

1 県の概要 (H29年度)

人口	1,789,184	人①
高齢化率	30.0	%②
保護率	1.4	%③

- ①平成30年1月1日住民基本台帳人口動態統計
②平成29年10月1日現在 県:推計人口調査(年報)
③平成30年5月 熊本県の生活保護(速報値)

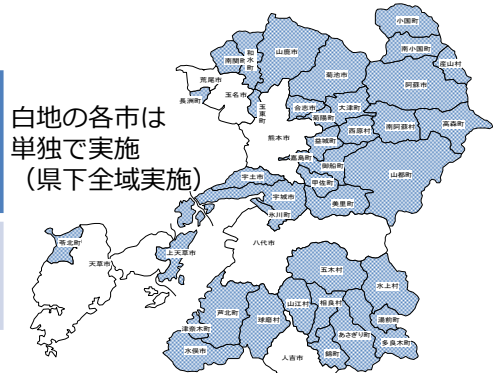
2 参加自治体 (H29年度)

県内一般市数	15市
参加一般市数	8市
県内就労準備支援事業実施率	100%

4 事業実績 (H29年度)

就労準備実績	利用者 (共同実施の県・8市の件数)④	就職者 ⑤
生活困窮者	49人	13人

白地の各市は単独で実施(県下全域実施)



- ④前年度からの引き継ぎを含む
⑤作業所・就労訓練・就活等含む

5 事業実施のポイント～共同実施に向けた事務の流れ～

①6月:	各市を集めて意見交換会を実施。
②8月:	県内各市へ翌年度の任意事業の共同実施について意向調査を行う。
③10月:	県内各市へ2回目の意向調査を行う。
④	2回目の意向調査を踏まえて翌年度の委託予定額(概算)を算定し、共同実施予定の市へ予算額(案)を諮る。
⑤12月:	共同実施予定の市へ、翌年度に向けた事業内容の改善等の意見を求める。
⑥	12月補正予算で翌年度委託料(単年契約)の債務負担行為の設定を行う。
⑦	⑤を踏まえ、翌年度に向けた任意事業の要綱の改正を行う。
⑧	共同実施予定の市から、事業の同意を受付ける。
⑨1～3月:	企画コンペ方式により翌年度の委託業者の選定を実施する。
⑩2～3月:	共同実施の市と翌年度の事業実施の協定を締結する。
⑪3月:	翌年度の業務委託について委託業者と契約締結を行う。 併せて共同実施の各市へ契約額に基づく市の負担額を提示する。 (国庫補助申請の際にはこの額が反映)
⑫4～3月:	事業実施
⑬3月末:	委託業者へ会計(経理)の検査を実施。 (なお、事業内容は毎月報告を義務付けている。)
⑭3月末:	委託業者から本年度の委託の精算報告を受け付け、委託金額を確定させる。 この額に基づき、共同実施の各市に対し負担金を徴収する。

3 実施方法について

実施方法	委託(生活困窮者を対象) [熊本県(県管轄の23町・8村)と8市の共同実施] (共同実施自治体の人口695,134人)
事業費	26,000千円(平成29年度総額)
委託選定	生活のリズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労準備が整っていない生活困窮者を対象としていることから、コミュニケーション形成を通して一般就労へとつなげるノウハウを持ち、専門知識を有する支援員を配置可能な、かつ共同実施の市を含めた県下全域で事業を実施できる法人に委託する。
実施体制	・学校法人と社会福祉法人の共同体へ事業を委託し実施しており、教育分野と福祉分野のノウハウや専門性を生かした支援を実施。 ・支援員を県北・県央・県南のそれぞれの区域に拠点を置き、支援員を常勤換算で2名以上、各区内に偏りが生じないように配置している。
共同体による福祉と教育二つの視点での実施	【福祉的支援】障害福祉サービスとしての就労継続支援A型・B型事業所等を有しており、対象者の状態像に応じた体験を実施する。また、 障がい者就業・生活支援センターがあり、福祉の専門性を生かした支援を行っている。 精神保健福祉士等を配置し、専門家の立場からのカウンセリングを行うなど様々な支援対象者に対応している。 【教育的支援】自己理解やビジネスマナー、職業人講話など各種セミナーを実施するなど支援対象者に応じてプログラムを作成し、支援を行っている。キャリアコンサルタント・臨床心理士等による専門的な相談を実施し、また、職業訓練・就労支援等の相談事業も有し、複雑な問題を抱える支援対象者に対応している。 【ひきこもり等支援】当初より専門の心理カウンセラーを配置し、ひきこもりやニート等の支援対象者へアウトリーチを基本とした寄り添い型の支援を実施している。支援対象者の安心・安全な「居場所」を確保する意味でも家庭環境を重視し、家族会の活動を通じて世帯支援も行っている。

6 取り組んで良かった点

学校法人と社会福祉法人が共同体で事業を実施することで、両法人の有する人的資源・社会的資源を活用し、専門性を生かした支援を行っている。中でも、家庭環境が改善され、長期の引きこもり状態から脱却し自立に向けた活動を開始した支援者の例が、この取り組みの成果として挙げられる。

1 府の概要
(H29年度、京都市を除く)

人口	1,151,070人
保護率	1.3%

※人口は、平成29年1月1日現在
保護率は、平成29年12月分

2 参加自治体 (H29年度)

府内一般市数	14市
参加一般市数	8市
府内就労準備 支援事業実施率	100%

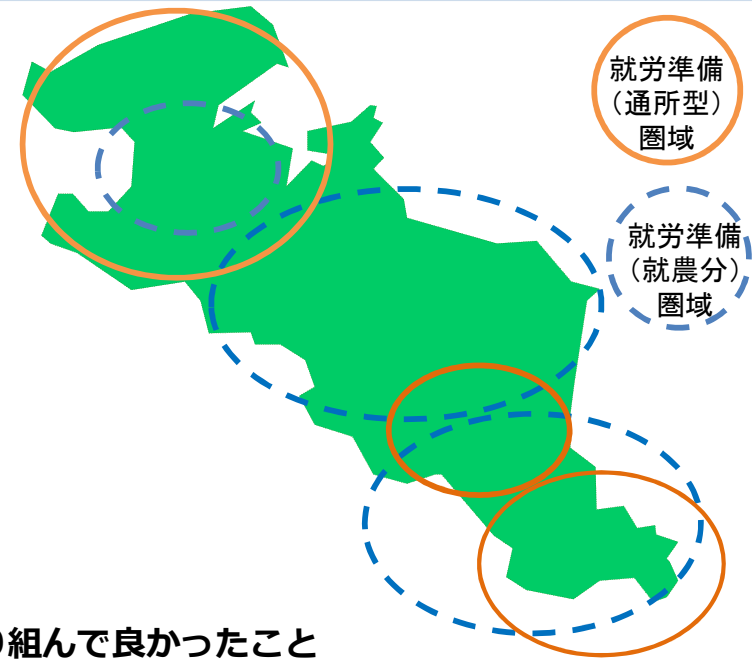
4 事業実績 (H29年度)

就労準備実績	利用者	就職者
生活困窮者	25人	8人
被保護者	31人	8人

5 広域実施の状況 ～府内圏域の範囲～

Point

都道府県が広域で実施するだけでなく、自治体へ事業実施にかかる電話相談や支援調整会議等へ助言者を派遣することにより、単独実施の一般市もサポートしている。(委託)



6 取り組んで良かったこと

府が主導して広域実施をすることで、府域全体として就労支援のノウハウの標準化や資源開拓が進み、単独で実施する一般市も増加している。なお、実施率100%を達成。

3 実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）…平成25年度から府内全域で広域実施
事業費	平成29年度 18,700千円（3圏域の通所型経費）うち京都府負担:3,000千円
課題・対応	【課題】府が担う町村部は対象者が少なく、資源が不足しており、一般市においては、生活困窮者等に対する就労支援のノウハウや資源にもバラツキがあり、取組が進まない。 【対応】①スケールメリットを生かした、効率的・効果的な実施 ②ノウハウの標準化や資源開拓の効率化を図るため、府と一般市と共同で実施
事業概要	・平成27年度は、拠点のベース的な経費(人件費・家賃等)を府が負担し、各自治体は単価契約での利用者数に応じた経費を負担 ・平成28年度からは、共同実施する各地域毎に、自治体で費用按分し、各地域事情等を加味の上、負担額を決定 ・府委託先の京都自立就労サポートセンターが各自治体の相談・就労支援の取組をサポート
その他特記事項	・通所型…セミナー、軽作業、職場体験等を通所型で実施(共同) ・宿泊型…セミナー、軽作業、職場体験等を4泊5日の合宿型で実施 ・就農訓練…農作業を中心とした就労体験等を通所型で実施(町村部のみ) ・スキルアップ訓練…府内各地で各種のセミナーや体験・見学会を1日～1か月の単位で実施。(府委託先の京都自立就労サポートセンターとの契約締結により一般市利用可)

大阪府、東大阪市、岸和田市、池田市、泉大津市、 泉佐野市、河内長野市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市 (都道府県・中核市・一般市)

③ 広域的な事業実施

1 府の概要 (H29年度時点)

人口	8,826,276 人
保護率	3.3 %

2 参加自治体 (H30年度)

福祉事務所 設置自治体数	35
就労準備支援事業 実施自治体数	31
府内就労準備 支援事業実施率	88.6%
参加自治体数	10

4 事業実績 (H29年度)

就労準備実績	利用者	就労に よる自立
生活困窮者	37人	5人
被保護者	60人	0人

協力事業所数241事業所
 営利団体 128か所
 社会福祉法人 87か所
 農業法人等 5か所
 NPO法人 9か所
 その他 12か所

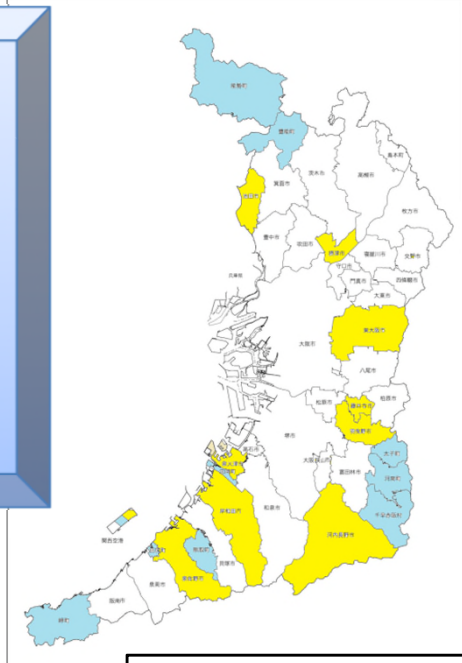
3 実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）…平成28年度から府内全域で広域実施
事業費	平成29年度13,154千円 (就労準備支援事業（被保護含む）：5,725千円) 自立相談支援事業（就労支援の一部）：7,429千円)
課題・対応	【課題】就労支援等について、協力事業所の開拓や支援ノウハウの蓄積などを、1自治体で対応するのは困難。 【対応】上記課題への対応を目的として、大阪府が管内自治体に就労準備支援事業と自立相談支援事業（うち就労支援の一部）の広域実施を呼びかけ （委託先：有限責任事業組合大阪職業教育協働機構《A´ワーク創造館》）
事業概要	①就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業 ・ 職場見学や就労体験の受け入れ事業所の開拓 ・ 就労体験、職場見学、就労準備支援講座等の企画・実施 ②自立相談支援事業 ・ 就労先となる事業所の開拓、アセスメントや支援プラン作成の助言、支援調整会議の参加等
その他 特記事項	・ 費用は参加自治体で按分。契約や委託料の支払い等の事務は大阪府が代表して行い、参加自治体は大阪府へ負担金を支払う。 ・ 負担金の額は「基本負担額（均等割負担額）」と「稼働年齢層人口割負担額」で構成。双方の割合は「基本3：人口1」に設定。 ・ 日常的な支援については、参加自治体と委託先が直接やりとり。大阪府は必要に応じて連絡・調整などを行う。 ・ 事業の実施状況の共有等を目的に、全参加自治体と委託先が参加する全体会議を開催。

5 事業実施ポイント ～実施地域～

Point

都道府県が事業内容を企画し、広域実施を管内自治体へ提案。生活困窮者自立支援法施行後に開始したため、事業内容の合意をどのように得るかが重要。また、広域実施であっても、各自治体が主体性を失わず、能動的に取り組むよう、事業内容を企画し、運営することが重要。



黄色・・・参加自治体(中核市・一般市)
 水色・・・参加自治体(郡部)

6 取り組んで良かったこと

- ・ 営利団体、社会福祉法人、農業法人等、NPO法人など幅広い職種の就労体験、職場見学が可能となった。
- ・ 自治体は、支援員1人当たりの人件費の半額程度の予算額で参加可能。就労準備支援事業を実施する敷居が下がった。

1市の概要（H29年度）

人口	82,218 人
保護率	2.4 %

2支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当(件)	
一月当たり	18.8
プラン作成件数人口10万人当(件)	
一月当たり	5.7
就労支援対象者数人口10万人当(件)	
一月当たり	1.6
就労・増収率(%)	62.5

3実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）…自立相談支援事業も実施
事業費	16,416千円（困窮：約5,400千円、被保護：11,016千円）
理由（委託）	業務遂行能力、企画提案の妥当性、所要経費の見積内容・金額など総合的に判断し選定。
課題・対応	<p>○就労準備支援事業への参加者の人数が多くなり、引きこもっていた方が、はじめて参加するには人数が多すぎる。 →少人数制（3名前後）のプログラムを新たに開発し、実施している。また、男性が苦手な相談者もいることから、女性のみで実施する女子会を開始した。</p> <p>○就労準備支援事業に参加し、就労につながる者が増加してきた。企業訪問や現場担当者・本人・支援員が参加する三者面談を実施し、定着支援を実施しているが、根幹にある孤立の解消が難しい。 →就労後の定着支援（孤立防止・危機介入）を目的に、就労を開始、卒業した者を対象にした、新規プログラムを開発し、2月に1度実施している。</p>
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・体験利用も可能。 ・プログラムは多様にあり、セミナー、ボランティア、就労体験、職場見学、居場所づくり、女子会、就労定着など。 ・利用者のニーズ、状態に合わせてプログラムを実施。
その他特記事項	自立相談支援事業・被保護就労支援事業・就労準備支援事業を一体的に実施。

4事業実績（H29年度）

就労準備実績	利用者	就職者	福祉就労へのつなぎ	就労支援へのつなぎ
生活困窮者	33人	9人	7人	17人
被保護者	20人	12人	3人	5人

5事業実施のポイント ～利用者像に合わせプログラムを開発～

就労準備支援事業の対象者像は、支援をすることで少しずつ変化していき、そのニーズも変わる。また、人数が増えることで、プログラムの効果も変化するため、利用者像に合わせてプログラムを開発することが重要。

Step0

居場所づくり・通所訓練
女子会
作業チーム

【女子会】グループ活動への参加が難しい、男性が苦手という方が、まずはりんくに通うことを目的に実施。【本人の希望によっては、自宅（相談員と本人）で実施することもある】
（例）塗り絵・裁縫・お茶会・アクセサリーづくりなど
【作業チーム】グループ活動への参加が難しい方を対象に、アイビロづくりやお玉づくりなど軽易な仕事体験を行う。

Step1

生活自立支援訓練
たのしみ隊
まなび隊

【たのしみ隊】レクリエーション活動を通して、生活習慣の改善や他者との関係づくりを学びます。
（例）家で手軽に作れる料理教室・ゲーム大会・ヨガ・地域づくりの講話・季節の行事など
【まなび隊】基礎学力に自信がなく不安を感じている人が、常用漢字、熟語、ことわざの意味、四則計算などを学びます。この他、社会科見学も定期的実施している。

Step2

社会自立支援訓練
たいけん隊
しごと見学隊

【たいけん隊】地域イベントやプロジェクト活動に参加して、就労に必要とされる自信、経験及び能力を身につけます。
（例）商店街の各種活動、まちなか朝市・プロジェクトクリスマス・教育大学の事業へ参加
【しごと見学隊】職場を見学し、職種イメージづくりを行います。
（例）製造業・ホテルペットメイク・スーパーのバックヤード・B型、A型事業所など

Step3

就労自立支援訓練
はたらき研
はたらき隊
パソコン隊
就労支援セミナー

【はたらき研】「はたらくことは、そもそもどういことなのか？」3月1クールで、参加者同士やゲストの話しをきいたり・知識を身につけながら、働くことについて考えます。
【はたらき隊】希望に応じて、職場体験を実施します。（飲食店・ホテルの客室清掃など）
【パソコン隊】パソコンの基本操作について、個々の習熟度に応じて学ぶプログラムです。
【就労支援セミナー】履歴書・職務経歴書の書き方、面接練習、ビジネスマナー講座、メイクアップ講座、ゲストトーク（市内で働いている方が講師）を行い、就職活動の基本的な知識・技能を身につけます。

Step4

就労定着支援
ゆるりんく

【ゆるりんく】就労後の定着支援（孤立防止・危機介入）を目的に、就労を開始、卒業した者を対象に2月に1度実施している。
（例）クレープづくり、地域のお祭りへの参加、忘年会、遠足など

6取り組んで良かったこと

プログラムを細く段階的に準備することで、多様な利用者の状態・ニーズに対応できる。また、就労開始後のプログラムを実施することで、孤立の解消や、早期の危機介入が可能になった。

1市の概要（H29年度）

人口	562,036 人
保護率	1.7 %

※協力事業者数61か所
（民間企業54か所、社会福祉法人7か所）

2支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当(件)	一月当たり	19.6
プラン作成件数人口10万人当(件)	一月当たり	4.3
就労支援対象者数人口10万人当(件)	一月当たり	3.0
就労・増収率(%)		96.5

3実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）…自立相談は直営
事業費	約10,000千円（困窮：約400千円、被保護：約600千円）
理由（委託）	・類似する事業の実績や職員体制（専門職）が確保されている事業所に委託することで効果的に、また、対象者が類似する被保護者と一体的に委託することで効率的な事業実施ができる。（地域若者サポートステーション事業者）
課題・対応	・自立相談は直営で実施しているが、就労準備についてはノウハウもなく、対象者の確保がどこまでできるか不明であった。 ⇒これに対して、地域若者サポートステーション事業を既に地域で実施している事業者に委託することで、ノウハウ不足との課題に対応でき、また、被保護と一体的に実施することで、利用者数の確保の課題に対応した。
事業概要	・通年、通所型で実施。（駅前に拠点あり） ・利用勧奨の際には体験利用も可能。 ・プログラムは多様にあり、セミナー、ボランティア、就労体験、職場見学、農業体験、物づくり実習、合宿など。 ・プランにより利用プログラムは変わる。
その他特記事項	・地域若者サポートステーション事業のノウハウを活かしている。

4事業実績（H29年度）

	利用者	就職者	障害者福祉等へのつなぎ	ハローワーク等へのつなぎ	自立相談就労支援へのつなぎ	支援終了
生活困窮者	17人	0人	3人	2人	2人	6人
被保護者	14人	2人	6人	3人	2人	12人

5事業実施のポイント ～地域資源を活かす～

Point

生活困窮者の対象者のみでは、規模が小さく事業化できなくても、類似する事業と一体的に実施することで、事業化ができるだけでなく、スケールメリットを活かして委託額を含め効率的な事業実施となる。



6取り組んで良かったこと

複数の事業を一体的に実施していることから、メニュー数も多く、利用者に合わせたプランニングができる。また、利用者は体験や経験が少ないことから、これに対しても様々な体験や経験を提供できる。

1 市の概要（H29年度）

人口	176,518人
保護率	0.68%

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当(件)	一月当たり	11.7
プラン作成件数人口10万人当(件)	一月当たり	5.8
就労支援対象者数人口10万人当(件)	一月当たり	1.1
就労・増収率(%)		69.6

3 実施方法について

実施方法	委託：佐倉市生活困窮者自立支援事業共同事業体（社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会・社会福祉法人光明会・社会福祉法人生活クラブ）
事業費	約15,000千円（平成28年4月1日～平成30年3月31日）
理由（委託）	・共同事業体を構成する各法人の得意分野を生かし、既存の社会資源・ネットワークを活用することが事業実施に当たり効果的と考えられる。
課題・対応	・就労支援のプロセスにおいて、利用者の自己有用感を高めるには、実際の職場における就労体験を通じての自己実現の達成が求められることから、多様な就労ニーズに応じた受け皿を整備することが喫緊の課題であった。
事業概要	・就労準備支援員（いずれも就労支援員兼務）2名を配置。 ・働きたい方を早期に職場に繋げ、就労自立に向けた支援を実施する。（職場実践型）短期間で一般就労に就く見込みがある方には、早期に職場での訓練を通じて定着を図る。また、一般就労に就くまで時間がかかりそうな方には、就労訓練事業等につなぎ、伴走型の支援により一般就労を目指す。
その他特記事項	・協力認定就労訓練事業所（7事業所）と連携することにより、支援対象者のペースに合わせた見学や実習、就労体験等の受け入れを実施している。

4 事業実績（H29年度）

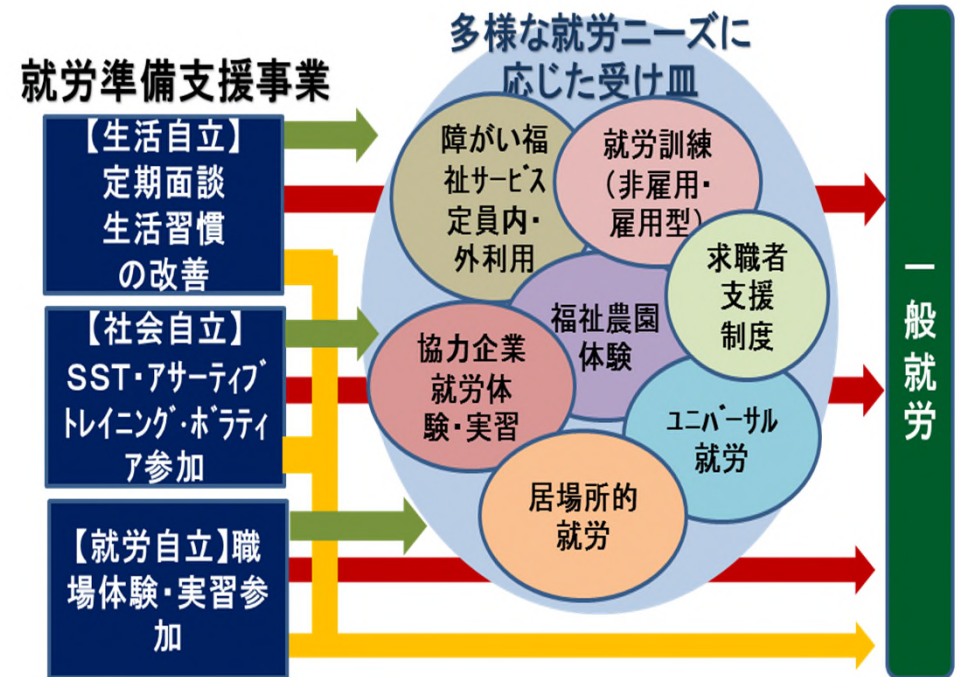
利用者	就職者	障害福祉サービス等へのつなぎ	ハローワーク等へのつなぎ
10人	8人	1人	1人

※認定事業所数7か所

※協力事業所数（民間企業175か所、社会福祉法人2か所）

5 事業実施のポイント

～ 就労準備事業の委託先が自身の法人内の事業所等を認定訓練事業所とすることで多様な就労ニーズに応じた受け皿の開拓を推進。（7事業所）



6 取り組んで良かったこと

協力認定就労訓練事業所との連携運営により、支援対象者のペースに合わせた見学や実習、就労体験等の受け入れを入り口とした認定就労訓練の実施が可能となる。

1 市の概要（H29年度）

人口	722,117人
保護率	1.9%

※認定事業者数19か所
 ※就労準備協力事業所数29か所
 （民間企業23か所、社会福祉法人6か所）

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件)	一月当たり	36.6
プラン作成件数人口10万人当 (件)	一月当たり	2.7
就労支援対象者数人口10万人当 (件)	一月当たり	2.3
就労・増収率(%)		87.3

4 事業実績（H29年度）

	利用者	就職者	認定訓練事業移行者	障害福祉サービス等へのつなぎ	ハローワーク等へのつなぎ	自立相談就労支援へのつなぎ	支援終了
生活困窮者	126人	38人	17人	10人	2人	5人	54人
被保護者	238人	40人	11人	7人	168人	0人	12人

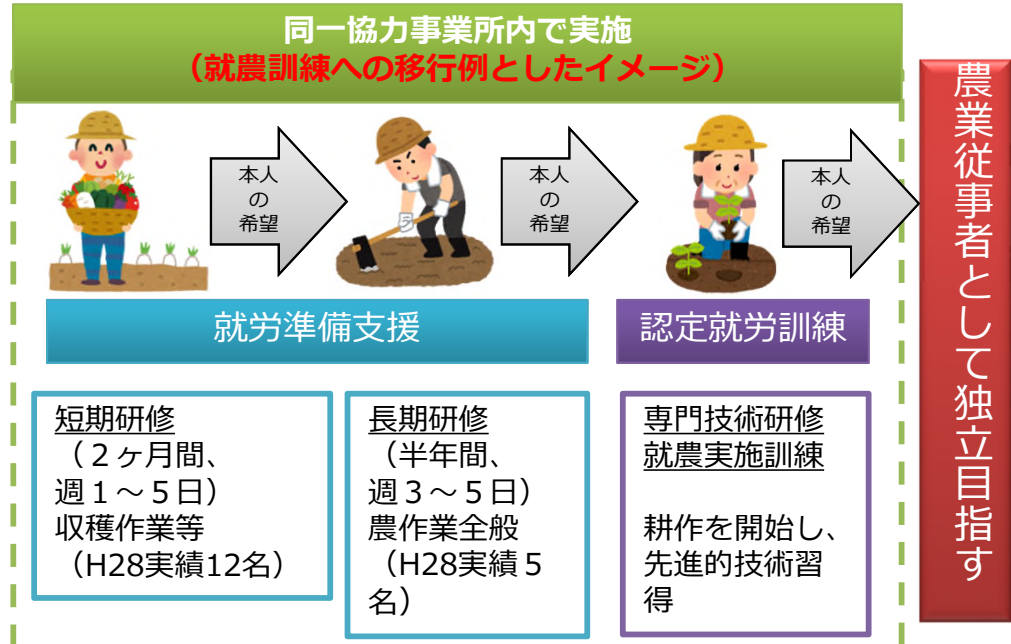
5 事業実施のポイント ～一体的実施でまとめて企業開拓～

Point

就労準備支援事業の委託先が認定就労訓練事業所の開拓も実施することで、対象者に応じた多様な受け皿を確保。

3 実施方法について

実施方法	委託：パーソルテンプスタッフ株式会社（被保護者と一体的実施）
事業費	42,697千円（困窮：10,040千円、被保護32,657千円）
理由（委託）	<ul style="list-style-type: none"> ・有料職業紹介での実績があり、これまでに培った地域とのつながりをいかすことができる。 ・市の無料職業紹介事業も受託しているため、入口から出口までワンストップで就労支援ができる。
課題・対応	<p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の就職活動費の確保（対応） ・有償ボランティアを確保する。 ・徒歩圏内で支援ができるように受け入れ先を開拓する。 ・市社会福祉協議会の事業を活用する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備の委託と併せて、認定就労訓練事業所育成員1名配置し、就労準備の体験先や認定就労訓練事業所の開拓を行っている。 ・就労準備と就労訓練を一体的に実施し、支援対象者の課題や状況に寄り添った支援をしている。 ・居場所づくりや就農訓練等多様なメニューで支援をしている。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の活用と地域ニーズを考慮することで、地域の協力が得られ、また、地域からの相談も受けやすくなった。



6 取り組んで良かったこと

活動をとおして、地域には様々な課題を抱える支援対象者を受け入れる力があるとあらためて実感できた。今後地域へのアウトリーチを工夫することで、より包括的な支援が実施できると考えている。

1 市の概要（H29年度）

人口	55,944 人
保護率	0.9 %

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当(件)	一月当たり	18.8
プラン作成件数人口10万人当(件)	一月当たり	9.7
就労支援対象者数人口10万人当(件)	一月当たり	1.7
就労・増収率(%)		50.0

3 実施方法について

実施方法	直営＋委託（被保護と一体的実施）
事業費	17,245千円※（平成29年度） ※被保護との合計額
理由（委託）	<p><通所型就労準備&就農訓練></p> <p>○地域若者サポートステーション事業を実施してきた実績と農林業の訓練やセミナーを実施してきたノウハウ。また、農業事業者や関係団体、農家とのコネクションを有していることから、事業を労協センター事業団へ委託している。</p> <p><その他></p> <p>○広域事業（府内8市と府）の合宿型セミナーは、京都府が委託をしている（一社）自立就労サポートセンターへ委託。就労体験と簡易なセミナーは、直営で実施している。</p>
事業概要	<p><通所型就労準備&就農訓練></p> <p>○専任の就労準備支援員2人と他事業兼務の就労準備支援員1人の3名体制。</p> <p>○空き保育所を活用して、通年・通所型で室内での内務作業、園庭と周囲の田畑での農業体験、市内山林での里山整備（林業）体験を実施。</p> <p>○通所については、様々な理由で移動手段が確保できない人に対して、送迎車による送迎を行っている。</p> <p><その他></p> <p>○合宿型セミナーは、セミナー・軽作業・職場体験等を4泊5日で実施。</p>
その他特記事項	○同施設で、孤立を解消するための「居場所事業」、社会とのつながるための「地域の団体や都市部（西成）との交流事業」などを併せて実施している。

4 事業実績（H29年度）

	H28年度				H29年度			
	登録者	終了者	就労者（終了者の内数）	農林業従事者（就労者の内数）	登録者	終了者	就労者（終了者の内数）	農林業従事者（就労者の内数）
生活困窮者	5人	8人	7人	1人	3人	11人	2人	0人
被保護者	1人				2人			

5 事業実施のポイント ～通所型就労準備&就農訓練事業～

<目的>

農林業等1次産業の場を介した体験やセミナーにより、利用者が生活習慣の見直しや自己有用感の形成、さらに就労意欲の向上や生きる力を身に着ける。また、支援者が本人の特性や強みをじっくり見る機会となり、支援のミスマッチを防ぐ。

<効果>

- 特に就労に関するアセスメントの内容が深まる。（特性の見立て）
- 集団によるコミュニケーション力の向上。
- 生活にリズムがつけられる。
- 作物の成長や他者からの感謝（提供や販売）が自己有用感を育み、意欲の向上を図ることができる。



利用者の声

- 農業や物作りへの興味が出てきた。 ○ 自分たちの作った作物が売れると嬉しい。
- 職業訓練への道も考えられるようになり、その後、就労にもつながったので感謝している。
- 一般就労ができるなら良かったが、障害者手帳を活かしてでも仕事(A型)につくことができてよかった。

6 取り組んで良かったこと

- 近隣の田畑や山林を借りていることから、利用者の状況に合わせた就労体験・訓練が提供できる。また、その内容に絡めたセミナー、販売や提供、行事なども提供できることから、様々な体験が可能となった。
- 草刈りなど、周辺地域への貢献活動により地域からの認知もされてきた。

1 市の概要（H29年度）

人口	69,784 人
保護率	1.8 %

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	23.1
プラン作成件数人口10万人当(件) 一月当たり	10.0
就労支援対象者数人口10万人当 (件) 一月当たり	5.6
就労・増収率(%)	95.8

3 実施方法について

実施方法	直営（被保護と一体的実施）…自立は委託＋直営
事業費	約3,300千円（困窮：約1,650千円、被保護：約1,650千円）
理由	・産業部局の地域就労支援センターが中高年齢者、ひとり親、若年者、障害者の就労支援をしており、当該センターに併設する形で生活困窮者の就労支援窓口を置き、引きこもりの就労準備に特化した就労準備支援事業を1名配置で実施。
課題・対応	・労働局と商工会と市（産業部局）で、就労支援を含めた雇用対策の強化を図るための「雇用対策協定」を結ぶなど、産業部局を中心に就労支援を進めてきている。そういった中で、生活困窮者支援の就労支援をどのように組み立てるか。 ⇒就労支援のノウハウがある産業部局と連携して、生活困窮者の就労支援と就労準備支援事業を実施。これにより産業部局と福祉部局が連携強化されるとともに商工関係機関との接点ができる。
事業概要	・グループワーク（ミーティングやクッキング） ・公園清掃（有償、無償）・有償ボランティア活動等 ・コミュニケーション練習や面接・履歴書対策の個別面談
その他特記事項	・就労訓練事業（社会福祉法人での訓練（謝礼有り））と「雇用対策協定」による「ステップ就労」（2週間限定の求人）により、段階的な就労支援を実施

4 事業実績（H29年度）

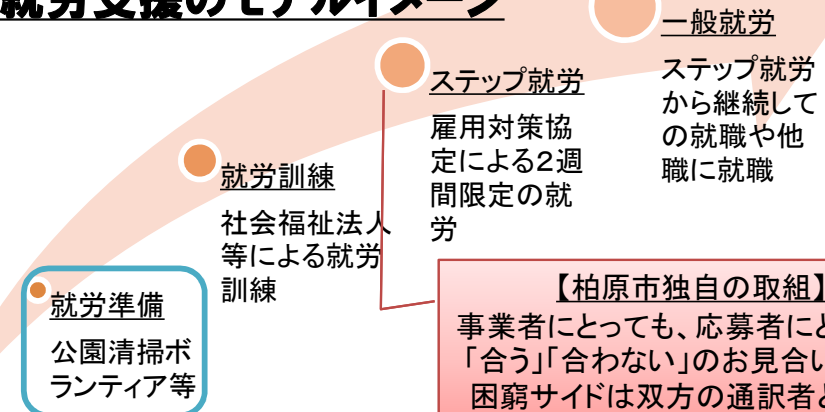
利用者数	就職者数	認定就労訓練実施者数	ステップ就労利用者数	うち就労準備事業利用者数	障害福祉サービス等へのつなぎ
10人	2人	6人	4人	2人	2人

5 事業実施のポイント ～ 庁内連携 ～

Point

生活困窮者の支援を福祉部局だけで実施しなければという思いにとられず、各自治体の庁内を見渡し、自治体の特徴に合わせた実施体制を構築することで、効率的で効果的な事業運営につながっている。

柏原市における就労支援のモデルイメージ



6 取り組んで良かったこと

福祉部局のみで就労支援に取り組むのは難しいが、産業部局の取り組みに相乗りをしていくことで、就労を希望する利用者に対して、ステップアップできる支援を提供できる。

(別添2)就労準備支援事業の資産収入要件に該当しないものの支援が必要と考えられるケース

- 現行の就労準備支援事業においては利用に当たって資産収入要件が設けられているが、実態は以下のように、支援の必要性は認められるものの、①世帯全体として資産収入要件を満たさないケース、②世帯全体の資産収入要件を把握すること自体が困難なケース、が存在している。

【① 資産収入要件を上回る収入があるものの何かのきっかけで困窮に陥るケース】

例)70代の両親、40代長男(利用対象者)の3人世帯

- 長男はひきこもり状態にあり、仕事はしていない。
- 本人の収入はないため、両親の年金収入で生活している。
- 現在は蓄えがあるものの、両親が医療にかかって支出が増えると、経済的困窮状態に陥ることが確実に見込まれる状況。

本人は現在は困窮状態にはないものの、就労準備支援事業を利用して就労自立するための能力を身につけないと、何かのきっかけで一気に経済的困窮状態となる。

【② 家族の収入額等が確認できないことにより、世帯全体の資産収入要件を把握できないケース】

例)60代の父母、20代長男(正職員)、20代長女(アルバイト)、20代次男(利用対象者)の5人世帯

- 次男はひきこもり状態にあり、仕事はしていない。
- 本人の収入はないため、両親の年金収入で生活している。
- 長男は、現在は同居しており生計を一にしているが、貯金が出来てきたこともあり、近く家を出て自活する予定。
- 長女は次男と年齢が近く、幼いときから仲が悪く、ひきこもり状態が続く次男に対しては非協力的である。
- 両親が亡くなると収入が途絶えることになり、兄弟からの援助も期待できないため、次男は経済的困窮状態に陥ることが確実に見込まれる状況。

就労準備支援事業を利用するためには、世帯全体の資産収入の把握が必要だが、長男と長女は自らの収入額を開示することを拒否。そのために次男が事業利用できなくなると、何かのきっかけで一気に経済的困窮状態になる。

Ⅱ 認定就労訓練事業の更なる推進について

法律改正等に伴う周知事項

- 今回の改正法において、国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務を創設。
 - 各自治体において優先発注の規定の整備を！
 - ⇒ 参考事例については、別添3参照
- 申請手続きにおける運用面の見直し
 - ・ 一般市が認定の手続きに関われるような仕組み(一般市が申請窓口になることができる等)
 - ・ (現行、事業所単位での申請のみであるが、)法人単位での申請を認めること
 - ・ 申請書に添付する書類の簡略化(社会福祉法人等)を検討中。

その他認定訓練事業の推進に周知事項

- 認定訓練事業を推進するため、アドバイザー・育成員の更なる活用を！
 - ⇒ 参考事例については、別添4参照
- 対象者を受け入れている認定訓練事業所に対して、定着支援等も含めて定期的にヒアリングや情報交換等実施し、ガイドラインに沿った事業実施がされているか確認すること。

(別添3) 優先発注の取組事例

兵庫県伊丹市（一般市）

優先発注（認定就労訓練）

1 市の概要（H28年度）

人口	202,037人
保護率	1.6%

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当(件)	18.5
プラン作成件数人口10万人当(件)	3.8
就労支援対象者数人口10万人当(件)	2.7
就労・増収率(%)	89.2

3 認定就労訓練実施状況

市内実施団体	①企業組合伊丹市雇用福祉事業団 ②NPO法人ワーカーズコープかんさい ※認定は兵庫県
事業概要	・常時支援員3名体制（支援手続き担当、職場見学担当、就労契約手続き担当） ・①の団体は、就労準備支援事業も受託。 長期離職者やひきこもりは就労準備支援事業、短期離職者は認定就労訓練（雇成型、非雇成型）に振り分けて支援を実施。
課題・対応	・雇成型の利用には無料職業紹介の取扱いが必要。（伊丹市は実施済み） ・対象者に合った業務の提供が必要。優先発注分以外にも独自事業による短期就労等（長期離職者ですぐの就労困難だが給与が必要等）も実施。
優先発注認定	①②とも平成27年8月21日
優先発注件数	①26件 63,381千円 ②1件 6,690千円 ※平成28年度
その他特記事項	・従前より生活保護受給者の就労支援に協力を実施し、行政との信頼関係を構築していた。 ・優先発注の効果により独自財源を得ることにつながり、更なる独自支援を行っている。（自転車貸し出しや就職活動用衣類貸し出し事業等）

4 事業実績（H28年度）

- ・就職者数 85人（うち就労支援プラン作成者人数 50人）
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業参加者数 50人
うち就職者数 31人
- ・認定就労訓練事業参加者数 実人数 非雇成型 3人 雇成型 19人
うち就職者数 9人
- ・就労準備支援事業参加者数 実人数 10人 うち就職者数 2人
- ・無料職業紹介事業 紹介者数 22人 うち採用者数 12人


5 事業実施のポイント ～福祉部局主導の庁内連携と業務の切り分け～

Point

- ・福祉部局が主導となって庁内部局に優先調達の働きかけを実施。
- ・シルバー、障害者団体との住み分けに留意。
業務の切り分けを行い、体力の必要な業務等を認定就労訓練事業者が担うことで、市の課題を解決している。

優先発注事例

市の課題：ヌートリアの駆除
外来種（ヌートリア）が増えており、捕獲用の檻を市内に複数箇所設置しているが、すべて見回るのは困難。



※ヌートリア：固有の生態系への悪影響や農業被害があり、繁殖力も強い。

市から優先発注を受けて、設置後の檻の見回りを実施（認定就労訓練事業、雇成型）

⇒運動になり、時間的な感覚も身につく（日常的自立）
仲間とのコミュニケーションや地域住民との挨拶（社会的自立）
就労収入を得ることで一般就労に向けた足がかりとなる（就労自立）

6 取り組んで良かったこと

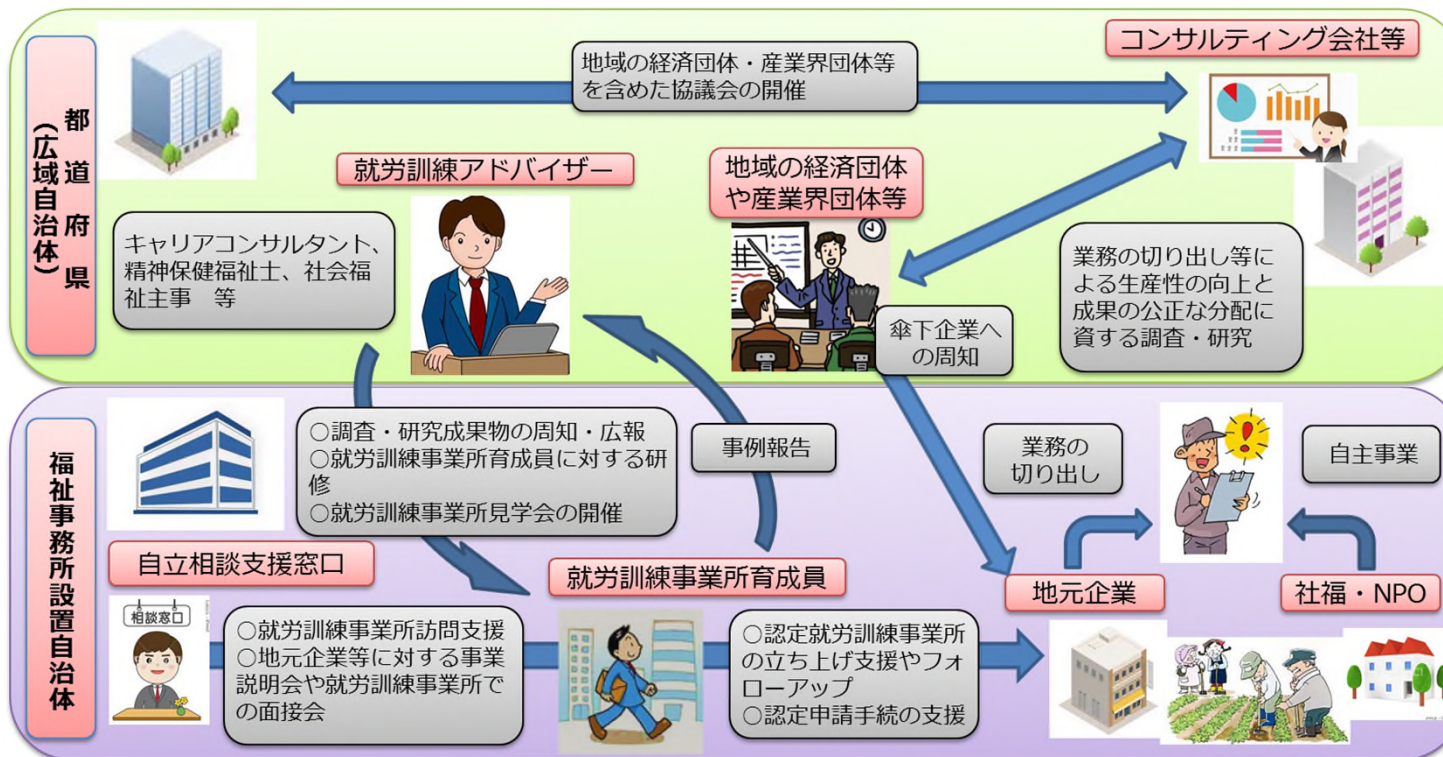
行政：通常の行政業務の予算で生活困窮者支援を実施できた。
事業者：優先発注により、雇成型の就労訓練を実施する業務量を確保できた。
利用者：事業への参加により賃金を確保しながら就職活動を実施できた。

(別添4) 就労訓練推進事業(就労訓練アドバイザー等)の実施状況

- その他事業(補助率1/2)の一つとして、
 - ・ 都道府県に就労訓練アドバイザー(キャリアコンサルタントや精神保健福祉士等の有資格者)を、
 - ・ 福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成をソフト面から進めている。

配置職種	実施自治体 (H29年度)
就労訓練アドバイザー	奈良県、鳥取県、沖縄県
就労訓練事業所育成員	仙台市、長野市、相模原市、名古屋市、大阪市、奈良県、鳥取県、高知県

事業スキーム



支援内容の例

- **就労訓練アドバイザー**
 - ・ 行政職員を対象とした担当者会議において、認定就労訓練事業所の開拓手法について説明。
 - ・ 認定を希望する事業者に対して認定申請手続の支援。
 - ・ 認定就労訓練事業の利用あっせんを促進するため、認定就労訓練事業所の見学会を各地域で開催。

- **就労訓練事業所育成員**
 - ・ 事業所の個別開拓のほか、事業所の立ち上げ支援や認定就労訓練事業所のフォローアップ等を実施。
 - ・ 市のホームページに事業者向けの認定就労訓練事業の成功事例等を掲載したガイドブックを掲載。
 - ・ 認定就労訓練事業所の開拓に併せて就労体験協力事業所の開拓も実施

(参考)就労訓練推進事業(就労訓練アドバイザー)の取組状況

奈良県の取組例

- 平成30年度より就労準備支援事業を広域で実施する予定であり、それに先駆け平成29年度は就労訓練事業所の開拓・支援を充実することを目的として実施している。
- 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会・テンプスタッフキャリアコンサルティング(株)、特定委託業務共同事業体に委託して、常勤職員1名(自立相談支援事業の相談支援員経験者)を配置している。
- 具体的な取組内容は、企業への制度の周知・啓発、認定就労訓練事業所の開拓と申請手続きの支援、自立相談支援機関のニーズ把握と地域資源の把握等を実施。
- 工夫している点として、開拓先の事業所を3段階の層に分け(実践、開発、啓発)、ターゲット別にアプローチの方法を変えている。また、事業所のニーズを把握し、事業所側のメリットを伝える(育成型人材確保、在職者の離職防止等)、支援機関による継続的な支援があることを伝える、などの取組も実施している。他に、良質な受入事例をまとめて発信することや、事業所向けの実践的な学習機会を設けるなどの取組もしていく。

沖縄県の取組例

- 就労訓練事業所の開拓促進及び認定就労訓練事業の利用促進を図ることを目的として、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会への委託により実施し、ジョブコーチの資格を有する常勤1名を配置している。
- 平成29年5月時点で、那覇市(中核市)を除く県所管地域で22件の認定。具体的な取組内容は以下の通り。
 - ・個別訪問を中心とした新たな事業所の開拓
 - ・個人の特性を見極めて、個人に合う事業所とのマッチング
 - ・県HPでの広報をはじめとする周知を通して、認定申請を検討する事業所からの問合せに対する相談対応等
- 事業所で継続的に受け入れてもらえるよう、利用者の就労意欲や強み等について説明を行う等のフォローを行っている。
- 市町村には利用促進を図ることを目的として、市町村担当者向けにチラシの配布や困窮制度の担当者会議での案内等を通じて、認定就労訓練事業の制度周知を図っている。

(参考)就労訓練推進事業(就労訓練事業所育成員)の取組状況

宮城県仙台市の取組例

- 自立相談支援事業や就労準備支援事業を受託している一般社団法人パーソナルサポートセンターが受託し、28年度より事業開始。この取組によって、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓とを一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用へとスムーズにつなげることが可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は2名(非常勤)配置。1名は主に企業開拓を担い、もう1名は認定就労訓練事業所と利用者とのマッチングの役割を担うことを想定している。育成員については、建設会社等の企業経営の経験があり、かつ、ハローワークの窓口や震災の見守り支援の経験者が担っている。これにより、企業と対象者の両方の視点を持った支援が可能となる。
- 育成員の主な業務としては、現時点では利用者が増えていないため、開拓業務がメインとなっており、認定申請のための書類作成支援も行っている。認定件数は28年度で6件増加した。

大阪府大阪市の取組例

- 認定就労訓練事業所の拡大と事業の利用促進を目的として、就労支援のノウハウを有している有限責任事業組合大阪職業教育協働機構(A'ワーク創造館)に委託し、29年度より事業開始。事業者向けの広報や事業所訪問等により、事業所開拓を行っている。
- 就労訓練事業所育成員は5名(非常勤)配置。主な資格については、キャリアコンサルタントや職業紹介責任者、地域就労支援コーディネーターなどである。
- 事業所開拓以外にも、認定就労訓練事業所と利用者とのマッチング(自立相談支援機関の後方支援)や、就労支援プログラムの作成支援(認定就労訓練事業所の後方支援)等を実施している。

Ⅲ 無料職業紹介について

- 第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による職業安定法の改正により「地方版ハローワーク」の制度が創設された(平成28年8月20日施行)。
- これにより、地方公共団体が無料職業紹介事業を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制が緩和され、**地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。**
 - ※「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすることをいう。
 - ※ 無料職業紹介事業を民間の職業紹介事業者に委託する場合は、その委託した部分については、委託先の職業紹介事業者が引き続き職業安定法上の各種の規制・監督の対象となる。

地方公共団体が無料職業紹介を実施することによる効果

■ 就労体験からのスムーズな一般就労移行(一貫した支援)

事業所で就労体験している利用者に対して、その事業所で一般就労できそうな場合に、地方公共団体が事業所と利用者に就労への移行を提案することができるようになる。

※地方自治体が無料職業紹介を実施していない場合は、事業者と相談者がハローワークを通して自発的に求職・求人の申し込みを行うことが必要になる。

■ 認定就労訓練事業(雇用型)へのあっせん

認定就労訓練事業(雇用型)へのあっせんは職業紹介に当たるため、無料職業紹介事業により行うことが前提となる。

■ 地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介

一般の求人案件では就労が難しい生活困窮者に対して、地方公共団体の産業部門等(商工会や農作業人材紹介センター等)が把握している地域の事業所ニーズや生活困窮者の状態等を踏まえ、求人内容を柔軟に調整した上で職業紹介できるようになる。

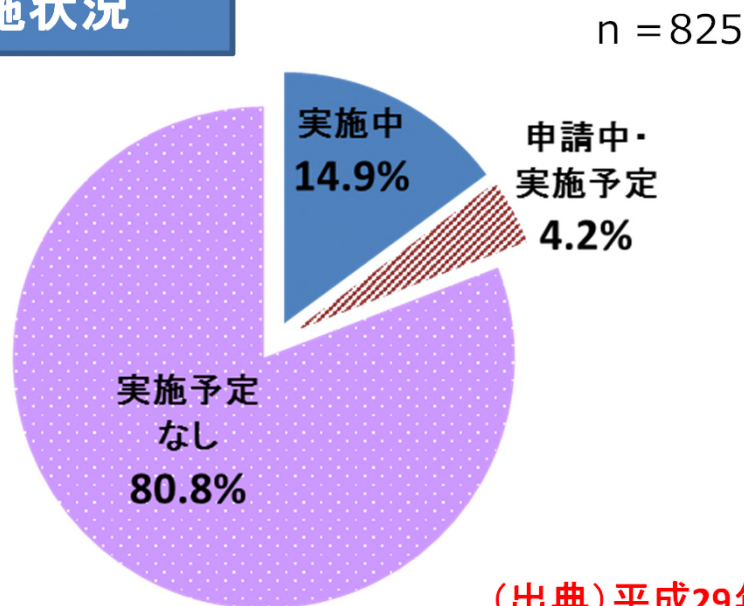
(求人内容の調整の例)

- ・1日8時間の求人を、障害者2人で4時間の求人にする、高齢者と障害者でそれぞれ6時間と2時間の求人にする
- ・年齢条件を緩和する
- ・給与の支払い方法を週払いにする 等

自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施状況

- 自立相談支援機関が認定就労訓練事業(雇用型)の利用をあっせんする行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられることから、
 - ・ 直営で自立相談支援事業を実施する場合は地方公共団体が無料職業紹介事業の届出を行う必要、
 - ・ 委託により実施する場合は受託事業者が職業紹介事業の許可を受ける必要、があることはこれまで地方公共団体宛て周知してきた。
- 無料職業紹介事業の実施状況について見ると、**自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施を「実施予定なし」の自治体が80.8%である。**

無料職業紹介事業の実施状況



(出典) 平成29年度事業実施状況調査

無料職業紹介を活用した個別の求人開拓・あっせんの取組事例①

自治体名	運営方法	取組内容
大阪府 豊中市	直営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度から無料職業紹介事業を実施。<u>独自に市内等の事業所にアプローチし、相談者の状況に応じた求人開拓を実施。</u> ○ <u>就労準備支援事業による就労体験を民間事業所の協力を得て実施。民間事業所は「自社で働けるか」の視点で支援を行い、就労の可否を素早く判断。可能であれば無料職業紹介事業を活用して、当該事業所における一般就労につなげている。</u> ○ <u>また、一般の求人条件に応募できない就職困難者に対しては、本人の状況に応じて、就業時間の調整(1日8時間の求人を、障害者2人で4時間の求人にする、高齢者と障害者でそれぞれ6時間と2時間の求人にする等)、年齢条件を緩和、給与の支払い方法の調整(週払いや日払い等にする)をした上でマッチングを実施。</u> ○ <u>地域の事業所に対して、切り出せる業務を具体的に提案しつつ、求職者の紹介をすることで、求職者と事業所の相互の満足につながっている。</u>
鳥取県 北栄町	直営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年春に無料職業紹介事業を開始。商工会や農作業人材紹介センターと連携して職業紹介ができる体制を整備。 ○ 県と連携して、就労訓練事業を通じて実施する地域づくりに対する補助事業を実施。同事業の対象となった<u>農作業をメインにした事業所が認定就労訓練事業所となり、同事業所に対し雇用型での訓練へのあっせんを実施。</u>
北海道 釧路市	委託 (釧路社会的企業創造協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年10月から無料職業紹介事業を開始。 ○ 地域の事業所とも連携し、軽作業(就労準備支援事業による内職作業)・企業見学・就労体験・企業実習・短時間就労・一般就労という段階的な就労支援の仕組みを構築。 ○ 年齢や社会経験の乏しさ等が原因でハローワークの職業紹介だけでは就労することが困難な者については、<u>企業実習・就労体験等の段階的な就労支援を行う中で、事業所と関係を構築し、当該事業所での一般就労を目指す</u>といった支援を行っている。

無料職業紹介を活用した個別の求人開拓・あっせんの取組事例②

自治体名	運営方法	取組内容
愛知県 名古屋市	委託 (市社協 等のJV)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年4月から無料職業紹介事業を開始。<u>ハローワークの求人情報等をもとに求人や就労体験先を開拓。</u> ○ 求人開拓では、本人にあった環境の職場を探し、<u>まずは就労体験先や認定就労訓練事業所として協力してもらい、職場見学や就労体験等を通じて一般就労につなげていく。</u>
神奈川県 川崎市	委託 (株)パソ ナ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年5月から就労意欲は高いが採用されにくくなっている<u>高齢者・生活困窮者等に対して、条件を緩和した求人を開拓して、マッチングを実施。</u> ○ 具体的には、<u>ハローワークの求人情報等をもとに、週5日フルタイムの仕事の勤務時間を少し短くする、保証人がいない人も受け入れを可能とする、給料を週払いにする、年齢条件を緩和する等の調整を、電話や訪問等により実施。</u>本人の意欲を上げて、企業の条件を下げることで、マッチングゾーンを広げる。 ○ 例えば、高齢者の場合、面接の約束ができれば健康な状態であることを伝えるよう工夫することで就職につながりやすくなる。また、仕事のブランクがある人、健康状態が不安な人は、まずトレーニングやボランティアから入って、仕事ができるかどうかを見極めてもらうよう工夫することで就職につながりやすくなる。
東京都 大田区	委託 (やまて福 社会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年11月から無料職業紹介事業を開始。 ○ <u>求人開拓担当者が地場産業を含む区内の事業所を回り、安定就労ができる求人を見つけたり、求人の切り出し等の調整作業を担っている。</u> ○ 求職中の相談者に対しては、多くの求人の中から日払いや住み込みをはじめ、その人にあった仕事を探し、直ちに企業への打診を行い、履歴書や面接指導を行うことでスムーズな就労につなげている。

Ⅳ 福祉部門と労働部門の連携による就労支援の強化

地方自治体(福祉部門)と国(労働部門)との連携を強化することにより、生活困窮者、生活保護受給者に対する就労支援を総合的・一体的に実施する。

【生保型常設窓口(ハローワーク)の拡充】

- 自治体の要望に応じて生保型常設窓口(ハローワーク)の更なる増設を実施する。(平成30年度増設予定)

※ 常設窓口設置箇所数204カ所(平成29年度) → 209カ所(平成30年度)

【就労後の定着支援の取組強化】

- ハローワークへ誘導し就職した生活困窮者に対して、自治体とハローワークが相互に役割分担しつつ定着支援を行うことにより、就労後においても継続した支援を実施する。(継続)
- 一部地域において、生活困窮者等を雇い入れた事業所を訪問し、職場定着のための環境整備や職務遂行等に関する支援を実施するほか、職場適応に不安を抱える生活困窮者等に対して、電話・メールにて相談を受け付ける体制を整備する。(平成30年4月開始予定)

【高齢者の就労支援にかかる連携強化】

- 就労準備支援事業の年齢要件を撤廃することにより、65歳以上の生活困窮者も積極的に事業に参加を促す。
(平成30年見直し予定)
- 生活困窮者自立支援制度を利用している者であって、一定程度の就労意欲を有している高齢者については、ハローワークに誘導する等高齢者の就労支援の強化を図る。(平成30年4月拡充予定)
- シルバー人材センターの就業情報を活用して自治体とハローワークが連携してシルバー就業への誘導を図る。(平成30年4月開始予定)

高齢困窮者等の就業支援に向けての連携強化(平成30年度より事業開始)

事業目的

- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いているが、高齢者世帯は増加傾向にある。
- 高齢者の生活困窮に陥った背景は様々であり、本人の要因によるものや、家族の介護等外的要因によるものなど様々である。
- 外的要因に起因する高齢困窮者等の中には、時間や働き方に制限を持っている者もあり、そのような高齢困窮者等に対して、臨時的、短期的、軽易な仕事を扱っているシルバー人材センター(以下「シルバー」という。)の活用も生活困窮者等からの脱却に向けた一つの選択肢になり得る。
- よって、**福祉事務所等にハローワークの相談窓口等が設置されている拠点とシルバーとが連携を図り高齢困窮者等への就業支援を実施する。**

スキーム図

各市町村シルバー

シルバーでの就業を希望する方はいらっしゃいますか？



連携支援員を常設窓口が市町村に設置されているシルバーに配置

事業内容

ハローワークとシルバーが連携して高齢困窮者等に就業支援を実施。
具体的には、

- ① シルバーの未充足求人について、ハローワークの常設窓口等に情報提供を行うことにより、一体的に就業支援を実施(仕事ありきでシルバーを活用するよう誘導)
- ② シルバーでの就業後における、高齢困窮者等への生活及び就業相談等を実施。

連携して就業支援を実施



高齢困窮者等

家族の介護があり、フルタイムでは働けないけど、柔軟な時間帯や短時間で働きたい。

高齢困窮者の背景

・高齢困窮者等になった背景は、本人に理由が起因するケースもあれば、両親等の介護や、子どもの面倒等外的要因により困窮するケースなど様々である。よって、様々な就業ニーズにあわせた支援が必要である。

福祉事務所等に設置されているハローワークの常設窓口等と連携



市町村

福祉事務所等にハローワークの常設窓口等設置拠点



生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体への常設窓口の設置及びハローワークの巡回相談の実施による福祉事務所等におけるワンストップ型の相談と連携した支援を実施する。

支援状況調査及び 統計システムについて

支援状況調査の今後の取扱いについて

- 自立相談支援事業においては、「生活困窮者自立支援統計システム」を活用し、毎月の支援状況について統計ツールを活用した報告作業を行っていただいている。
- これまでシステムによる報告が十分なされていなかった状況を踏まえ、支援状況調査による報告も同時にお願いしていたところ、ほぼ全ての自治体においてシステムによる報告が確認できたため（H30.5月分報告：99%）、平成30年10月分から、支援状況調査による報告からシステムによる報告に移行する。
- ※ KPIにおける「見える化」の対象項目となっている「プランを作成せずに就労・増収した者」のみ、支援状況について調査を継続する。（システムで把握していないため）
- 公表項目は、平成30年4月分より「①新規相談受付件数、②プラン作成件数、③就労支援対象者数、④就労者数（就労支援対象プラン作成者分のみ）、⑤増収者数（就労支援対象プラン作成者分のみ）、⑥就労・増収率」とする。

平成30年度スケジュール（案）

支援状況調査

- 新規相談受付件数
- プラン作成件数
- 就労支援対象者数
- 事業別利用件数
- 一般就労者数（就労支援対象プラン作成者、就労支援非対象プラン作成者、**プラン作成者以外**）
- 増収者数（就労支援対象プラン作成者、就労支援非対象プラン作成者、**プラン作成者以外**）

データ使用

平成30年9月分 支援状況調査公表

- プランを作成せずに就労・増収した者**
- ※ システムで把握できないため調査継続（半期に1回の調査予定）

※支援状況調査の年度末公表分及び、KPIにおける「見える化」の公表データとして使用する。

⇒ **以降、システムによる報告データを用いて支援状況調査を公表する。**

平成30年度の公表項目：①新規相談受付件数、②プラン作成件数、③就労支援対象者数、④就労者数（就労支援対象プラン作成者分のみ）、⑤増収者数（就労支援対象プラン作成者分のみ）、⑥就労・増収率

統計システムによる報告

- 新規相談受付件数
- プラン作成件数
- 就労支援対象者数
- 事業別利用件数
- 一般就労者数（就労支援対象プラン作成者、就労支援非対象プラン作成者）
- 増収者数（就労支援対象プラン作成者、就労支援非対象プラン作成者） など

数値の整合性の検証

10月分～
データ使用

平成30年10月分 支援状況調査公表

9月分まで

10月分以降

生活困窮者自立支援統計システムによる報告の際の留意点

- 平成30年10月分以降、統計システムにより報告された数値を公表することとなるため、以下の点にご留意ください。

1. 報告手順の確認

- システム報告は【センター報告（センター⇒自治体）】及び【自治体報告（自治体⇒国）】の2段階の処理が必要。

センター報告【各自立相談支援事業所が実施】

- ・ 左側のメニューで「月次報告」をクリック。
- ・ 報告対象年月の「報告」ボタンを押下。
- ・ ファイル選択ダイアログが開くので、業務支援ツールで作成した報告ファイル（F_REPORT.ZIP）を選択し、「開く」をクリック。
- ・ 確認メッセージが表示され「OK」を選択すると、画面左上に「登録が完了しました」が表示される。 ⇒自治体への報告完了

「報告」ボタンが
緑色になっている
と押下可能

自治体報告【各自治体が実施】

- ・ 左側のメニューで「月次報告（確認）」をクリック。
- ・ 報告対象年月を入力して「検索」ボタンを押下。
- ・ 所属するセンターが全て提出済みの状態の場合、「報告」ボタンが押下可能となるので、「報告」ボタンを押下する。
※未報告センターがあると報告ボタンが押下できない。
- ・ 確認メッセージが表示され、「OK」を選択すると、画面左上に「正常に終了しました」が表示される ⇒国（厚労省）への報告完了

自治体報告が完了すると
「報告」→「報告取消」に
表示が変わる

センター報告が完了すると
「報告済」と表示
※自治体報告の状況を示す
ものではないことに留意。

2. 報告期限の徹底

- システム報告は、報告対象月の翌月20日までの報告を厳守すること。
- 期限までに報告がない場合は、公表数値に反映できない（実績が0件になる）ことに留意されたい。
- ※ システムの操作方法等については、運用・保守業者（株式会社セック）へ問い合わせのこと。
システムトラブル等により報告ができない場合にも、速やかに運用・保守業者へ連絡し、対応を講ずること。

ホームレス基本方針及び 一時生活支援事業について

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」について

○公布・施行

- ・平成14年8月7日公布・施行
- ・施行から25年後に失効(平成29年6月21日公布・施行(10年間の延長))

○ホームレスの定義

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

○法の目的

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資すること。

○法において規定されている主な事項

- ・国の総合的施策の策定・実施の責務
- ・全国調査の実施
- ・国の基本方針、自治体の実施計画の策定 等

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の概要

法の目的等

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

- ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等
- ホームレスの自立への努力、国の責務等
- 基本方針及び実施計画
- 実態調査 等

これまでの経緯

- 平成14年8月 10年間の時限立法として成立（衆議院厚生労働委員長提案）
- 平成24年6月 有効期限を5年間延長する一部改正法が成立（衆議院厚生労働委員長提案）

今回の改正

<背景>

ホームレスの数は減少傾向であるものの、依然として約6千人のホームレスが確認されていることや、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等の状況を踏まえ、今後も引き続きホームレスの自立の支援等に関する施策を計画的かつ着実に推進する必要がある。

改正前

有効期限

平成29年8月6日まで

10年間延長

改正後

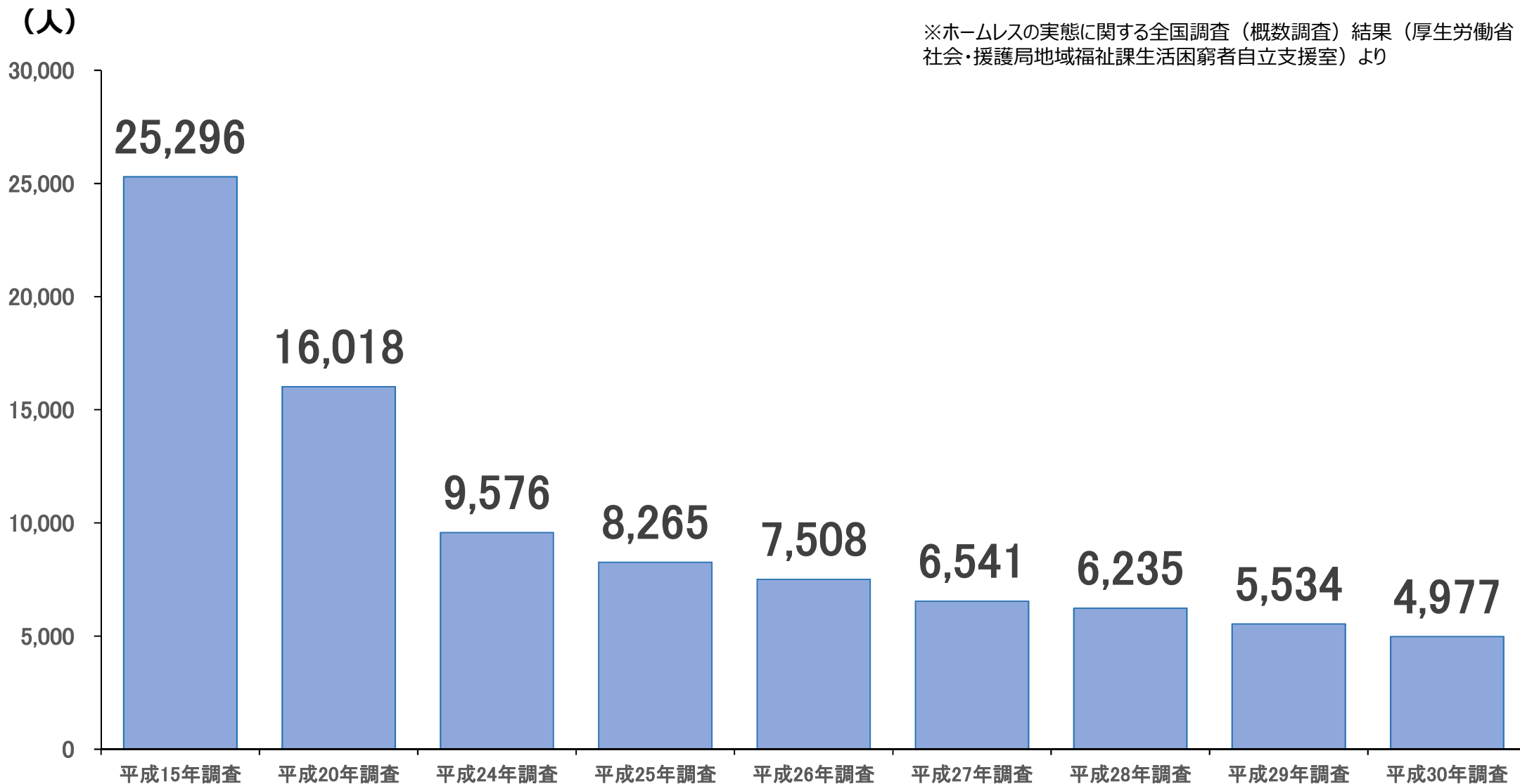
有効期限

平成39年8月6日まで

※ 公布日施行

ホームレスの現状（ホームレス数の推移）

- 国として初めて全国調査を実施した平成15年以降、ホームレスの数は把握している限り、毎年減少しているが、依然として約5千人のホームレスが確認されている。



(参考1) 都道府県別ホームレス数

○ 平成30年調査における都道府県別のホームレス数は以下のとおり。

都道府県名	平成30年調査				29年調査	30-29 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			28年調査	27年調査	26年調査
北海道	24	3	11	38	44	▲6	35	50	59
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岩手県	1	1	0	2	1	1	2	3	2
宮城県	74	6	19	99	99	0	104	117	122
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	2	2
山形県	0	0	0	0	0	0	2	1	1
福島県	12	0	0	12	18	▲6	20	19	14
茨城県	19	5	0	24	27	▲3	36	25	37
栃木県	19	0	1	20	22	▲2	30	33	35
群馬県	21	2	0	23	25	▲2	38	33	44
埼玉県	184	4	12	200	196	4	218	265	301
千葉県	201	10	18	229	211	18	245	245	285
東京都	1,211	31	0	1,242	1,397	▲155	1,473	1,498	1,768
神奈川県	880	31	23	934	1,061	▲127	1,117	1,204	1,324
新潟県	9	1	0	10	7	3	9	10	11
富山県	3	0	0	3	2	1	7	8	11
石川県	4	0	0	4	4	0	7	2	6
福井県	3	0	0	3	2	1	3	3	2
山梨県	3	0	0	3	3	0	5	7	13
長野県	6	0	0	6	2	4	4	2	5
岐阜県	7	1	0	8	8	0	10	16	22
静岡県	54	7	23	84	92	▲8	108	114	133
愛知県	187	11	47	245	271	▲26	315	367	380
三重県	19	1	5	25	22	3	21	18	28

滋賀県	3	0	0	3	1	2	2	2	4
京都府	47	10	1	58	89	▲31	109	96	121
大阪府	1,092	17	1	1,110	1,303	▲193	1,611	1,657	1,864
兵庫県	100	6	9	115	126	▲11	151	175	214
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	19	0	1	20	14	6	12	14	14
鳥取県	4	0	0	4	6	▲2	5	2	3
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	13	1	1	15	10	5	15	8	16
広島県	39	5	0	44	53	▲9	52	41	65
山口県	2	0	0	2	5	▲3	3	4	4
徳島県	2	0	0	2	3	▲1	3	7	4
香川県	3	0	0	3	3	0	5	8	8
愛媛県	11	0	0	11	9	2	15	18	23
高知県	1	0	0	1	3	▲2	6	5	3
福岡県	230	14	8	252	270	▲18	300	294	369
佐賀県	10	0	0	10	6	4	9	9	9
長崎県	0	0	0	0	2	▲2	4	4	5
熊本県	18	2	0	20	23	▲3	24	29	36
大分県	7	0	0	7	12	▲5	10	9	14
宮崎県	1	1	0	2	3	▲1	3	3	4
鹿児島県	12	0	9	21	15	6	20	20	41
沖縄県	52	7	4	63	64	▲1	67	94	81
合計	4,607	177	193	4,977	5,534	▲557	6,235	6,541	7,508

(参考2) 東京都23区及び指定都市別ホームレス数

○ 平成30年調査における東京都23区及び指定都市別のホームレス数は以下のとおり。

都 市 名	平成30年調査				29年調査	30-29 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			28年調査	27年調査	26年調査
東京都23区	1,098	28	0	1,126	1,246	▲120	1,319	1,336	1,581
札幌市	21	3	11	35	37	▲2	33	45	50
仙台市	71	6	19	96	97	▲1	102	110	119
さいたま市	35	0	1	36	33	3	37	58	68
千葉市	32	2	3	37	34	3	37	36	39
横浜市	466	11	0	477	531	▲54	536	548	580
川崎市	279	11	10	300	341	▲41	383	439	490
相模原市	12	2	0	14	11	3	10	11	13
新潟市	9	1	0	10	6	4	9	9	9
静岡市	3	0	11	14	18	▲4	19	20	21
浜松市	16	1	4	21	18	3	22	23	27

名古屋市	118	6	43	167	182	▲15	211	273	264
京都市	43	9	1	53	82	▲29	102	89	113
大阪市	1,009	13	1	1,023	1,208	▲185	1,497	1,527	1,725
堺市	17	1	0	18	20	▲2	24	29	33
神戸市	41	2	1	44	52	▲8	71	74	67
岡山市	8	1	0	9	2	7	5	4	10
広島市	31	5	0	36	46	▲10	44	32	52
北九州市	56	6	0	62	63	▲1	67	84	92
福岡市	156	7	8	171	181	▲10	214	183	245
熊本市	14	1	0	15	15	0	19	23	26
合計	3,535	116	113	3,764	4,223	▲459	4,761	4,953	5,624

ホームレスの生活実態 (H28.10調査の概要)

- 平成28年10月に「ホームレスの生活の実態に関する全国調査」を実施。
 ※東京都23区・政令指定都市(熊本市を除く)及び平成28年1月調査(概数調査)で30人以上ホームレス数の報告があった市において、1,435人へ個別面接
- ホームレスの**高齢化**や、路上生活期間の**長期化**などが課題。

年齢の状況

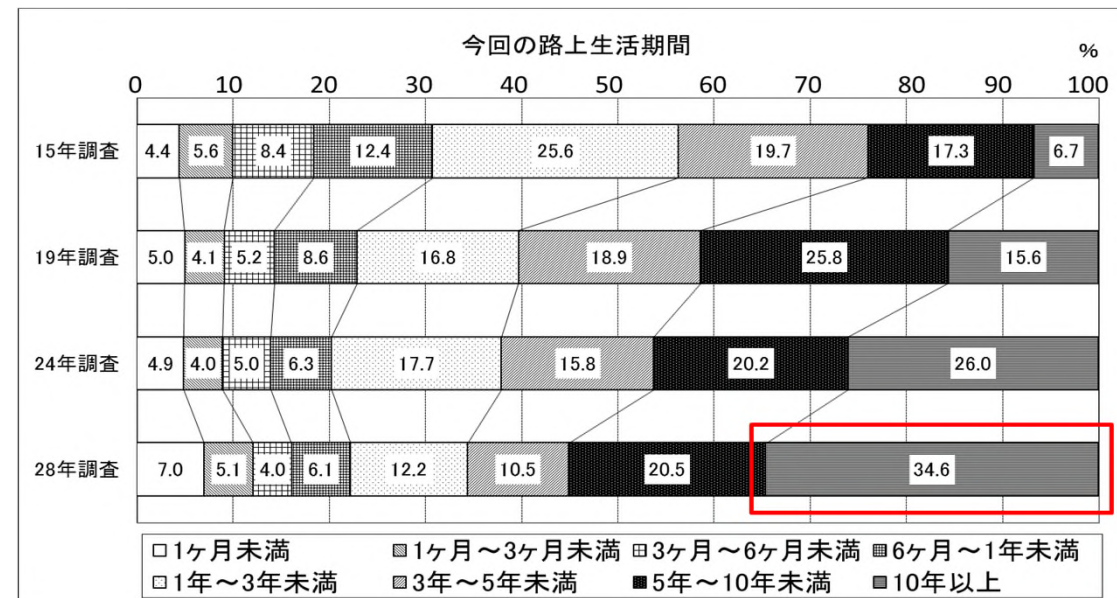
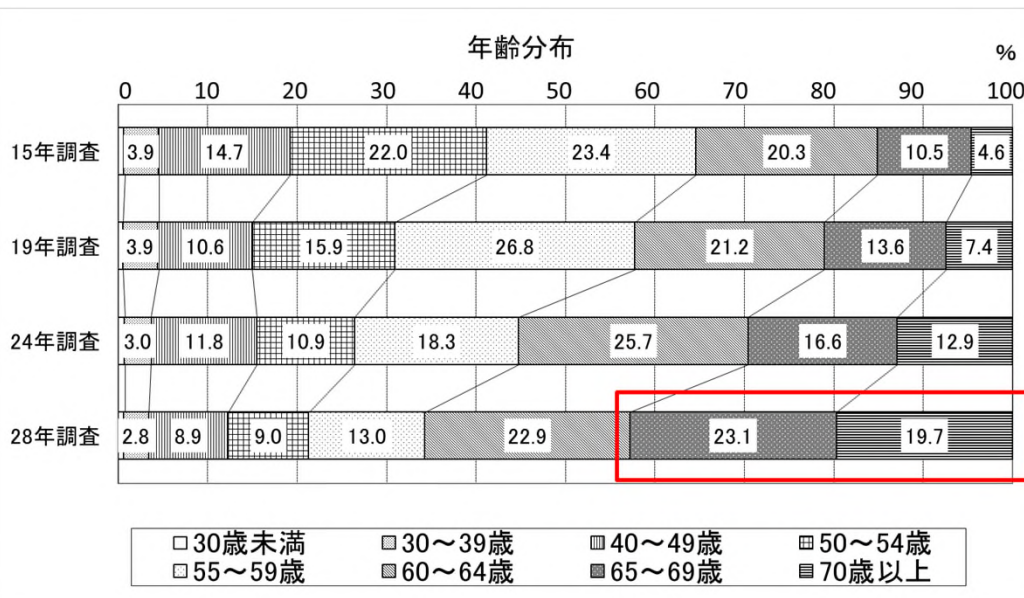
○ 年齢階層

- ・ ~39歳 3.4%(▲0.3)
 - ・ 40~49歳 8.9%(▲2.9)
 - ・ 50~54歳 9.0%(▲1.9)
 - ・ 55~59歳 13.0%(▲5.3)
 - ・ 60~64歳 22.9%(▲2.8)
 - ・ **65~69歳 23.1%(+6.5)**
 - ・ **70歳~ 19.7%(+6.8)**
- 平均年齢61.5歳(+2.2歳)

路上での生活

○ 今回の路上生活の期間

- ・ **「10年以上」 34.6%(+8.6)**
- ・ 「5年以上10年未満」 20.5%(+0.3)
- ・ 「3年以上5年未満」 10.5%(▲5.3)
- ・ 「1年以上3年未満」 12.2%(▲5.5)
- ・ 「1年未満」 22.2%(+2.0)



「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しポイント

概要

○ 現行の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成25年厚生労働省・国土交通省告示第1号)は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」。)に基づき、平成25年7月に策定されたものであり、この運営期間は5年間とされていることから、平成30年7月に有効期間が満了することとなる。

こうした中、平成29年6月に法の期限を、さらに10年間延長したところであり、これに伴い、法に基づき策定が義務づけられている基本方針についても、平成30年8月以降適用されるものとして、以下の見直しの要素を踏まえて、新たに策定するもの。

① 平成28年10月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の結果、明らかとなったホームレスの高齢化や、路上(野宿)期間の長期化など、最近のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化。

② 平成30年通常国会において改正された生活困窮者自立支援法に基づく事業メニューの追加。

平成28年「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の調査結果(概要)

路上等のホームレスの平均年齢は61.5歳(前回調査59.3歳)、路上生活が10年以上のホームレスの割合は34.6%(前回調査26.0%)となっており、ホームレスの現状について、その高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化が一層進んでいる状況が見られた。

今回の見直しポイント

〈最近のホームレスに関する傾向・動向〉

- ホームレスの高齢化、路上(野宿)生活期間の長期化に対応した支援が必要。
- 39歳以下のホームレスや65歳以上のホームレスなど、年代別に、それぞれが抱える課題等に対応した支援が必要。
39歳以下…終夜営業の店舗等を利用しているため、アウトリーチが届きにくい者が存在する。 65歳以上…居所確認後の見守りや支援等が必要な者が存在する。

〈ホームレス自立支援センターとホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)の名称の見直し〉

- ホームレス自立支援センターとホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)の概要を明記するとともに、その名称を、ホームレス以外の人も対象となることを明確にするため、それぞれ、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設に変更する。

〈ホームレスに対する保健医療の確保〉

- ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健医療職(保健師、看護師、精神保健福祉士等)による、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援などの実施。(平成30年度予算新規事業)

〈ホームレスに対する安定した居住の場所の確保〉

- シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が地域において日常生活を営むための一定期間、訪問による見守りや生活支援などの実施。(改正生活困窮者自立支援法第3条第6項(地域居住支援事業)関係)

〈基本方針のフォローアップ及び見直し〉

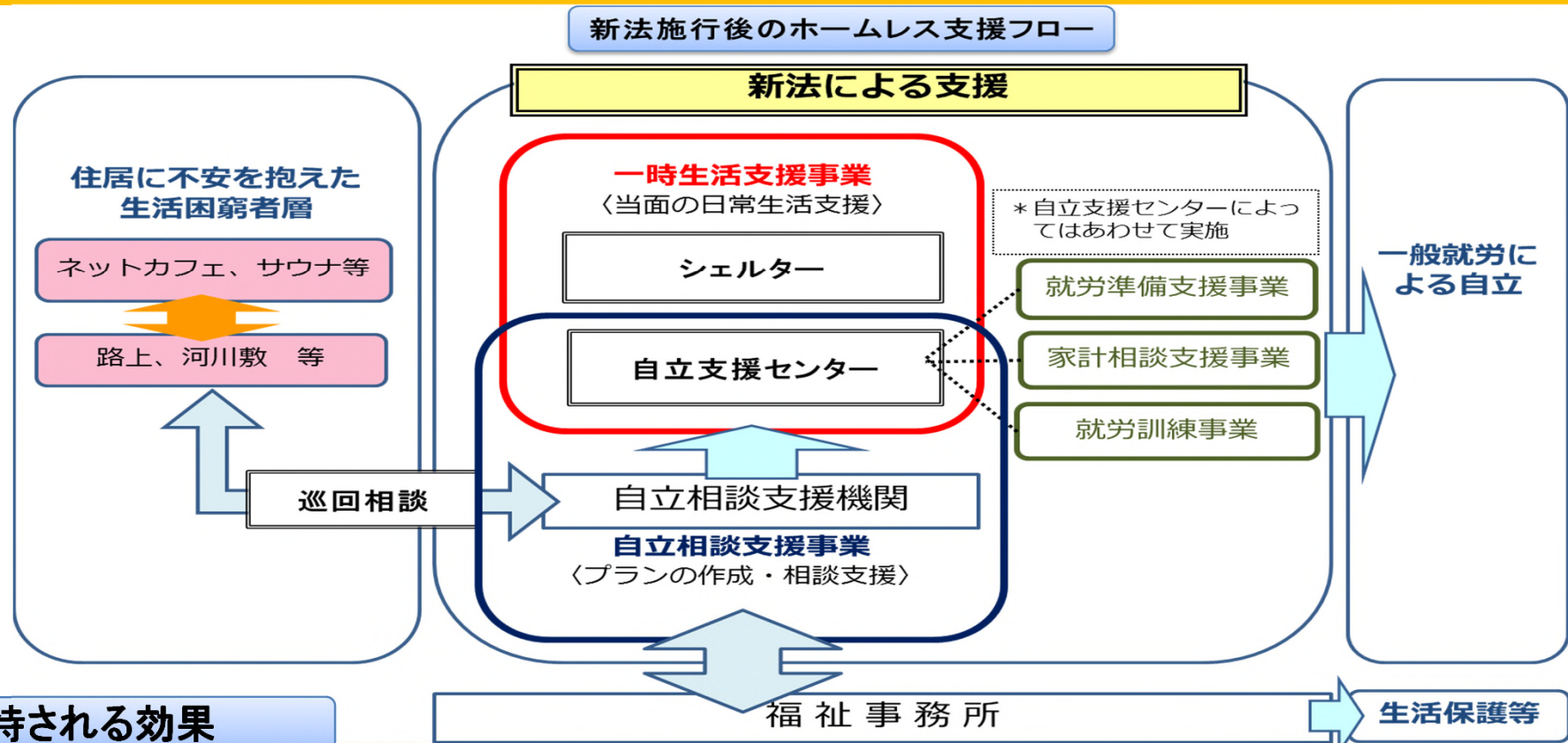
- 基本方針の見直しに当たり行う政策評価等については、ホームレスの実態調査結果に基づき行うが、この場合、地方公共団体が実施した調査等の結果も参考とすること。

一時生活支援事業について

事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきたホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター）及びホームレス自立支援センターの運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

※ 一時生活支援事業利用者への相談支援は、自立相談支援機関が実施。（シェルター入所者の相談支援は、自立相談支援機関が実施。自立支援センターの相談員は自立相談支援機関の相談員として配置。）。



期待される効果

自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析（アセスメント）を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。

➢ 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供するとともに、状況によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立。

自立相談支援事業と一時生活支援事業の範囲

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
施設に相談支援員等を配置し、自立に向けた支援を一体的に実施
- 生活困窮者一時宿泊施設
自立相談支援機関の相談支援員等が生活困窮者一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）を訪問等し、支援を実施
- 生活困窮者一時宿泊施設退所者等
地域居住支援事業による支援を実施

衣食住に関する支援

一時生活支援事業

- ・生活困窮者・ホームレス自立支援センターまたはシェルターの利用費
- ・光熱水費
- ・施設の管理に従事する職員（事務員、警備員等）
- ・嘱託医師、保健師、看護師、精神保健福祉士等

- ・地域居住支援事業
（訪問による見守りや、生活支援等）

相談員等による支援

自立相談支援事業

- ・相談支援員等
（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）

自立相談支援事業の実施に当たっては、借り上げ型シェルターへの訪問等による支援を行う必要があるため積極的に取り組まれない。

（生活困窮者・ホームレス自立支援センターまたは設置型のシェルターの場合は、施設加算が算定され、また、10人以上のホームレスがいる場合は、さらに巡回相談加算が算定される。）

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（案）」新旧対照表

新（平成 30 年基本方針）	旧（平成 27 年基本方針）
<p style="text-align: center;">ホームレスの自立の支援等に関する基本方針</p> <p>目次</p> <p>第 1 はじめに</p> <p>第 2 ホームレスに関する現状</p> <p style="padding-left: 20px;">1 ホームレスの現状</p> <p style="padding-left: 20px;">2 ホームレス自立支援施策の現状</p> <p>第 3 ホームレス自立支援施策の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">1 基本的な考え方</p> <p style="padding-left: 20px;">2 各課題に対する取組方針</p> <p style="padding-left: 20px;">3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針</p> <p style="padding-left: 20px;">4 総合的かつ効果的な推進体制等</p> <p style="padding-left: 20px;">5 基本方針のフォローアップ及び見直し</p> <p>第 4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針</p> <p style="padding-left: 20px;">1 手続についての指針</p> <p style="padding-left: 20px;">2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針</p> <p style="padding-left: 20px;">3 その他</p> <p>第 1 はじめに</p> <p>ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成 14 年 8 月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平</p>	<p style="text-align: center;">ホームレスの自立の支援等に関する基本方針</p> <p>目次</p> <p>第 1 はじめに</p> <p>第 2 ホームレスに関する現状</p> <p style="padding-left: 20px;">1 ホームレスの現状</p> <p style="padding-left: 20px;">2 ホームレス対策の現状</p> <p>第 3 ホームレス対策の推進方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 基本的な考え方</p> <p style="padding-left: 20px;">2 各課題に対する取組方針</p> <p style="padding-left: 20px;">3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針</p> <p style="padding-left: 20px;">4 総合的かつ効果的な推進体制等</p> <p style="padding-left: 20px;">5 基本方針のフォローアップ及び見直し</p> <p>第 4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針</p> <p style="padding-left: 20px;">1 手続についての指針</p> <p style="padding-left: 20px;">2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針</p> <p style="padding-left: 20px;">3 その他</p> <p>第 1 はじめに</p> <p>ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成 14 年 8 月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平</p>

成 15 年、19 年及び 24 年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成 15 年 7 月、20 年 7 月及び 25 年 7 月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

こうした中、平成 30 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によれば、路上等におけるホームレスの数については、全国で 4,977 人が確認され、平成 15 年 1 月に実施された同全国調査の時点から 20,319 人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、その数は大幅に減少してきている。

一方で、平成 28 年 10 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）によれば、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化が一層進んでいる傾向にあることが認められたところであり、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成 29 年 6 月には、15 年間の限時法であった法の期限がさらに 10 年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

また、平成 27 年 4 月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「困窮者支援法」という。）が施行された。

ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、引き続き、法に基づき実施することとした上で、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施している、困窮者支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）、同条第 3 項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給、同条第 6 項に規定する生活困窮者一時生活

成 15 年及び 19 年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成 15 年 7 月及び 20 年 7 月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

平成 24 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によれば、路上等におけるホームレスの数については、全国で 9,576 人が確認され、平成 15 年 1 月に実施された同全国調査の時点から 15,720 人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、ホームレスが大幅に減少してきている。一方、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成 24 年 6 月には、10 年間の限時法であった法の期限がさらに 5 年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

また、平成 25 年 12 月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）の実施、生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が成立し、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。生活困窮者自立支援法は、生活困窮者を対象に包括的な支援を実施するものであり、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているものについては法の趣旨・理念を踏まえつつ、基本的に生活困窮者自立支援法に基づき実施することになる。

支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）等については、法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に基づき実施している。

困窮者支援法は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の生活保護受給者以外に対して包括的かつ早期の支援を提供するものであることから、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ、生活保護の受給により居住場所等の確保に至る間、又は就労等による自立や地域において日常生活が継続可能となるまでの間は、困窮者支援法による一時生活支援事業をはじめとした就労や心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じた包括的かつ早期の支援が必要である。

本基本方針は、法の趣旨、平成 28 年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握された高齡化や路上（野宿）生活期間の長期化等のホームレスの状況の変化、ホームレス自立支援施策の実施状況等を踏まえつつ、困窮者支援法に基づく支援が、今後もよりその効果を発揮するために、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第 2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成 15 年より、年 1 回、全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に

生活困窮者自立支援法は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の生活保護受給者以外に対して包括的な支援を提供するものであることから、ホームレスも含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ生活保護の受給により居住場所等の確保に至る間、あるいは就労等による自立に至る間は、生活困窮者自立支援法による生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）をはじめとした支援が必要である。

本基本方針は、法の趣旨、平成 24 年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえつつ、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、今後もよりその効果を発揮するため、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針について国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第 2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成 15 年よりすべての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調

「概数調査」という。)を、生活実態については、平成15年、19年、24年及び28年の概ね5年毎に抽出による全国調査(以下「生活実態調査」という。)を、それぞれ実施している。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、平成30年概数調査によれば、4,977人となっており(ただし、福島県内の2町については東日本大震災の影響により未実施)、平成15年概数調査の25,296人と比べて、20,319人(80.3%)減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、東京都で1,242人(平成15年概数調査においては、6,361人)、次いで大阪府が1,110人(同7,757人)となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市区町村別では、全1,741市区町村のうち300市区町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上であったのは1自治体(平成24年概数調査においては3自治体)、100人以上であったのは7自治体(同16自治体)であるのに対し、10人未満であったのは228自治体(同319自治体)と、全体の約4分の3を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成28年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市(熊本市を除く。)及び平成28年概数調査において30人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,400人を対象に個別面接調査を行った。

① 年齢

ホームレスの平均年齢は61.5歳(平成24年生活実態調査では、調査客体数が異なるものの、平均年齢は59.3歳)であり、また、年齢分布については65歳以上が42.8%(同29.0%)となっており、ホームレスの高齢化がより一層進んでいる。

② 路上(野宿)生活の状況

(ア) 生活の場所については、生活の場所が定まっている者が77.5%であり、このうち、「公園」が33.0%、「河川」が26.3%となっている。

(イ) 路上(野宿)生活期間については、3年未満が34.4%であるのに対し、5

「概数調査」という。)を、生活実態については平成15年、平成19年及び平成24年の概ね5年毎に抽出による全国調査(以下「生活実態調査」という。)を実施している。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、平成24年概数調査によれば、9,576人となっており(ただし、福島県内の9町村については東日本大震災の影響により未実施。)、平成15年概数調査の25,296人と比べて、15,720人(62.1%)減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府で2,417人(平成15年概数調査においては7,757人)、次いで東京都が2,368人(同6,361人)となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市町村別では、全1,742市町村のうち424市町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上は3自治体(平成19年概数調査においては7自治体)、100人以上は16自治体(同35自治体)であるのに対し、10人未満は319自治体(同380自治体)と約4分の3を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成24年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市(仙台市を除く。)及び平成23年概数調査において50人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,300人を対象に個別面接調査を行った。

ア 年齢

ホームレスの平均年齢は59.3歳(平成19年生活実態調査では、調査客体数が異なるものの平均年齢は57.5歳)であり、また、年齢分布については65歳以上が29.0%(同21.0%)となっており、ホームレスの高齢化が一層進んでいる。

イ 路上(野宿)生活の状況

(ア) 生活の場所については、生活の場所が定まっている者が83.6%であり、このうち、「公園」が29.7%、「河川」が29.1%となっている。

(イ) 路上(野宿)生活期間については、3年未満が37.0%であるのに対し、5

年以上は55.1%（10年以上は34.6%）となっている。これを年齢階層別にみると、年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が43.1%となっている。また、路上（野宿）生活の期間と今後希望する生活との関係を見ると、路上（野宿）生活期間が長くなるほど、「今のままでいい」と回答した者の割合が高くなる傾向にあり、路上（野宿）生活期間が3年以上の者では、その割合は44.2%となっている。

一方、今回の調査における路上（野宿）生活期間が1年未満である者の45.9%が、5年以上前に初めて路上（野宿）生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在が増加している。

寝場所は、3年を境に、路上（野宿）生活期間が長いほど一定の場所に決まっている割合が高い傾向にあり、具体的な寝場所としては、公園が全般に多いが、5年以上の者では河川が多くなる傾向にある。

(ウ) 仕事については、全体の55.6%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が70.8%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、3万円以上5万円未満が33.6%と最も多く、次いで1万円以上3万円未満が30.7%となっており、平均収入月額は約3.8万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても53.8%が収入のある仕事をしている。年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向は、このように、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていること、一定の場所に決まって起居していることで生活が一定程度安定していること等もその背景にあるものと考えられる。

③ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が48.2%、製造業関係の仕事が13.0%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」（以下「常勤職」という。）が40.4%と大きな割合を占め、「日雇」が26.7%、「臨時・パート・アルバイト」が24.1%となっている。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「仕事が減った」が26.8%、「倒産・失業」が26.1%、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が17.1%となっている。

年以上は47.0%（10年以上は27.0%）となっている。これを年齢階層別にみると、高齢層（60歳以上の者をいう。以下同じ。）ほど期間が長期化する傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が33.6%となっている。また、路上（野宿）生活の期間と今後希望する生活との関係を見ると、路上（野宿）生活の期間が長くなるほど「今のままでいい」と回答した者の割合が高くなる傾向にあり、路上（野宿）生活期間が3年以上の者では、その割合は38.8%となっている。

一方、今回の調査における路上（野宿）生活期間が1年未満である者の33.2%が、5年以上前に初めて路上（野宿）生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在が一定程度みられた。

(ウ) 仕事については、全体の61.0%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が77.8%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、1万円以上3万円未満が34.1%と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が30.2%となっており、平均収入月額は約3.6万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても56.8%が収入のある仕事をしている。このように、高齢層ほど路上（野宿）生活が長期化する傾向は、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていることへの自負もその背景にあると考えられる。

ウ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が45.9%、製造業関係の仕事が14.6%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」（以下「常勤職」という。）が42.0%と大きな割合を占め、「日雇」が25.5%、「臨時・パート・アルバイト」が23.8%となっている。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「仕事が減った」が34.1%、「倒産・失業」が28.4%、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が20.4%となっている。

若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）についてこれらの状況をみると、路上（野宿）生活の直前の雇用形態は、常勤職が他の年齢層と比べて少なくなっており、35歳未満の層では常勤職が20.0%となっている。最も長く就業していた業種も、サービス業が最も多く25.9%となっており、建設業や製造業の常勤職又は「日雇」の多い高齢層とは異なる状況が認められる。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「倒産や失業」が37.0%、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が25.9%、「家庭内のいざこざ」が25.9%、「アパート等の家賃が払えなくなった」が14.8%となっており、労働環境の変化や家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

④ 健康状態

現在の健康状態については、「悪い」と答えた者が27.1%であり、このうち治療等を受けていない者が60.9%となっている。具体的な自覚症状については、「歯が悪い」が24.9%、「腰痛」が24.1%となっている。なお、「よく眠れない日が続いた」が15.0%、「2週間以上毎日のように落ち込んでいた時期があった」が4.7%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる層も一定程度みられた。

⑤ 福祉制度等の利用状況

(7) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は89.8%であり、このうち相談をしたことがある者は46.9%となっている。

また、ホームレス緊急一時宿泊施設を知っている者は70.2%であり、このうち当該施設を利用したことがある者は20.6%、ホームレス自立支援施設を知っている者は73.2%であり、このうち当該施設を利用したことがある者は15.1%となっている。

ホームレス緊急一時宿泊施設及びホームレス自立支援施設の利用者の状況については、若年層が42.4%、利用前の路上（野宿）生活期間は1か月未満の者が70.9%を占めており、高齢層における

若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）についてこれらの状況をみると、路上（野宿）生活の直前の雇用形態は、常勤職が他の年齢層と比べて少なくなっており、35歳未満の層では常勤職が23.5%となっている。最も長く就業していた業種も、サービス業が最も多く47.1%となっており、建設業や製造業の常勤職又は「日雇」の多い高齢層とは異なる状況が認められる。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が35.3%、「労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた」が17.6%、「借金取立により家を出た」が11.8%、「家庭内のいざこざ」が17.6%となっており、労働環境の変化や借金、家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

エ 健康状態

現在の健康状態については、「悪い」と答えた者が26.2%であり、このうち治療等を受けていない者が64.3%となっている。なお、「2週間以上、毎日のように落ち込んでいた時期があった」と回答した者は6.9%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる層も一定程度みられた。

オ 福祉制度等の利用状況

(7) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は78.4%であり、このうち相談をしたことがある者は38.2%となっている。

また、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）を知っている者は65.3%であり、このうち利用したことがある者は17.6%となっている。また、ホームレス自立支援施設（以下「自立支援センター」という。）を知っている者は64.4%であり、このうち利用したことがある者は10.1%となっている。

シェルター及び自立支援センターの利用者の状況については、若

路上（野宿）生活期間が長期化しているのに対して、これらの施設利用者は、若年層や路上（野宿）生活期間が短い者が多くなっている。

また、過去に、ホームレス自立支援施設の利用経験がある者の退所理由をみると、就労退所が26.6%（「会社の寮、住み込み等による就労退所」が16.3%、「アパートを確保しての就労退所」が10.3%）、生活保護の適用による入院、居宅の確保による退所が8.4%を占めるが、このうち「アパートを確保しての就労退所」している者を年齢階層別でみると、若年層が全体の19.0%を占めている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った者については、「仕事の契約期間が満了した」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」など、多面的な要因により路上に戻っている。

(イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く54.5%を占め、次いで「衣類、日用品等の提供」が31.9%となっており、その情報入手経路は、「ロコミ」が最も多く46.5%となっている。

⑥ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という者が最も多く35.3%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」という者が21.7%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつきたい」が12.8%となっている。

年齢層が低いほど「アパートに住み、就職して自活したい」と希望する傾向にあり、年齢層が高いほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という回答が多く、65歳以上の者では41.1%となっている。

「今のままでいい（路上（野宿）生活）」とする理由については、「今の場所になじんでいる」が32.8%、「アルミ缶、雑誌集めなどの仕事があるので暮らしていける」が27.2%となっている。

また、ホームレス自立支援施設やホームレス緊急一時宿泊施設の利用経験がある者は、住居と仕事を確保し自立を希望する割合が高い傾

年層が44.0%、利用前の路上（野宿）生活期間では1ヶ月未満の者が61.1%を占めており、高齢層における路上（野宿）生活期間が長期化しているのに対して、これらの施設利用者は、若年層や路上（野宿）生活期間が短い者が多くなっている。

また、自立支援センターの退所理由については、就労退所が26.9%（「会社の寮・住み込み等による就労退所」が8.2%、「アパートを確保しての就労退所」が18.7%）を占めるが、このうち「アパートを確保しての就労退所」している者を年齢階層別でみると、若年層が全体の28.0%を占めている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った者については、「病気やけが等による解雇」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」、「アパートの家賃の滞納」、「人間関係」等多面的な要因により路上に戻っている。

(イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く53.2%を占め、次いで「衣類、日用品等の提供」が34.2%となっており、その情報入手経路は、「ロコミ」が最も多く40.5%となっている。

カ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という者が最も多く30.5%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」という者が26.2%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつきたい」が11.9%となっている。

なお、年齢層が高いほど「今のままでいい」という回答が多く65歳以上の者では37.0%となっている。

向にあるのに対し、利用経験がない者は、現在の路上（野宿）生活を維持することを希望する傾向が高い。

⑦ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は73.0%を占めているものの、このうち、平成27年10月から平成28年9月までの1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が78.5%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は62.4%であり、金融機関等に借金がある者は14.3%であった。

⑧ 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、住居関連が33.7%と最も多く、次いで仕事関連が28.3%となっている。

2 ホームレス自立支援施策の現状

ホームレス自立支援施策については、公共職業安定所による職業相談や求人開拓、困窮者支援法に基づく自立相談支援機関や一時生活支援事業を実施する事業者による就労支援や健康相談、保健所等の関係機関と連携した医療の確保、生活保護法による保護等の一般施策を実施している。このほか、特にホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス就業支援事業及び技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。

また、平成27年4月の困窮者支援法の施行に伴い、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施していた各事業については、基本的に困窮者支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として実施しており、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

キ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は74.7%を占めているものの、このうち、この1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が77.8%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は69.9%であり、金融機関等に借金がある者は16.0%であった。

ク 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、仕事関連が19.2%と最も多く、次いで住居関連が18.5%となっている。

2 ホームレス対策の現状

ホームレス対策については、求人開拓、職業訓練、保健所等による健康相談及び訪問指導並びに生活保護法による保護等の一般対策を実施している。このほか、特にホームレスを対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス等就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。また、福祉の観点からは、巡回相談等を行うホームレス総合相談推進事業、宿所及び食事の提供や職業相談等を行うホームレス自立支援事業、緊急一時的な宿泊場所を提供するホームレス緊急一時宿泊事業を実施し、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

なお、平成20年7月に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（厚生労働省・国土交通省告示第1号）の策定以降、特に同年に起こったいわゆるリーマンショックの影響等に対応するため、ホームレス緊急一時宿泊事業については宿泊施設や民間賃貸住宅等の借上げに

よる設置形態を可能にする等、各事業について所要の拡充を図ってきたところである。

さらに、平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施している各事業については、基本的に生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施することとしている。具体的には、ホームレス総合相談推進事業は自立相談支援事業として、ホームレス自立支援事業は自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として、ホームレス緊急一時宿泊事業は一時生活支援事業として実施することとしている。

第 3 ホームレス自立支援施策の推進

1 基本的な考え方

(1) 最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、平成 28 年生活実態調査においては、平成 24 年生活実態調査と同様に、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化の傾向がより一層顕著となるとともに、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については、終夜営業の店舗等、屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

さらに、民間団体が、ホームレス一時生活支援事業を行う事業者やホームレス支援実施団体を対象として実施した調査研究結果によると、39 歳以下では、終夜営業の店舗等を利用しているためアウトリーチが届きにくい者や、65 歳以上では、居所確保後の見守りや支援等が必要な者がそれぞれ存在することが確認されたところであり、年代別の課題を考慮した支援も必要である。

(2) 総合的なホームレス自立支援施策の推進

第 3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的な考え方

(1) 最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、平成 24 年生活実態調査においては、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化の傾向が一層顕著となるとともに、平成 19 年生活実態調査と同様に路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

(2) 総合的なホームレス施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、このためには、就業の機会の確保が最も重要であるが、同時に安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりも必要である。

その他、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。

また、ホームレスに加え、終夜営業の飲食店や知人宅など、屋根のある場所とを行き来する不安定な居住の状況にある者については、困窮者支援法に基づく施策等により確実に支援する必要がある。

(3) 地方公共団体におけるホームレス自立支援施策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の实情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市町村においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の实情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス自立支援施策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

(4) 困窮者支援法等によるホームレス自立支援施策の更なる推進

困窮者支援法は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、全ての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心に生活保護法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス対策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した居住の場所が確保されることが必要である。その他、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。なお、路上（野宿）生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ過渡的な施策として位置付ける必要がある。

(3) 地方公共団体におけるホームレス対策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の实情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市町村においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。一方、国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の实情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス対策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

(4) 生活困窮者自立支援法の施行に伴うホームレス対策の更なる推進

生活困窮者自立支援法は、恒久制度としてホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、すべての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心に包括的な支援を提供するものである。

平成24年6月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス対策

等の関連制度と連携し包括的な支援を恒久的に提供するものである。

平成 29 年 6 月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス自立支援施策に着実に取り組む観点から、各地域のホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の実情を踏まえ、一時生活支援事業等にも積極的に取り組むことによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

(5) 各事業を提供する施設

① 生活困窮者・ホームレス自立支援センター

(7) 概要

法の趣旨に基づき、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とした施設である。また、困窮者支援法の下では、法に基づくホームレスのみならず、生活困窮者も広く対象とした上で、生活困窮者の相談に応じ、助言等を行うとともに、個々人の状態にあった計画を作成し、就労支援など必要な支援を行う自立相談支援事業と、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所などの日常生活を営むのに必要な便宜を供与する形で、一時生活支援事業を一体的に提供することを目的として運営されるものである。

(1) 名称の変更

これまで(7)に規定する機能を有する施設については、「ホームレス自立支援施設」という名称が使用されてきたが、(7)に規定しているとおり、その支援対象はホームレスに限定されるものではなく、また、施設内において活用されている制度についても、法及び困窮者支援法に基づくものなど複数にわたっていることから、施設の機能の明確化を図るため、本基本方針をもって、その名称を「生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）」とすることとする。

② 生活困窮者一時宿泊施設

(7) 概要

に着実に取り組む観点から、各地域のホームレスの実情を踏まえ、生活困窮者自立支援法の事業を適切に活用し、自立相談支援事業によりホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期の把握を図りつつ、必要に応じて、これ以外の一時生活支援事業等にも積極的に取り組むことによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

法の趣旨に基づき、緊急一時的な宿泊場所を提供する施設である。また、困窮者支援法の下では、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所として、施設を設置し、又は、旅館やアパート等の一室を借り上げて供与する形で、一時生活支援事業を提供することを目的として運営されるものである。

(イ) 名称の変更

これまで(ア)に規定する機能を有する施設については、「ホームレス緊急一時宿泊施設」という名称が使用されてきたが、(ア)に規定しているとおり、その支援対象はホームレスに限定されるものではなく、また、施設内において活用されている制度についても、法及び困窮者支援法に基づくものなど複数にわたっていることから、施設の機能の明確化を図るため、本基本方針をもって、その名称を「生活困窮者一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）」とすることとする。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業の機会の確保を図ることや、安定した雇用の場の確保に努めることなどが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

① ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業者等の理解を深める必要があり、事業者等に対する啓発

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じ、就業の機会の確保を図ることにより、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業者等の理解を深める必要があり、事業者等に対する啓発

活動を行う。

② ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。

③ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を進め、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

④ ホームレスの早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。

⑤ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、ホームレス就業支援事業として、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナー等を総合的に実施する。

⑥ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。

⑦ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための

活動を行う。

イ ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。

ウ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を図り、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

エ ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。

オ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習及び就職支援セミナー等を総合的に実施する。

カ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。

キ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための

支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要のある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。

⑧ ホームレスの就業による自立を支援するためには、NPO等の民間団体との連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施に当たり、これらの団体との連携を図る。

(2) 安定した居住の場所の確保について（法第8条第2項第1号関係）

ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じた就労機会の確保等により、自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、安定した居住の場所を確保するための入居の支援等が必要である。

このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

① 高齢層の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて就労機会を確保するとともに、日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化する。

② 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、以下の事項を要請する。

(7) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、

支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要のある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。

ク ホームレスの就業による自立を支援するためには、NPO等の民間団体との連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施において連携を図る。

(2) 安定した居住の場所の確保について

ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じて就労の機会が確保されること等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要である。

このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

ア 高齢層の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保される等、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、民間賃貸住宅に関わる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう努める。

イ 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、以下の事項を要請する。

(7) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、

地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホームレスへの提供について、自立支援センターや、その他福祉部局との連携を図ること。

(イ) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情に鑑み、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターや、その他福祉部局との連携を図ること。

(ウ) 各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。

③ ホームレスのうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に至ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

④ シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であつて、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第 3 条第 6 項第 2 号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助や生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(3) 保健及び医療の確保について（法第 8 条第 2 項第 1 号関係）

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検

地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホームレスへの提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(イ) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(ウ) 各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。

ウ ホームレスのうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に陥ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検

査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施する。

さらに、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）や、一時生活支援事業を実施する事業者等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

① 自立相談支援機関は、ホームレスの健康対策の推進を図るため、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげる。

② 一時生活支援事業を実施する事業者は、健康相談等を行うとともに、必要に応じ、保健所等の関係機関と連携し、ホームレスに対し、健康相談等の医療的な支援を行う。

③ 保健所等は、結核にり患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。

④ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号の無料低額診療事業をい

査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

ア ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行う等、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。

イ 保健所は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の早期発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう、福祉事務所、自立相談支援機関等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、このような者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ 特に、結核にり患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。

エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号の無料低額診療事業をい

う。以下同じ。)を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。

(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について(法第8条第2項第2号関係)

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

① 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設(生活保護法第38条第2項の救護施設をいう。)等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

② ホームレスは、路上(野宿)生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医や保健師等の専門職の活用を検討する。

③ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

う。以下同じ。)を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。

オ 保健所は、ホームレスに対する保健医療サービスの充実が図られるよう、医療機関、福祉事務所、自立相談支援機関、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

ア 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設(生活保護法第38条第2項の救護施設をいう。)等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ ホームレスは、路上(野宿)生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医等の専門職の活用を検討する。

ウ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

④ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等の専門的な知識が必要な事例に関して相談対応等を実施する日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センターをいう。以下「法テラス」という。）、困窮者支援法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）を実施する機関等の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について（法第8条第2項第2号関係）

① ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業は、困窮者支援法における自立相談支援事業、一時生活支援事業等を一体的に実施しており、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援することを目的として、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

なお、平成28年生活実態調査において、ホームレス自立支援施設の退所理由をみると、就職による退所が35.7%、生活保護の適用を含む福祉措置による退所が24.4%となっていることから、ホームレス自立支援事業は、ホームレスの就労による自立を支援する事業として一定の効果を上げていると考えられる。

(7) 自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供など、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(イ) 個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

エ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談等を実施する機関（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センター（以下「法テラス」という。））、生活困窮者自立支援法第2条第6項の生活困窮者家計相談支援事業（以下「家計相談支援事業」という。）を実施する機関等の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業は、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として一体的に実施することが可能であり、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する。

(7) ホームレス自立支援事業は、自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供等、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(イ) ホームレス自立支援事業においては、個々のホームレスの状況に

また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) 必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あつせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、再度路上生活になることを防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるよう配慮する。

また、利用期間中に就労できなかつた者に対する必要な支援の実施にも努めるとともに、シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であつて、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守り、生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第3条第6項第2号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助、生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行うなど、民間団体の活用を図る。

(カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や利用者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用すること

応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) ホームレス自立支援事業においては、必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あつせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、その再路上化を防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるように配慮する。また、入所期間中に就労できなかつた者に対する必要な支援の実施にも努める。

(オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行う等、民間団体の活用を図る。

(カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用すること

を検討する。

② 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用機会の提供や、多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、それ以外の者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図る。

(ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、信頼関係の構築を図り必要な支援が利用でき

を検討する。

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合い、さらに、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスの状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進める等、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労訓練事業の利用の機会の提供や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、自立支援センターに入所していない者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。

(ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、社会との接点を確保する等、社会生活に復帰

るよう努める。

なお、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることを考慮して、できる限り路上（野宿）生活の初期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努めることが必要であり、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を積極的に実施する。

(イ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。

(オ) 女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。

(カ) 債務や滞納等を抱えているホームレスについては、家計の視点から専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援等）等を行う。

(キ) 上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について（法第8条第2項第3号関係）

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一

させるよう努める。

なお、現状としては、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

(イ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。

(オ) 女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。

(カ) 債務や滞納等を抱えているホームレスについては、家計の視点から専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援など）などを行う家計相談支援事業の利用を促すものとする。

(キ) 上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一

一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、ホームレスに対する支援と同様に生活歴・人物像を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であり、また、一時生活支援事業による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援など、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

① ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

② ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与する。

また、再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施するほか、就業機会の確保を図るため、ホームレス就業支援事業を実施する。

③ 雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、一時生活支援事業等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

④ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、丁寧な巡回相談支援等を実施するとともに、ホームレス就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公

一般的には、現に失業状態にある者、日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であるとともにシェルターによる当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援等、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

ア ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施する。

ウ 経済情勢の変化の中で、雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、シェルター等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

また、ホームレス等就業支援事業等において、安定した住居の確保のための相談支援を行う。

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な相談活動を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じ

共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

⑤ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、路上（野宿）生活に至ることのないように、一定期間、個別訪問による見守りや、継続的かつ安定的な居住の確保等の生活支援を行う地域居住支援事業を実施する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）

① ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。

(ウ) 福祉事務所、自立相談支援機関及び各種機関における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

② 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏ま

て福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。

(ウ) 福祉事務所、自立相談支援機関及び保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏ま

え、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。

(ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

① ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。

② 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

え、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。

(ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

ア ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。

イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

③ 一時生活支援事業等の実施により、ホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について(法第8条第2項第4号関係)

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

① 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。

② ①のほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について(法第8条第2第4号関係)

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

① パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。

② 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

③ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進する。

ウ 自立支援センターやシェルター等のホームレスが入所する施設において、入所者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

ア 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。

イ アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。

イ 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

ウ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について（法第8条第2項第5号関係）

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO及びボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

① 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、NPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

② 地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や施策についての情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して行政担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行う。

③ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について（法第8条第2項第6号関係）

① 近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる状態にある者の存在が指摘されている。

ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした社会変容に伴う社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上（野宿）生活に至る点は、共通する課題としてとらえる必要がある。

(11) ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、NPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

イ 地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や施策についての情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの要望に対して、行政担当者や専門家による協議を行う等各種の支援を行う。

ウ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行う等、その能力の積極的な活用を図る。

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

ア 近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の進行や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されている。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、このような家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという社会的孤立の問題が背景にあり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に至ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後の社会福祉法の中で規定された地域共生社会の実現に向けた取組を進めることが重要である。

② 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に至る者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、キャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因により、そのような状況に至っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援のニーズは存在するため、ホームレスに対するきめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防止することが重要である。具体的には、地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきであるが、市町村単位でホームレスがほとんどいない場合には、広域市

立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に陥ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、以下のとおり地域福祉の推進を図ることが重要である。

(7) 地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。

(イ) NPOや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境づくりを支援する。

(ウ) 民生委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。

(エ) 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用の推進を図る。

イ 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に陥る者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、あるいはキャリア形成に対する意識が低いこと等、様々な要因により、そのような状況に陥っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、ホームレスの数が少ない段階で、きめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防ぐことが重要である。このため、以下の点を踏まえ、積極的にホームレス対策を講ずる必要がある。

(1) 地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきである。しかしながら、市町村レ

町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討することが必要である。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国は、ホームレスの自立支援施策に関する制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス自立支援施策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレスの自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

ベルでほとんどホームレスがない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討する。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国はホームレス対策に関する制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、又は関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立の支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない又は策定過程にある地方公共団体においても、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の生活実態を把握し、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者にとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉法人等の民間団体は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については、以下のとおり見直しをすることとする。

- (1) 本基本方針の適用期間は、この告示の公布の日から起算して5年間とする（ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）。
- (2) 基本方針の見直しに当たっては、適用期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うとともに、地方

なお、実施計画を策定しない地方公共団体や策定過程にある地方公共団体においても、必要に応じて、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスにとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスに対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受ける等、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については以下のとおり見直しをすることとする。

- (1) 本基本方針の運営期間は、この告示の公布の日から起算して5年間とする（ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）。
- (2) 基本方針の見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うものとする。た

公共団体や民間団体が実施した調査等の結果も参考とするものとする。
ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

- (3) 基本方針の見直しに当たっては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）による意見聴取手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする（ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）。

(2) 実施計画策定前の手続

① 現状や問題点の把握

実施計画の策定に当たっては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

② 基本目標

①の現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

③ 関係者等からの意見聴取

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

- (3) 基本方針の見直しに際しては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法による意見聴取手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする。

（ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）

(2) 実施計画策定前の手続

ア 現状や問題点の把握

実施計画の策定に際しては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

イ 基本目標

アの現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

ウ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体など、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

① 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は公表する。

③ 次の実施計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに当たって参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げたホームレス自立支援施策の推進に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に当たっては、1(2)③及び1(3)①により、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針のほか、区域内の市町村が実施計画を策定するに当たって留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体等、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

ア 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

イ 施策評価結果の公表

アの評価により得られた結果は公表する。

ウ 次の実施計画の策定

アの評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに際して参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げたホームレス対策の推進方策に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に際しては、1(2)ウ及び1(3)アにより、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針の他に、区域内の市町村が実施計画を策定する際に留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。